

令和3年度・令和4年度調査研究事業

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定 実態調査報告書

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会

2023年2月

目 次

1	令和3年度障害福祉サービス等報酬改定実態調査概要	1
2	事業所全体調査	3
3	事業種別調査	
	＜生活介護＞	23
	＜短期入所＞	37
	＜施設入所支援＞	47
	＜共同生活援助＞	57
	＜就労継続支援 B 型＞	67
	＜計画相談支援・障害児相談支援＞	81
	＜放課後等デイサービス＞	89
4	新型コロナウイルス感染症関連	
	＜利用者の働くモチベーション、生活の楽しみや意欲の維持のための工夫＞	99
5	参考資料	111

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業所全体調査

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定実態調査概要

<調査目的>

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定では、「障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等」「効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応」「医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進」「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進」「感染症や災害への対応力の強化」「障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し」の 6 つの方向性が示され、全体で 0.56%のプラス改定となりました。

しかしながら、児童発達支援事業や放課後等デイサービス、就労系事業等については加算や単価の改定のみならず、報酬の構造そのものが変わり、今後の事業運営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

そこで、当協議会では、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定の影響や事業所運営の実態について把握し、次期障害福祉サービス等報酬改定に対する意見、要望につなげることを目的に調査を実施しました。

また、併せて、新型コロナウイルス感染症が収束しない中、利用者の働くモチベーションや、生活の楽しみの維持のため、各事業所での工夫した取組状況を把握し、利用者が日々充実して過ごすための支援の向上につなげることも目的としました。

<調査対象>

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会会員施設

※ 令和 4 年 2 月 1 日現在 210 施設

<調査方法>

会員施設に対し、調査票と返信用封筒を配布。郵送又はメールにより事務局宛て提出。

<調査期間>

令和 4 年 3 月 1 日～令和 4 年 3 月 25 日

<回答数>

124 施設（300 事業所）

<調査結果の表示方法>

- 比率は、全て百分率で表し、小数点第 2 位を四捨五入しているため、百分率の合計が 100%にならない場合があります。
- 調査票 A における実施事業数と調査票 B における回答数は、一致しない場合があります。
- 回答数が 10 事業所未満の事業については、参考資料として集計データのみまとめています。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業所全体調査

◇ 考 察 ◇

会員 300 事業所にアンケート調査にご協力いただいた。

1 令和3年度の障害福祉サービス費の増減について

前年度同月比、増収と回答した事業所は 55.1%、減収と回答した事業所 44.9%より多かった。

増収の要因として「報酬改定による増収」と答えた事業所は 28.2%と 4 分の 1 を占めている。これは「報酬改定による減収」と回答した事業所 27.3%の数値と似通っており、増収、減収の要因をそれぞれ 4 分の 1 程度の事業所が「報酬改定」と分析していて、報酬改定の影響は大きかった、といえる。

また、各事業所の回答において、増収、減収の双方で、その要因の 1 位は、「利用者増による増収」37.9%、「利用者減による減収」44.3%と、利用実績に伴う影響を一番に挙げていた。

増収による事業運営への影響についての設問に対しては、34.6%の事業所が「本来必要な経費に充てると、ほとんど余裕がない」と回答し、最も多く、増収だからといって資金が潤沢ではない現状が伝わってくる。ましてや減収となった場合、「経費の削減が必要になり、事業運営に支障がある」と回答した事業所が 26.7%を占め、次いで「人件費は維持し、他の経費削減で対応した」17.8%と、非常に厳しい運営状況であることが推察される。

2 令和3年度報酬改定の評価について

5 段階評価で回答してもらったうち、「評価できる」「どちらかといえば評価できる」のプラス評価をした事業所が 14.8%、「評価できない」「どちらかといえば評価できない」のマイナス評価をした事業所が 29.7%と、概ね 2 倍の差がついた。また、「どちらともいえない」と回答した事業所が 55.5%と半数を超え、増収となっても評価に対し慎重な姿勢をとる事業所が多くあった。

今回の報酬改定は、職員処遇改善や医療的ケア、就労系において一定の改善はあったが不十分、と評価する。増収の要因も、報酬改定ではなく、定員増や開所日の増など、施設・事業所の自助努力によるものが多かった。

各事業所が今回の報酬改定の評価をするに際し、多くの貴重な意見が出されており、ぜひご一読いただきたい。

3 全体調査を通して

一口に障がい児者福祉サービスといっても多種多様な事業所が、広い岩手県内の各地

域で運営を行っている。

児童分野においては、少子化と営利企業の参入などサービスの多様化による利用児童減少は避けられず、利用児確保に苦勞していた。そのうえ、今回の報酬改定の減額の影響による運営難で、多機能化など新たな取組で切り抜けようとしている事業所があった。

成人の分野では、障がい者の重度化・高齢化に加えて、抱える課題の複雑化が進み、一人の利用者に対する支援の量が増大している。しかし、人員配置基準は変わらず厳しいため、容易に人員を増やせないまま事業所運営の困難さは増している。利用者支援に当たる職員の確保は全体的な課題だが、人口の少ない地域は特に厳しく、職員確保・育成・定着は非常に困難な状況にある。また、加算が細かく設定されているため、事務量が大幅に増え、加算取得に追いつかない等、小規模の法人、事業所は対応に苦慮している。会員の皆さんの回答を通じ、このような現状が浮き彫りになった。

4 取り巻く環境と課題

私たちは今、燃料費をはじめ物価の高騰に対応しながら、新型コロナウイルス感染症対策に時間と経費をかけ、ひとたび感染があれば事業は休止し収入が減少する、という状況下で運営を続けている。利用者の健康を守り、良質のサービスを提供し続けるために、基準を上回る人員配置をし、急な加算の廃止や事務量の増加にも対応している。会員施設・事業所の皆さんは、社会的インフラの一つである責任と誇りを胸に、事業者として不断の努力をしておられた。

また、ニーズの多様化・複雑化、家族支援や地域性など、多くの課題に取り組んでおられた。しかし、基本報酬が安すぎ、「運営に影響が出ている」「将来ビジョンが描けない」、特に「給与面で他業種より低く、職員確保が難しい」との意見が多数あった。

提言

- (1) 細かく加算で評価するのではなく、基本報酬に組み入れ、事業運営の安定化を図ると同時に、利用者にとってもわかりやすい報酬構造としていただきたい。
- (2) 物価の高騰の現状に加算の額が見合わないため、食事提供体制加算と送迎加算の継続と増額をしていただきたい。
- (3) 職員確保と定着のため、処遇改善加算の対象の拡大と、福祉サービス業で働くすべての人材のすみずみまで労働の対価が恒久的に行き渡る給与水準に至るよう、額の検討をしていただきたい。
- (4) 生活介護の医療的ケアなど、障がい児者の重度化に見合った区分の創設をしていただきたい。
- (5) 障がい福祉事業の更なる推進のために、施設外就労加算の復活をお願いしたい。
- (6) 入所系事業の通院支援、夜間支援に対し、報酬で正當に評価していただきたい。

さいごに～調査研究委員会より

「このようなアンケートの結果が反映されるようにしてもらいたい」という意見もあった。岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会では、事業者数が少ない事業であっても一つひとつの意見を大切にし、どうすればアンケート結果を効果的に反映させられるか検討し、今後の取組に活かしたいと考えている。

多くの事業所に、多忙な業務の中、たくさんの項目にご回答いただいたことに感謝申し上げます。

調査研究委員会 委員長
與羽 州子（松風園）

事業所全体調査

1 実施事業

事業名		回答数
【訪問系サービス】		
1	居宅介護	1
2	重度訪問介護	1
3	同行援護	1
4	行動援護	1
5	重度障害者包括支援	0
【日中活動系サービス】		
6	生活介護	64
7	短期入所	30
【施設入所系】		
8	施設入所支援	29
【居住支援系】		
9	共同生活援助	19
10	日中サービス支援型共同生活援助	2
11	自立生活援助	1
【訓練系サービス】		
12	自立訓練(機能訓練)	1
13	自立訓練(生活訓練)	8
【就労系サービス】		
14	就労移行支援	9
15	就労継続支援A型	8
16	就労継続支援B型	64
17	就労定着支援	4
【相談系サービス】		
18	計画相談支援・障害児相談支援	19
19	地域移行支援	4
20	地域定着支援	5
【障害児通所支援】		
21	児童発達支援	7
22	医療型児童発達支援	1
23	放課後等デイサービス	13
24	居宅訪問型児童発達支援	0
25	保育所等訪問支援	0
【障害児入所支援】		
26	福祉型障害児入所施設	2
27	医療型障害児入所施設	2
【地域生活支援事業】		
28	地域活動支援センター	4
合計		300

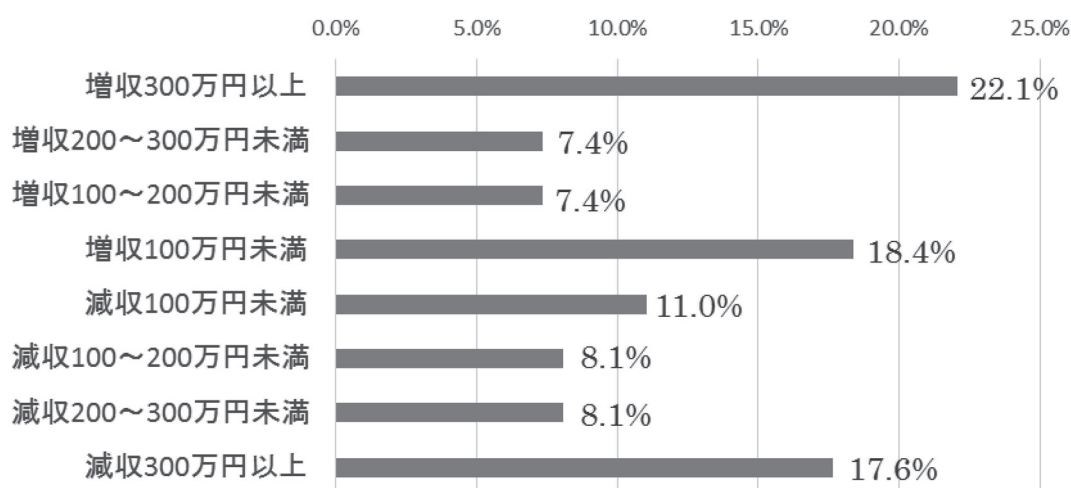
2 貴事業所全体の障害福祉サービス収入についてお伺いします。令和2年度上半期を100とした場合、令和3年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。(小数点以下四捨五入)

令和2年度上半期(4月～9月)の収入	令和3年度上半期(4月～9月)の収入
100%	平均 100.4%

3 貴事業所全体の障害福祉サービス収入についてお伺いします。令和2年度と令和3年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- 増収と回答した事業所が、全体の55.1%を占める。
- 減収と回答した事業所が、全体の44.9%を占める。

令和2年度と令和3年度の増減額予測



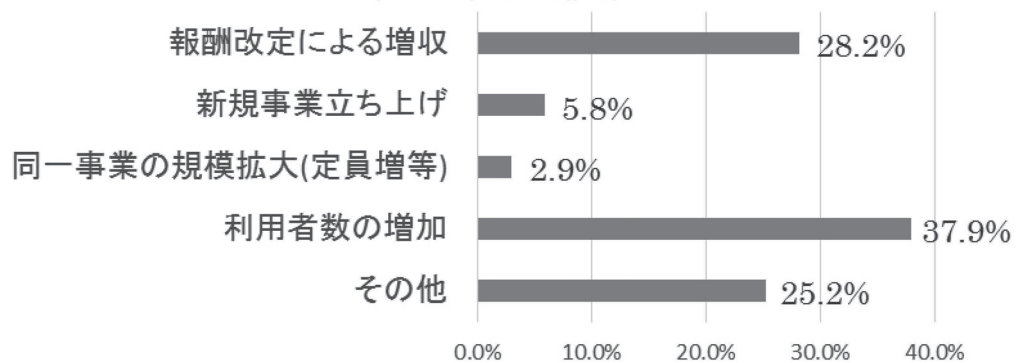
項目	減収300万円以上	減収200～300万円未満	減収100～200万円未満	減収100万円未満	増収100万円未満	増収100～200万円未満	増収200～300万円未満	増収300万円以上
回答数	24	11	11	15	25	10	10	30

4 問2において、100%以上(増収)と回答した事業所のみ回答してください。

(1) 収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。(複数回答可)

- 「利用者の増加」と回答した事業所が最も多く、全体の37.9%を占める。
- 次いで「報酬改定による増収」と回答した事業所が、28.2%と続く。

収入が増えた要因(複数回答)



項目	回答数
報酬改定による増収	29
新規事業立ち上げ	6
同一事業の規模拡大(定員増等)	3
利用者数の増加	39
その他	26

【「その他」の回答】 ※自由記述

【加算の取得】

- ・ R2 年度は配置上減算となっていたため
- ・ 新たな看護職員加算Ⅲ、重度加算のおかげで増収と思うが。
- ・ 加算区分の変更に伴う増収
- ・ 個別サポート加算（Ⅰ）を取得している利用児童が多いため
- ・ 取得加算の見直し
- ・ 新規加算取得
- ・ 処遇改善加算の導入開始
- ・ 特定処遇改善加算
- ・ 体制加算の取得による増収

【利用率の変化】

- ・ 介護へ移行する人のモニタリングがあった
- ・ 計画作成が多かった
- ・ モニタリング件数の増による増収
- ・ 利用者出勤率向上
- ・ コロナ禍に伴う他事業所利用控え等

【事業見直し】

- ・ 放デイの定員変更 20 名→10 名
- ・ 定員減による給付費単価の増
- ・ 報酬区分の変更（2）
- ・ 多機能型への移行

【障害者支援区分の変更】

- ・ 支援区分の上昇（2）
- ・ 日中支援数の増。
- ・ 障害支援区分が高い利用者の比率が増加
- ・ 障害支援区分の重度化

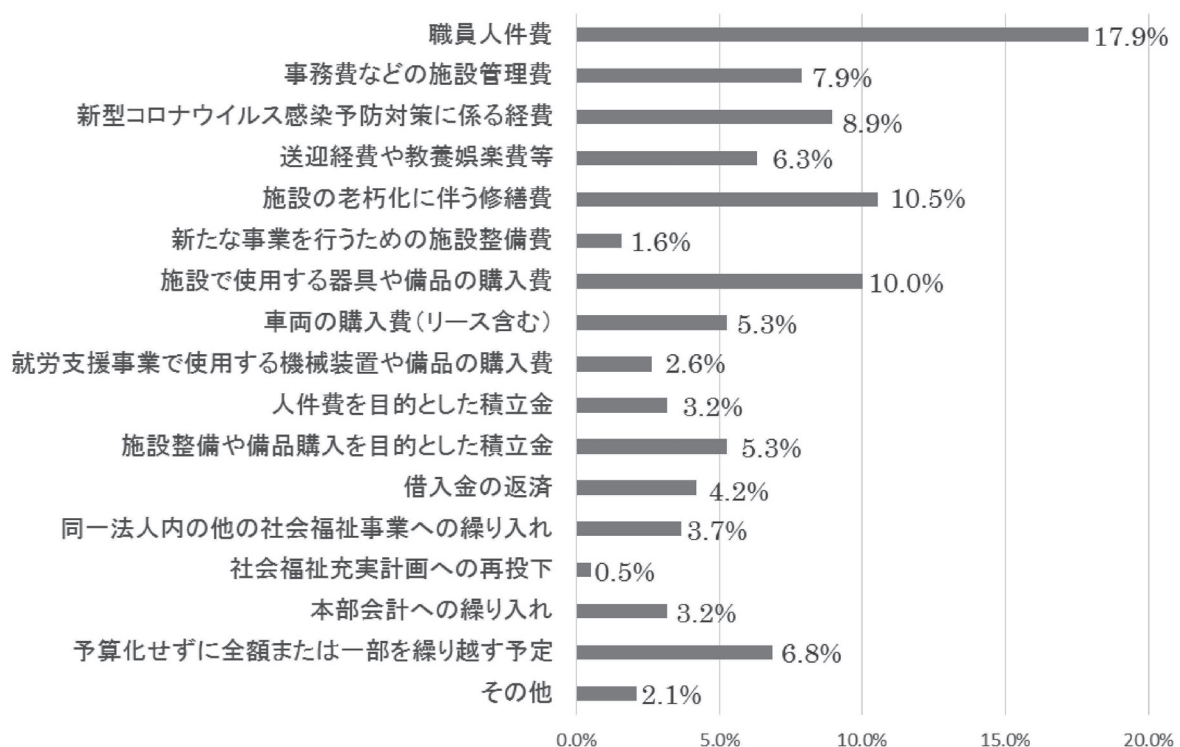
【その他】

- ・ 公設保育所 3 施設は緊急事態宣言期間中もパンの購入を継続してくれた。県立病院販売では宣言期間中でも販売を許可していただいた。地域の方々に支えられた。利用者の健康に注意し、充足率を支えた。
- ・ 市町村委託料に変更がなく増減なし
- ・ 平均工賃が上がり、給付と単価が上がったため
- ・ 補助金の増収
- ・ 令和 2 年度はコロナの影響により休業が多かったため

(2) 増えた収入はどのような予算科目に反映する予定ですか。該当する全ての項目に○印をつけてください。

- 「職員人件費」と回答した事業所が最も多く、17.9%を占める。

予算科目への反映(複数回答)



項目	回答数
職員人件費	34
事務費などの施設管理費	15
新型コロナウイルス感染予防策に係る経費	17
送迎経費や教養娯楽費等	12
施設の老朽化に伴う修繕費	20
新たな事業を行うための施設整備費	3
施設で使用する器具や備品の購入費	19
車両の購入費（リース含む）	10
就労支援事業で使用する機械装置や備品の購入費	5
人件費を目的とした積立金	6
施設整備や瓶購入を目的とした積立金	5
借入金の返済	8
同一法人内の他の社会福祉事業への繰り入れ	7
社会福祉充実計画への再投下	1
本部会計への繰り入れ	6
予算化せずに全額または一部を繰り越す予定	13
その他	4

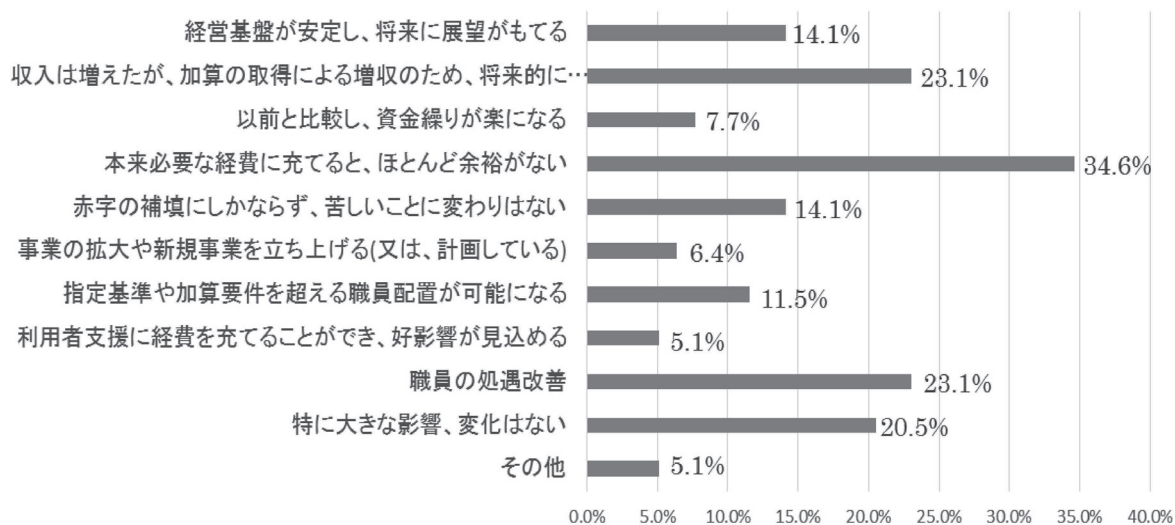
〔「その他」の回答〕 ※自由記述

- ・ 上半期は昨年度を上回っているが、下半期の落ち込みで実質減収
- ・ 施設移転資金
- ・ 前年度の赤字補填
- ・ 予備費として計上

(3) 増収により事業所運営にどのような影響が見込まれますか。該当する全ての項目に○印をつけてください。

- 「本来必要な経費に充てると、ほとんど余裕がない」と回答した事業所が最も多く、34.6%を占める。
- 次いで、「収入は増えたが、加算の取得による増収のため、将来的には不安である」「職員の処遇改善」がそれぞれ23.1%と続く。

増収による事業所運営への影響



項目	回答数
経営基盤が安定し、将来に展望がもてる	11
収入は増えたが、加算の取得による増収のため、将来的には不安である	18
以前と比較し、資金繰りが楽になる	6
本来必要な経費に充てると、ほとんど余裕がない	27
赤字の補填にしかならず、苦しいことに変わりはない	11
事業の拡大や新規事業を立ち上げる(又は、計画している)	5
指定基準や加算要件を超える職員配置が可能になる	9
利用者支援に経費を充てることができ、好影響が見込める	4
職員の処遇改善	18
新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じることができる	0
特に大きな影響、変化はない	16
その他	4

〔「事業の拡大・新規事業の立上げ」の具体的回答〕 ※自由記述

- ・ 共同生活援助の計画、グループホームの移転計画

〔「利用者支援に経費を充てることができ、好影響が見込める」の回答〕 ※自由記述

- ・ 施設移転により住環境の向上が見込める。
- ・ 他サービスでは対応できない事例に対応可能となる。

〔「その他」の回答〕 ※自由記述

- ・ 原油高騰による物品の値上げが心配
- ・ 今後、放課後等デイサービスの制度改正が見込まれており、将来についての見通しを持つのが難しい。

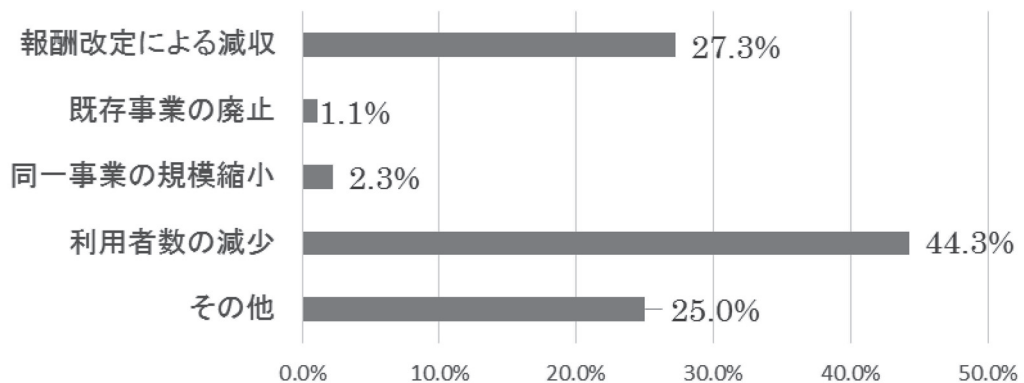
- ・ 人員の補充によるサービスの向上
- ・ 報酬改定による増収ではなく、常に事業存続の危機にある。

5 問2において、100%以下（減収）と回答した事業所のみ回答してください。

(1) 収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

- 「利用者数の減少」と回答した事業所が最も多く、44.3%を占める。
- 次いで、「報酬改定による減収」と回答した事業所が、27.3%と続く。
- 「その他」の回答としては、コロナによる影響が多かったことがうかがわれる。

減収の要因(複数回答)



項目	回答数
報酬改定による減収	24
既存事業の廃止	1
同一事業の規模縮小	2
利用者数の減少	39
その他	22

【「その他」の回答】 ※自由記述

【加算】

- ・ 加算が取得できなかった
- ・ 加算の変更 取得できなかった
- ・ 就労 B 型重度障害者支援体制加算の減額
- ・ 職員の退職、病休、育休等により人員体制加算が変更になった
- ・ 職員の欠員による加算区分の減
- ・ 予定していた加算が取得できなかった

【利用者の状況変化】

- ・ 高齢化による疾病に対する通院数の増加、高齢者サービスの併用

- ・ 長期入院の利用者さんがいた。
- ・ 利用日が不定期的人が多い。入院や体調不良で休んでいる人がいる。

【コロナ関連】

- ・ 契約者数に変化はないが、コロナ関連で受入自粛、利用キャンセル、事業所休止期間などがあったため。
- ・ コロナ感染予防やワクチン接種に関連した休みの増加、コロナ等による休み
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大による利用控えや予防のための対応、利用率の低下、関係機関との調整（複数）
- ・ 利用者がコロナに感染等、事業所を 6 日間休業
- ・ 販売会、イベントの中止、施設外実習の契約終了

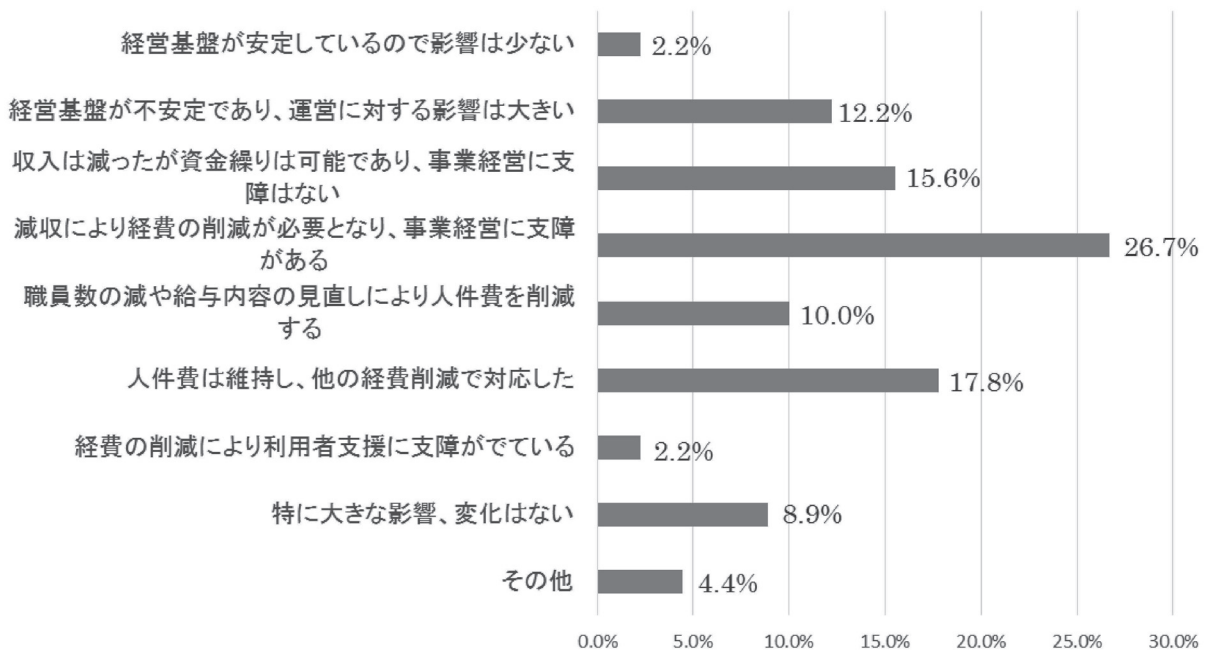
【その他】

- ・ 施設外就労の場 1 か所が、火災に見舞われたため等
- ・ 定員 30 名→20 名に変更。サテライトショップの廃止。
- ・ 利用者は増加したが、利用日数が減少した。

(2) 減収により事業所運営にどのような影響が見込まれますか。該当する全ての項目に○印をつけてください。

- 「減収により経費の削減が必要となり、事業経営に支障がある」と回答した事業所が最も多く、26.7%を占める。
- 次いで、「人件費は維持し、他の経費削減で対応した」と回答した事業所が、17.8%と続く。

減収による事業所運営の影響



項目	回答数
経営基盤が安定しているので影響は少ない	2
経営基盤が不安定であり、運営に対する影響は大きい	11
収入は減ったが資金繰りは可能であり、事業経営に支障はない	14
減収により経費の削減が必要となり、事業経営に支障がある	24
職員数の減や給与内容の見直しにより人件費を削減する	9
人件費は維持し、他の経費削減で対応した	16
経費の削減により利用者支援に支障がでている	2
特に大きな影響、変化はない	8
その他	4

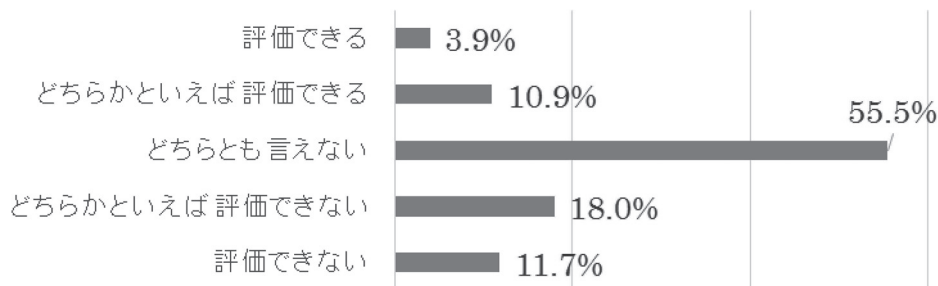
【「その他」の回答】 ※自由記述

- ・ 基本報酬は年度をさかのぼっての評価が可能だったが、来年度以降、前年度の平均工賃による評価になると大幅な減額となり、経費の削減等が必要になる。
- ・ コロナ関係で利用者が不定期利用による減少
- ・ サービス種の見直しが必要である。
- ・ 法人全体で資金繰りを行った。

6 貴事業所としての令和3年度報酬改定に対する評価をお伺いします。1から5のうち該当する番号を1つ選んで○印をつけてください。また、よろしければその理由をご記入ください。

- 「どちらとも言えない」と回答した事業所が最も多く、55.5%を占める。
 ○ 「どちらかといえば評価できない」「評価できない」と回答した事業所は、合わせて29.7%を占める。

令和3年度報酬改定に対する評価



項目	回答数
評価できる	5
どちらかといえば評価できる	14
どちらとも言えない	71
どちらかといえば評価できない	23
評価できない	15

【具体的な理由】

「評価できる」

- ・ 工賃実績で基本報酬が決定され、日頃の生産活動の支援が評価されていると実感できるから。
- ・ 重度者支援体制加算が有効に使用できている。
- ・ 労働時間、生産活動など多様な働き方・取組を評価していただいたと思う。
- ・ 職員の処遇改善により、職場定着率の向上につながるから。

「どちらかといえば評価できる」

- ・ 職員の処遇改善につながっているため。
- ・ 多少なりとも職員の給与環境を向上させることができたから。
- ・ 平均工賃月額の詳細化により、就労の報酬単価が上がった。
- ・ コロナ禍で売上が減少している中、サービス費が総額になったことは助かりました。
- ・ 特定事業所加算の基準が見直された事で機能強化型加算（Ⅰ）の申請や算定月以外の加算が取得できるようになった。手厚い支援が適切に評価されるようになった。
- ・ 就労移行支援体制加算の増額が大きい。
- ・ 前年度より報酬単価が上がっているため。
- ・ 重症心身障害以外にも医療的ケア児の区分ができ、報酬単価が上がったことが評価できる。

「どちらともいえない」

- ・ 利用者の確保が難しかった。
- ・ 当事業所は、人員体制も主任配置加算も改定前報酬時から変更ないため、基本報酬に変化はなく、新規計画を作成するしか大幅な増収が計れないが、委託事業も受託しており新規計画の受容に限界があるため。
- ・ 報酬単価自体は上がったものの、コロナ禍における就労支援事業収入は安定せず、見通しが持てずにいるため。
- ・ 入所については、職員配置基準が上がったり、加算が新設されるなどがあったが、放課後デイは大きなマイナス改定だったため。
- ・ 制度設計上、就労支援 B 型は高い工賃に対し高い報酬という仕組みのため、それに従って高い工賃が払える努力をただけのことである。どちらとも言えないのは、この制度設計が障がい者の「働く意欲」につながると思うが、重度障がい者の「働く」をどう考えるのかという矛盾する点もあり、検討は必要と考えるため。
- ・ 多機能型故、プラス評価の事業とマイナス評価の事業（就労移行支援）が混在する。
- ・ GH の運営上、当法人では影響は無かった。今後、夜間支援の必要性が出てきた場合、影響も考えられる。
- ・ 施設それぞれの特性もあるが、増収の実感があまり感じられない。
- ・ 定員を増員したことによる増収だった。今後は、人件費等処遇の改善等も考えるとなかなか喜べない現実である。

- ・ 初回加算の追加や集中支援加算等、報酬対象となる業務が拡充されてはいるが、算定要件が細かく要件を満たせずに請求できない。
- ・ 今回の報酬改定により、福祉サービス等の報酬は減収している。利用者数が増加したため、収入を維持できているが、個々の単位数は減少している。特に施設外就労に関する報酬がなくなったことが、要因である。
- ・ 訓練給付などのサービスで報酬単価が上がった一方で、サービス種別によっては微増に留まる、もしくは定員によっては下がったところがあるため。
- ・ ほぼ影響がなかったため。
- ・ 新たな加算は、たまたま人員がいて行えたが、体制が整わなければ取得できない。基本の報酬は下がり、特定処遇改善の利率も下がり、処遇が低下している。
- ・ 医療的ケアが必要な方の支援を手厚くする等意図は理解できるが、実際には人材や設備の確保など課題が大きい。
- ・ 今年度は利用者の入退所に関わるもの及び新型コロナ感染症により入所者の帰省が減少したこと等が増収の主な理由となっており、報酬改定による直接的な影響は判断しきれない。
- ・ 自立訓練の標準利用期間により単位が変更（減算）となるので期間でのサービス提供が困難である。
- ・ 報酬単価や加算は上がっているが、更なる向上が望まれる。

「どちらかといえば評価できない」

- ・ 施設外就労加算がなくなり、収入に影響が出ているため。
- ・ 事業所の運営が難しい所が増えてきている。報酬増が無ければ今後はますます厳しい。
- ・ 平均工賃額によって報酬が変わることについて地域によって作業量に格差があることから、一律で報酬を決めるのは評価できない。
- ・ 減収の恐れがある。
- ・ 人材獲得が難しい現状。（看護師）で加算も増やしていく事が厳しい。
- ・ 基本報酬の減額が厳しかった。
- ・ 大切なことではあるが虐待防止委員会の設置の義務化や BCP の作成義務化などで事務量ばかりが増えていく。収入に関しては取得できる加算がない（加算取得のためには職員の配置等の要件が厳しく、結果、人件費が切迫する）ので、全く期待できない。
- ・ A 型スコアに関する定義が曖昧。令和 3 年 4 月の報酬改定書類の提出時に、初めから指導していただければ実地指導において大幅な過誤調整（－200 万以上）にならなかったのではないかと思います。
- ・ 事業収入より処遇改善に関する支出が多い。
- ・ 施設外就労加算の廃止により農福連携には消極的運営となった。また、基本報酬の類型化による地域協働加算やピアサポート実施加算は一部の限られた事業所にしか利点はなく、導入に関しては検討の余地もなかった。
- ・ 短期入所の支援区分の報酬単価は区分ごとに 1 単位上がったが、事業所の主となる

事業の生活介護、施設入所の支援区分報酬単価が全体的に下がったため、収入が減少となった。

- ・ 当事業所において、影響のある加算自体が少なかったため。ほぼ横ばいの状態であったが、コロナ感染者が出た場合は、大幅な減収になっていたと思われる。
- ・ 収入が減った事業所もあり、評価できなかった。
- ・ 施設外加算があることから近年、農福連携による作業を多く取り入れたが、今年、加算外となり必要経費の確保が大変である。
- ・ 小規模な事業所には施設外就労加算が廃止となり、とても苦しい運営となっている。
- ・ 処遇改善臨時交付金について 2、3 月で交付される交付金を報道等で 9 千円の賃上げを謳っているが金額的に全職員で折半すると 9 千円にはならない。
- ・ 広範囲地域からの送迎が必要であり車両費・人件費の負担が膨大。
- ・ スコア方式は面倒である。

「評価できない」

- ・ 現在の報酬単価では、現場支援職員の確保できない。
- ・ 地域移行に向けた就労系や重度障がい者への手厚い支援等での報酬増額は理解できるが、当該事業所のような区分 3、4 の方が主な利用者の事業所は減額となっており、具体的な理由が示されていないように思う。
- ・ コロナの影響で自宅待機が増えている中、通所できなくても給付費を請求できるようにしてほしい。
- ・ 日払い方式の廃止。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連する対策が不十分。
- ・ 放課後等デイサービスの報酬改定は、頻繁に行われる上に報酬の構造も大きく変わることが多い。そのため、将来に向けて安定した収益が見通せず、事業の運営に支障をきたしている。
- ・ 加算の減。
- ・ 加算が相変わらず複雑。
- ・ 基本報酬が増えている訳ではなく、加算を取得することで増収となるが、当法人のように規模が小さい事業所では取得できる加算が少なく、また事務作業も煩雑であり、とても対応できないため。
- ・ コロナ禍に加えて、報酬改定による収入減の影響が大きい。
- ・ 減収により、軽費の方が大きくなったため運営継続が困難になったため。
- ・ コロナの現状を踏まえた報酬改正とは思えない所があるため。
- ・ 職員の人件費の確保や必要経費等を安定させたい。
- ・ 施設外就労加算を急になしにした。地域の企業とつながり施設外就労が続いているので、職員を増やして対応している。加算がなくなり、かなり厳しい状況である。

7 次期報酬改定に向けて、ご意見がありましたらご記入ください。

- ・ 「施設外就労加算の復活」をお願いしたい。
- ・ 基本報酬を増額してもらいたい。

- ・ 加算関係の書類を簡素化してもらいたい
- ・ このようなアンケート結果が反映されるようにしてもらいたい。
- ・ コロナ渦で明らかに通所できる日数が減ってきているので、その面に関しての新しい報酬
- ・ 送迎加算の増額
- ・ 平均工賃による基本報酬の設定の改善（千円単位で）
- ・ 共同生活援助の報酬の見直し
- ・ 介護、福祉職員処遇改善の上乗せ
- ・ 就労に関する支援の評価→就労継続支援 A 型または、一般就労を退職し基本相談で関わった際、雇用保険等の同行等の手続きの支援に対する評価をいただきたい。
- ・ 継続支援中に状態に変化が生じ通常の支援以上に時間がかかった場合の追加の評価をいただきたい。
- ・ 処遇改善加算の対象を事務職や管理職、自発管・サビ管の在任者等一定の要件を付けて良いので拡げて欲しい。
- ・ 事業所独自で加配した場合について評価する仕組みを創設して欲しい。
- ・ 食事提供体制加算の継続をして欲しい
- ・ 処遇改善加算の対象を直接処遇職員だけではなく、間接処遇職員にも広げて欲しい。
- ・ 相談支援事業と共同生活援助の報酬アップ。
- ・ 処遇改善加算の増額。
 - ① 共同生活事業：日中支援加算の1日目からの適用。余暇、休日支援に対する評価、② 放課後等デイ：基本報酬及び延長支援加算、送迎加算の引き上げ。（送迎距離が長くなってきているのに加え、燃料費の高騰により経費が膨らんできている。）
 - ③ 相談支援：相談支援業務の評価と基本報酬の引き上げ。以上について検討を願いたい。
- ・ ① 就労継続支援 B 型の重度障害者支援体制加算等の要件見直し（緩和）、② 就労継続支援 B 型の平均月額工賃による基本報酬の算定区分の根本的見直し（廃止）
- ・ A 型事業所の実態に注目して、改定に取り組んで欲しい。
- ・ GH 夜間支援について報酬を上げて欲しい。
- ・ GH 利用者の高齢化が進んでおり、更に支援が必要になっている。年齢によって報酬の見直しが必要ではないか。
- ・ 令和 4 年 10 月から報酬として処遇改善臨時交付金に代わる改定が実施されると思いますが、報道等で謳っている 9 千円アップとなるよう報酬の改定を期待します。
- ・ 改めて、施設外就労加算について検討して欲しい。
- ・ 医ケア・重心に向けた加算を希望します。
- ・ 一時的な加算だけではなく、継続的な報酬単価の増加により、支援者側が人力的、継続的に就労できる環境や整備ができるようにしてもらいたい。
- ・ 一般企業への就職や地域との関わりを重視する方向性は良いことだが、就職には至らずも施設外で地域と関わり、仕事をしている利用者もいる（B 型）ということに関して、評価をしていただきたい。
- ・ 加算ではなく、基本となる単価を上げて欲しい。

- ・ 加算内容の見直しや基本報酬を上げて欲しい。
- ・ 加算の拡充や新設がされたが、要件が細かく実際に算定することは難しいと感じている。算定要件が緩和されることを望みます。
- ・ 加算も事業所運営が行える一つの方法ですが、体制加算では地方の人口が少ない所では人員を揃えるのも大変な中、経営改善には難しいケースもあると思われる。
- ・ 過疎地の報酬について配慮が必要 1人の利用者でも30Km以上の送迎が必要となっている
- ・ 給付費が多いことにこしたことはないが、児童発達の利用者減少が避けられない。次年度は児童発達、放課後等デイサービス等の多機能型を考えている。
- ・ 居宅系のサービスは利用者の自宅や身近で1対1のサービスが求められることから、状況に応じた設定にしてほしい。居宅介護は、世間一般的に「介護保険の障がい版」という認識があると感じられるが、障がいの特性上支援が必要となることから、支援内容の違いによる報酬の違いだけではなく、区分による違いがあってもいいかと思う。
- ・ コロナの現状が長引くようであれば、それを加味した特別報酬等を検討してほしい。
- ・ 今回の報酬改定で年間130万円ほどの減額となっている。毎年、厳しい運営状況の中、この減額は大きく、また今年は特に燃料費高騰により施設の決算は赤字の見通しである。報酬単価を下げる理由が示されないことにより、我々のサービス種は国の施策として今後必要でないと思ってしまう。
- ・ 事業継続計画（BCP）の策定に当たり、災害や感染症対策を見直している。その中では、昨今の大雪への対策が含まれ、除雪機等の買い替えや増設整備が喫緊の課題となっている。よって、寒冷地に特化した加算等の増設を検討していただきたい。
- ・ 事業者、利用者にとって分かりやすい報酬構造にしていきたい。一部の加算は基本単価に組み入れても良いと思われる。
- ・ 施設外加算の復活。
- ・ 施設外就労加算の再開：小規模でも安心して運営ができるような加算を考えて欲しいです。頑張って働く利用者とそれを支える職員のモチベーションも上がります。
- ・ 指定基準より多く職員配置をしている分、評価がもう少し高くてもいいのかと思います。
- ・ 児童分野は報酬単価が安く、毎年入れ替わり（児童数減少）になるため、大幅な報酬の見直しを期待する。
- ・ 重度障がい者、医療的ケア、強度行動障がいの利用推進が求められているかと思う。対応可能か事業所内でも検討を重ねていきたい。
- ・ 就労移行支援事業について、就労実績に対する評価が大いに不満（就労者が出ると通所者が減り、収入減となる構造など）。
- ・ 就労継続支援B型において、平成30年度に廃止となった目標工賃達成加算を復活させて欲しい。送迎加算において、病院等への通院に対応した場合にも加算できるようにしてほしい。
- ・ 障がい特性に配慮した報酬（個別サポート加算）。
- ・ 職員の待遇昇給できない。

- ・ 処遇改善加算の取り扱いについて、相談支援事業も対象としていただきたい。
- ・ 自立訓練、宿泊型の有期限または期限の見直しを検討してほしい。
- ・ 自立生活援助サービスの報酬を訪問回数単位となる様に改定して欲しい
- ・ 新型コロナウイルス感染症等で通所できない利用者に対し、電話等で支援を行うことがあるが、加算も取れず人と時間を費やす。その点について報酬の対象にして欲しい。また、ガソリンや昼食材料代の高騰に対して送迎加算及び食事加算が低いためニーズに合った報酬を望む。
- ・ 生活介護においても区分以外に医療的ケアの区分を新設して欲しい。
- ・ 精神障がい者を主な対象者とする事業所では、日払い方式ではなく、人件費等を定額払いとした２段階方式にして欲しい。
- ・ 送迎加算、食事提供加算の継続。
- ・ 日中サービス支援型の共同生活援助事業の趣旨は理解しますが、区分の低い利用者の単価減については、単に利用者の状態だけが判断材料にされていて、その土地、その方の多岐にわたる諸事情を加味することができず、選択肢を狭めていると感じます。区分の低い利用者の単価の増を望みます。
- ・ 入所施設の場合、重度・高齢化や行動障害といった多様化する利用者の受け皿として大きく期待されている。関連して施設を利用しながら入院加療も必要なケースも多く、入院中も病院や家族とのやり取りは続く＝入院中も間接的に手厚い支援をしている。よって、退院後の施設利用者の再開に向けて施設側も努力しており、利用者の多様化に対応するためにも、入院時に基本報酬がゼロの状態ははっきり言って継続した受け入れを躊躇することにもなるので、新たに入院中の加算を創設するといった検討をお願いしたい。
- ・ 農福連携を推進しているのに施設外就労加算が廃止となったが、就労場所ごとに車両が必要となり車両費等を考慮し施設外就労加算を復活してもらいたい。
- ・ 福祉サービス業の賃金は、未だ他業種と比べて低いことが多く敬遠されがちである。施策により一定の改善が生じているものの、まだまだ不十分であると感じられる。次期報酬改定においては、福祉サービス業で働く全ての人材のすみずみまで労働の対価が恒久的に行き渡る仕組みとなることを切に願う。
- ・ 福祉施設の報酬の見直しを行い職員の給料面を安定させたい。ベースを上げることにより離職率の減少や新たな人材の確保及び育成ができると思います。
- ・ 放課後等デイサービスの制度変更について、わかり次第早急に情報提供願います。
- ・ 夜間支援（施設入所支援）についても目を向けていただけたらと思います。加算ではなく、基本情報が低すぎると感じていますので、それらの是正を図ってもらえたらいいなあと。
- ・ 利用者さん一人ひとりの報酬単価を上げて欲しい。下がれば施設経営に支障をきたしてしまう。安定した施設経営が利用者さんへのよりよい支援につながる。まだ、重度の利用者さんが多ければ多いほど職員の人数も増やさなければならない。人件費がかかる。そのような面も考えてもらいたい。
- ・ 食事提供加算、送迎加算はなくす事なく、今まで通りにして欲しい（ガソリンが高騰し、かなりの経費がかかる）。

- ・ 利用者の課題や目標、日々の悩みなどに真摯に向き合い、精一杯寄り添った支援を行っても、スコアの定義に沿うもの=良い支援と形作られ、型にはまっている部分が報酬単価として評価されてしまうのが残念です。経営が厳しくてA型事業所が多く廃止している中で、今回の改定でさらに厳しくなった所もあると思います。弊社も－400万以上減収になりました。
- ・ 利用者の高齢化・重度化が進み、本人だけでは通院が困難であるが家族の協力も得られない。そのような利用者の増加に伴い、職員が通院支援を行っている現状がある（本人負担なし）。通院支援の具体的な内容については、定期通院の受診、通院の送迎、担当医への状況報告、薬局での処方箋・会計の支援、次回通院の予約、薬の増減について看護師・関係者への伝言等の業務がある。通院支援に費やす時間は平均2～3時間（往復の送迎含む）であり、利用者1名に職員1名が付き添うため大きな負担となっている。加算等の正当な評価をお願いしたい。
- ・ 利用者の高齢化が進んでいる。加齢により作業能力の低下した利用者を多く抱える事業所を下支えするような報酬改定を望む。
- ・ 利用する予定の者・児がキャンセルとなった場合の報酬が入らないと経営に支障がある。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業種別調査

<生活介護>

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業種別調査 <生活介護>

◇ 考 察 ◇

生活介護の実態調査は、64の事業所から回答が得られた。令和2年9月次と令和3年9月次の比較では、利用定員は増減なく現員数は0.9名の微増であった。

1 令和2年度と令和3年度の報酬の増減比較

- (1) 生活介護の障害福祉サービス等収入は、令和2年度上半期を100%とした場合、令和3年度上半期の平均は101.5%となり増収となっている。これは、「報酬改定外の要因による増収」が全体の69.4%を占め、「報酬改定による増収」は30.6%である。

「報酬改定外の要因による増収」の具体的な項目は、「利用者の増加」が68.0%である。その他の回答では、「コロナの影響により外泊や帰省が減少したこと」、「前年度コロナ休業・減収があったこと」、「利用者の障害支援区分の変更」、「利用定員の増加」が挙げられる。

一方、減収の要因では、「報酬改定による減収」と回答した事業所が全体の62.5%を占める。具体的な項目では、「報酬単価そのものが減額した」が58.8%、「加算が取得できなかった」35.3%であった。「報酬改定以外による減収」の主な要因は「利用者の減少」68.0%であった。

- (2) 食事提供体制加算について、令和3年9月末時点の現員数の平均30.6名のうち、53.6%が対象となっており、重要なサービスであることがわかる。

食事提供体制加算が廃止された場合の影響について、「利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく」と回答した事業所が最も多く全体の62.2%を占める。その他の回答では、「現時点では未定」、「実費負担が増えると他の事業所へ変更してしまう利用者が出ると考えられる。減収の要因になりかねないため要検討中」など、慎重な意見もあった。

- (3) 送迎加算については、令和2年度と比較した場合「増減なし」と回答した事業所が全体の61.4%を占めた。増収と回答した事業所は15.8%、減収と回答した事業所は22.8%であった。令和3年度9月次の利用者現員数平均65.9名のうち、54.3名(82.4%)が送迎加算の対象となっている。また、送迎に要する片道の距離については、10km未満の利用者が61.0%、10km以上20km未満の利用者が29.4%、20km以上は9.6%であった。遠方から事業所へ通所している利用者が多くいることもわかった。

送迎加算が廃止された場合の影響については、「利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく」と回答した事業所が最も多く全体の39.6%、「利用者に当該加算相当分の経費を負担いただき送迎を継続する」が32.1%を占めた。その他の回答では、送迎加算を廃止された場合、「事業所を運営できない」との意見もあった。

2 報酬改定に対する評価

令和 3 年度の報酬改定の評価については、「どちらとも言えない」と回答した事業所が最も多く、全体の 62.3%を占めた。具体的な理由としては、「大幅なプラス改定がない限り厳しい経営状況は変わらない」「利用率が前年度より増え増収になったが、単価が下がったことは残念に思う」「利用者定数を増やした事による増収であり、報酬改定による増収の実感はない」「あまり報酬改定に係る影響がなかったため」「基本報酬が減額となったため」との声があった。

3 制度上の課題

生活介護の制度上の課題については、「基本報酬の単価を上げて経営が安定する報酬体系にして欲しい」「複数ある処遇改善加算を統一して欲しい」「処遇改善加算について、支援員も事務職員も利用者に関わることから一律に支給しているが、法人持ち出しで調整している現状。一律支給を続けていかないと職員のモチベーションが下がってしまう。今後の財政面が不安になる」「食事提供体制加算は、報酬改定が行われる度に議論されているが利用者へ安定的な食事を提供する必要が理解されないことがわからない」「送迎加算は、減額されているが山間部や長距離であること、燃料費の高騰が継続している状況でありプラスの配慮をお願いしたい」「利用者の高齢化や障害の重度化が進行するため支援・介護の負担が増えてきている。障がい支援区分の判定をもっと短いスパンで実施していただきたい」「障がい支援区分 4 と区分 5 の単価の乖離が大きい。区分 4 の単価を見直して欲しい」との意見があった。

生活介護では高齢化・重度化が課題であり、職員の支援度が増加傾向にある。利用者が安全に安心して利用できるよう、質の高い人材を確保・育成する必要がある、人件費（全職種）と報酬のバランスを保てるよう加算を基本報酬に組み込んで欲しいとの声が複数あった。

提 言

- (1) 食事提供体制加算と送迎加算については、利用者にとっても事業所を運営する側にとっても必要であり単価を減額せず、今後も継続していただきたい。
- (2) 処遇改善加算の対象範囲を全職員に拡大していただきたい。
- (3) 複数ある処遇改善加算を（現在の数値を維持しつつ）統一していただきたい。
- (4) 障がい支援区分の単価と判定期間を見直し、支援度に合致したものにしていきたい。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大（クラスター）防止対策のため、「職員の濃厚接触者を自宅待機とする影響で人手不足となり運営できず、臨時休業した場合」や「利用者の濃厚接触者を自宅待機とする影響で日々の利用減少の場合」は、直接報酬の減収になるため経営が不安定になる。安定した事業所の運営ができるよう、報酬は利用日額ではなく月額で支給するよう検討いただきたい。
- (6) 電気・ガス・灯油・ガソリン等の価格上昇、食品や衛生用品等の消耗品の急激

な物価高騰により、非常に厳しい経営状況にある。緊急の補助を早急に検討いただきたい。

調査研究委員会 委員
塚本 圭（生活介護うららか）

1 実施事業

生活介護（回答数：64 事業所）

- 2 選択いただいた事業の各年度 9 月末時点での定員及び現員数を記入してください。なお、定員が定められていない事業については、各年度 9 月末時点の延べ対応件数(利用者数)を備考欄に記入してください。

令和 2 年 9 月次		令和 3 年 9 月次	
利用定員	現員数	利用定員	現員数
平均 61.1 名	平均 60.2 名	平均 61.1 名	平均 61.1 名

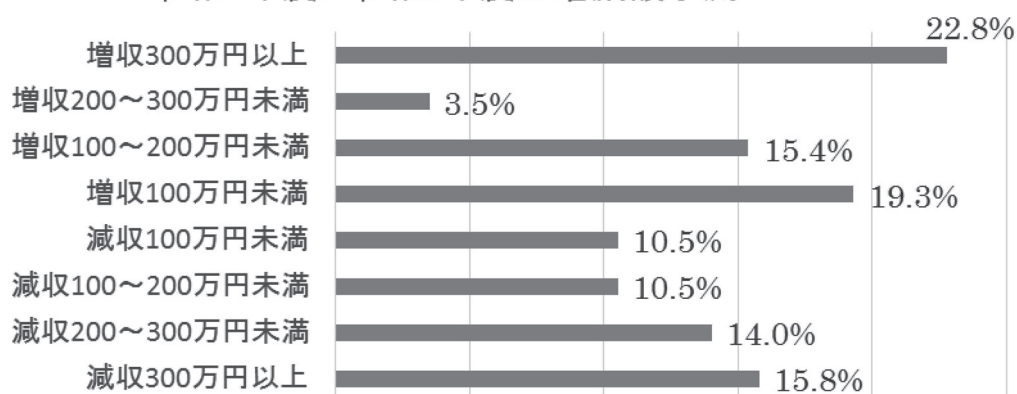
- 3 選択いただいた事業の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。令和 2 年度上半期を 100 とした場合、令和 3 年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。（小数点以下四捨五入）

令和 2 年度上半期（4 月～9 月）の収入	令和 3 年度上半期（4 月～9 月）の収入
100%	平均 101.5%

- 4 実施事業における障害福祉サービス収入についてお伺いします。令和 2 年度と令和 3 年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- 増収と回答した事業所が、全体の 49.1%を占める。
○ 減収と回答した事業所が、全体の 50.9%を占める。

令和2年度と令和3年度の増減額予測

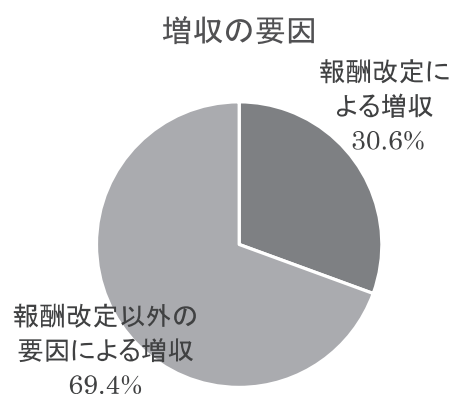


項目	減収 300 万円 以上	減収 200～ 300 万円 未満	減収 100～ 200 万円 未満	減収 100 万円 未満	増収 100 万円 未満	増収 100～ 200 万円 未満	増収 200～ 300 万円 未満	増収 300 万円 以上
回答数	9	8	6	6	11	2	2	13

5 問3において、100%以上（増収）と回答した事業所のみ回答してください。
 収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。（複数回答可）

○ 「報酬改定以外の要因による増収」と回答した事業所が、全体の69.4%を占める。

項目	回答数
報酬改定による増収	11
報酬改定以外の要因による増収	25



【報酬改定による増収】



項目	回答数
報酬単価そのものが増額した	6
加算が取得できた	5
その他	0

【報酬改定以外の要因による増収】



項目	回答数
利用者数の増加	17
その他	8

【「その他」の回答】

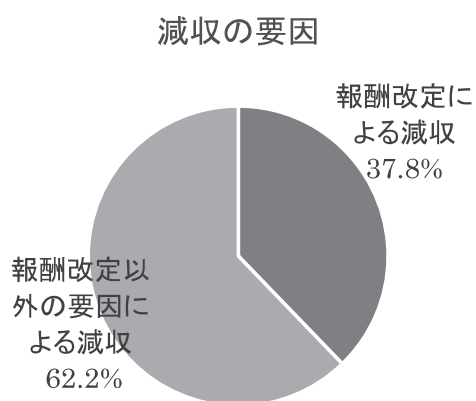
- ・ 加算区分の変更に伴う増収
- ・ コロナ感染症の影響で長期の帰省等が減少したため欠席者が減少した

- ・ コロナの影響による外泊の減少や他事業所利用控え
- ・ 障害程度区分により利用定員を10名増やした。
- ・ 前年度（令和2年度）はコロナ禍により休業・減収となる時期があった。

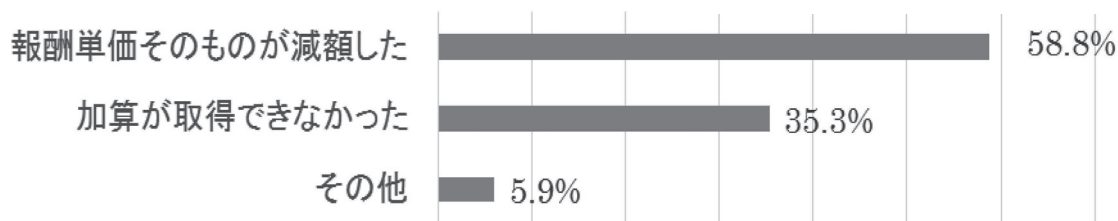
6 問3において、100%未満（減収）と回答された事業所のみ回答してください。
収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

○ 「報酬改定による減収」と回答した事業所が、全体の62.5%を占める。

項目	回答数
報酬改定による減収	10
報酬改定以外の要因による減収	6



【報酬改定による減収】



項目	回答数
報酬単価そのものが減額した	10
加算が取得できなかった	6
その他	1

【報酬改定以外の要因による減収】



項目	回答数
利用者数の減少	17
その他	11

7 食事提供体制加算を算定している事業所のみ回答してください。

(1) 令和3年9月末時点の利用者の現員数と食事提供体制加算の対象となっている利用者数を記入してください。

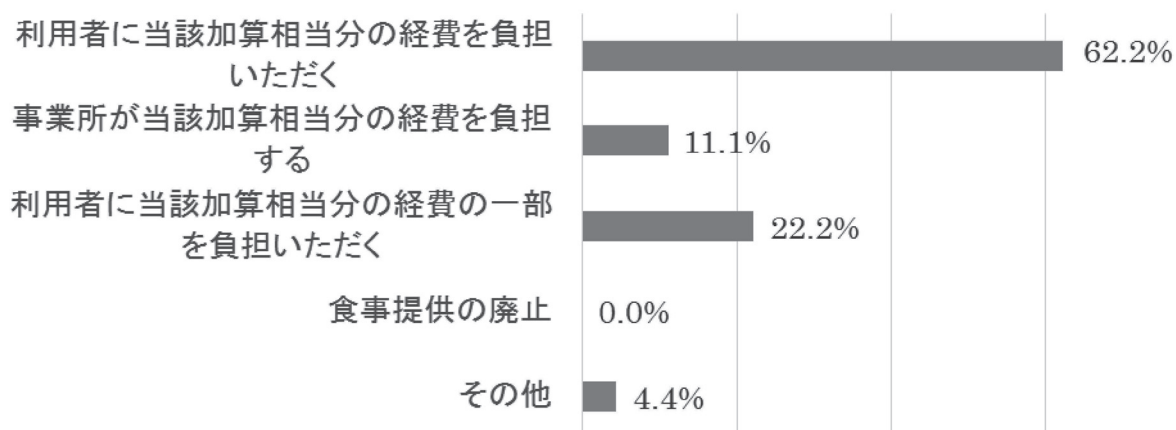
- 現員数（平均 30.6 名）のうち、53.6%が食事提供体制加算の対象となっている。

令和3年9月次の現員数	うち、加算対象の利用者数
平均 30.6 名	平均 16.4 名

(2) 食事提供体制加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目1つに○印をつけてください。

- 「利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく」と回答した事業所が最も多く、全体の62.2%を占める。

食提供体制加算の廃止に伴う対応



項目	回答数
利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく	28
事業所が当該加算相当分の経費を負担する	5
利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく	10
食事提供の廃止	0
その他	2

〔「その他」の回答〕

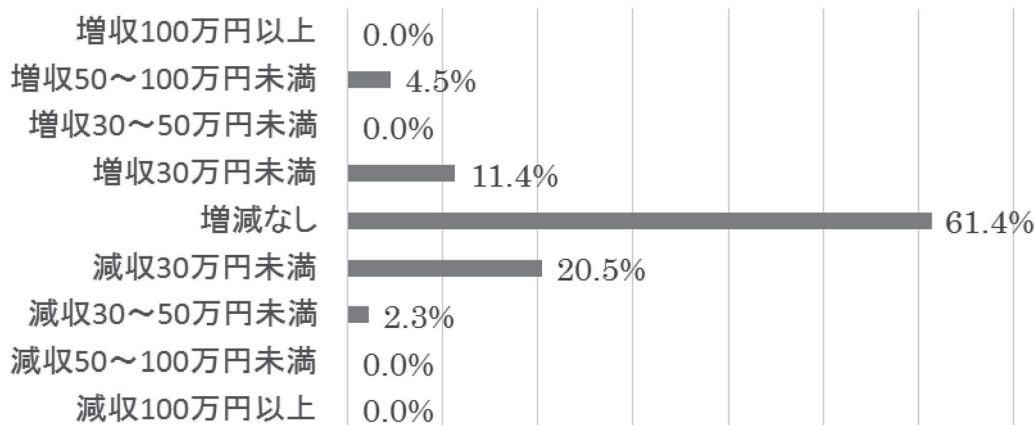
- ・ 現時点では未定
- ・ 実費額が増えると他事業所へ施設変更する利用者が考えられる。減収の要因になりかねないため要検討中。

8 送迎加算を算定している事業所のみ回答してください。

(1) 令和2年度と令和3年度を比較した場合の当該加算の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- 増減なしと回答した事業所が、全体の61.4%を占める。
- 増収と回答した事業所は15.9%、減収と回答した事業所は22.8%を占める。

送迎加算増減額の予測



項目	減収 100 万円 以上	減収 50～ 100万 円未満	減収 30～ 50万 円未満	減収 30万 円未満	増減な し	増収 30万 円未満	増収 30～ 50万 円未満	増収 50～ 100万 円未満	増収 100万 円以上
回答数	0	0	1	9	27	5	0	2	0

(2) 令和3年9月末時点の利用者の現員数と送迎加算の対象となっている利用者数を記入してください。

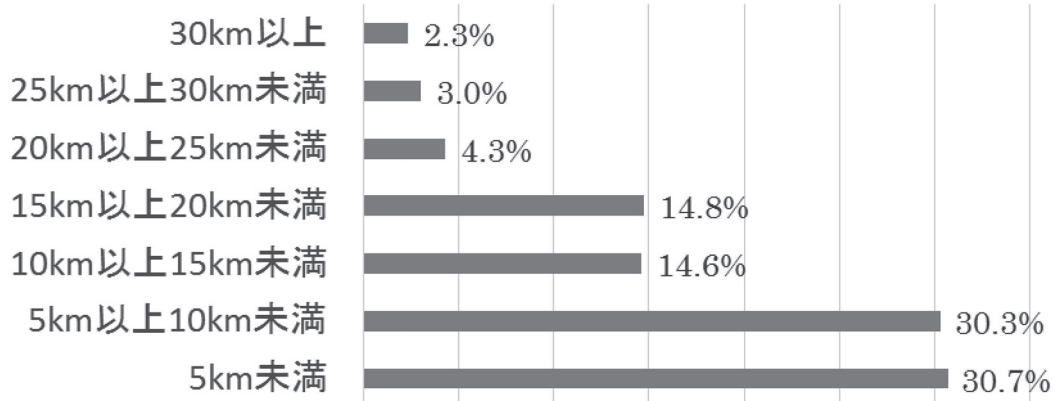
- 現員数（平均65.9名）のうち、82.4%が送迎加算の対象となっている。

令和3年9月次の現員数	うち、加算対象の利用者数
平均 65.9名	平均 54.3名

(3) (2)で送迎加算の対象となっている利用者について、施設から乗降場所までの送迎に要する片道の距離について、各項目に該当する利用者数を記入してください。

- 10km未満の利用者が61.0%、10km以上20km未満の利用者が29.4%を占めている。
- 20km以上の利用者が、9.6%を占めている。

送迎距離(片道)

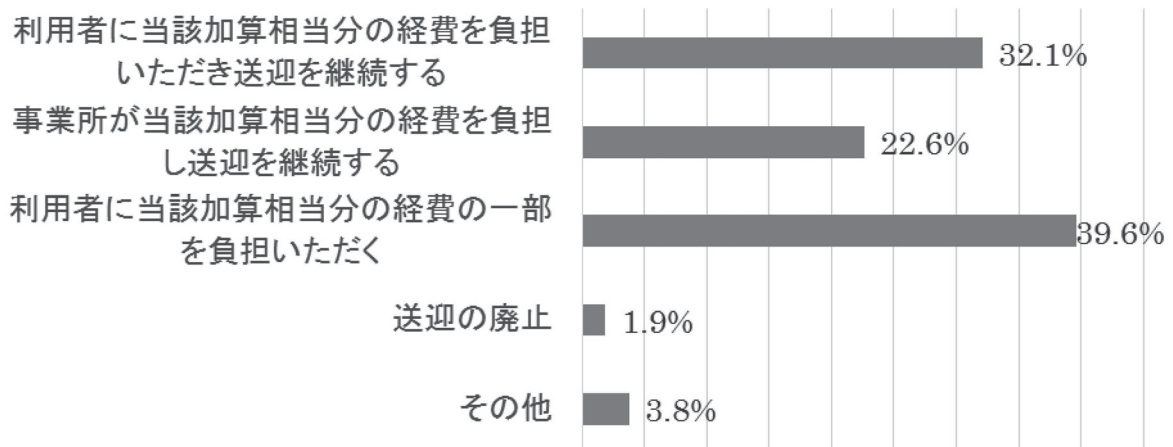


項目	5km 未満	5km 以上 10km 未満	10km 以上 15km 未満	15km 以上 20km 未満	20km 以上 25km 未満	25km 以上 30km 未満	30km 以上
回答数	235	232	112	113	33	23	18

(4) 送迎加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目 1 つに○印をつけてください。

- 「利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく」と回答した事業所が最も多く、全体の 39.6%を占める。

送迎加算廃止に伴う対応



項目	回答数
利用者に当該加算相当分の経費を負担いただき送迎を継続する	17
事業所が当該加算相当分の経費を負担し送迎を継続する	12
利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく	21
送迎の廃止	1
その他	2

〔「その他」の回答〕

- ・ 廃止されたら事業所を運営できない。

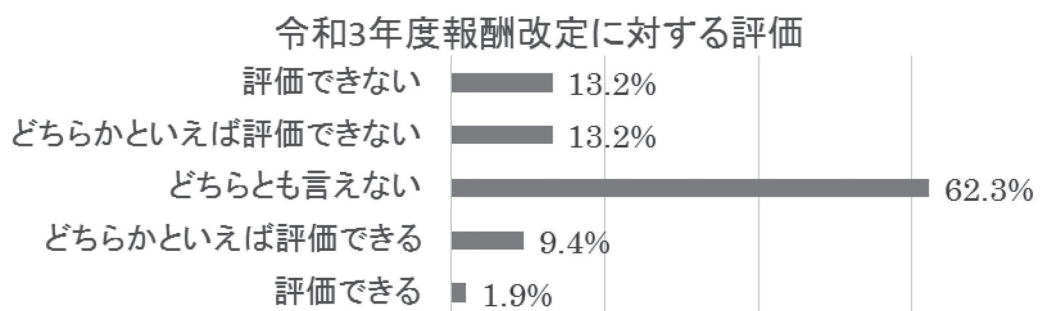
9 対象外

10 対象外

11 <新型コロナウイルス感染症関連>利用者の働くモチベーション、生活の楽しみや意欲の維持のための工夫（p.99～）を参照

12 令和3年度報酬改定に対する貴事業所としての評価について、該当する項目を1つ選んで○印をつけてください。また、その理由を記入してください。

- 「どちらとも言えない」と回答した事業所が最も多く、全体の62.3%を占める。



項目	回答数
評価できる	1
どちらかといえば評価できる	5
どちらとも言えない	33
どちらかといえば評価できない	7
評価できない	7

【具体的な理由】

「評価できる」

- ・ 加算がつくことにより、重症心身障がい児者、医療的ケアの必要な人の受入れやそれに向けた体制整備に取り組みやすい。

「どちらかといえば評価できる」

- ・ 常勤看護職員等配置加算の改定により増収となった。
- ・ 職員の処遇改善につながっているため。

「どちらとも言えない」

- ・ 変化なし。
- ・ 前年度は事業を行っていないため比較ができない。
- ・ 入所施設での生活介護なので報酬改定の影響はあまりないように思う。
- ・ 大幅なプラス改定がない限り厳しい経営状況は変わらないと思います。
- ・ 生活介護の単価が若干下がってしまったため。
- ・ 減収傾向が見られるため。
- ・ 利用者、利用率が前年度より増え、増収につながったが、単価が下がったことは残念に思う。
- ・ 利用者定数を増やした事による増収であり、報酬改定による増収の実感がない。
- ・ 特に大きな変化がないため。
- ・ あまり改定に係る影響がなかったため。
- ・ 基本報酬が減額となった。

「どちらかといえば評価できない」

- ・ 運営に十分な給付費とは言えないため。
- ・ 加算で収入を上げるようになっている。
- ・ 定員 81 人以上では報酬単価が上がったものの、定員が少ない事業所においては単価が下がることとなった。
- ・ 生活介護の支援区分報酬単価が下がった。
- ・ 事務量ばかりが増えていく。収入については加算要件が非常に厳しく、全く期待ができない。

「評価できない」

- ・ 単価の減。
- ・ 加算が相変わらず複雑。
- ・ 基本報酬が増えている訳ではなく、加算を取得することで増収となるが、当法人のように規模が小さい事業所では取得できる加算が少なく、また事務作業も煩雑であり、とても対応できないため。
- ・ 地域移行に向けた就労系や重度障がい者への手厚い支援等での報酬増額は理解できるが、当該事業所のような区分 3~4 の方が主な利用者の事業所は減額となっており、具体的な理由が示されていないように思う。
- ・ 生活介護基本報酬の減算により、事業運営の圧迫。
- ・ 各処遇改善の減額により、コロナによる外泊数の減少がなければ減収になっていた可能性が高い。
- ・ 報酬改定後、単価が下がったため。

13 今回の報酬改定を受け、その算定要件や単位数等に関する課題がありましたら記入してください。

- ・ 日中支援型共同生活援助で、重度心身障がいの方の受入れを行っているが、現在の単価では必要な生活支援員の人員配置が難しく他サービスからの補填で賄っている状況である。今後、入所施設が増えない中で、重度障がいの方の生活の場として広がっていくためにも、報酬の見直しを行って欲しい。また、重度の方が生活をするためには、建物を新築する必要もあり、そのためには家賃も高めに設定をせざるを得ない。家賃補助が2段階になっているなど、利用者負担の軽減も検討していただきたい。
- ・ 基本単価を上げて経営が安定する報酬体系にして欲しい。
- ・ 生活介護の職員は基準の人数では足りないので、基本単価を上げて事業所持ち出しの人件費を減らしてほしい。
- ・ 複数ある処遇改善加算を統一すべき。
- ・ 基本報酬を減額せずに各加算で減額調整すべき。
- ・ 医療的ケア、重症心身障がい児者に該当する場合、それを証明していただけるものがあると良い。生活介護事業の通所受給者証には表記されておらず、各市町村に個別に確認をとる必要があった。
- ・ 今回の報酬改定で年間130万円ほどの減額となっている。毎年、厳しい運営状況の中、この減額は大きく、また今年は特に燃料費高騰により施設の決算は赤字の見通しである。報酬単価を下げる理由が示さないことにより、我々のサービス種は国の施策として今後必要でないと思ってしまう。
- ・ 処遇改善加算について、支援員も事務職員も利用者に関わることから、一律に支給しているが、法人持ち出しで調整している現状。一律支給を続けていかないと職員のモチベーションが下がってしまう。今後、財源面で不安になる。
- ・ 食事提供体制加算は経過措置が延長されているが、報酬改定が行われる度にその判断が揺らぐようであれば、利用者への安定的な食事提供に必要な体制構築が儘ならない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う加算の拡充及び各算定要因の緩和が必要。
- ・ 生活介護の送迎、医ケアについて加算が欲しい。
- ・ なぜ大変な介護の事業なのに単位数を下げたのか？
- ・ 単位数を下げた理由を通知するように！
- ・ マスクをつけるだけでも大変な利用者に毎日職員は必死にコロナ対策を講じている。
- ・ 報酬体系が複雑すぎて、加算取得等での事務作業が多い。
- ・ 地域のニーズに応えるために障がいの重い方を何とか受け入れ、コロナ禍ではあるが最前線で事業継続を求められているサービスを提供しているにも関わらず、報酬単価が低いのでは人材の確保や運営が非常に困難である。段階的でも良いので、もっと仕組みや単位を見直していただきたい。

14 選択いただいた事業に関する制度上の課題等がありましたら記入してください。

- ・ 生活介護の報酬について、区分4と区分55の単価の乖離が大きい。区分4の方の単価を見直してほしい。区分3と区分4の単価があまり変わらないが、支援の事を考えると、区分3の方と区分4の方への介助度は大きく異なっている。
- ・ 通所型の生活介護事業の中でも入浴支援がある事業所と無い事業所があるが、実施事業所には入浴加算等があっても良いのでは。

- ・ 送迎加算は、令和 29 年度に減額となっているが、当該事業所のような山間部にある事業所は送迎距離も長く、山道で運転に気を遣う場面も多く、また燃料費の高騰等配慮していただきたい。
- ・ 今後、生活介護を利用される方々は、障がい区分が高い方が多いと考えられる。支援の質を確保するためには、マンパワーの充実が必要不可欠であり、人材確保の観点から、働き手が確保されるような制度設計をお願いしたい。
- ・ 障がい程度区分の判定をもっと短いスパンで実施していただきたい。進行する障がいを持った利用者は年々介護が大変になってきている。
- ・ 職員配置基準や常勤換算の考え方が現状のままであれば事業所の人件費率を上げる事は困難であり、非正規率が上昇する中、人員確保もままならぬ状況である。また、基本単価が下げられている中、人員配置による加算にも影響がでるため、経営にダメージを来す事業所も散見される。
- ・ 制度そのものより事業所内での支援度と区分が見合っていないと感じる事が多いです。
- ・ 送迎ニーズが強くあるが、重心や医療的ケアの必要な利用者は、座位保持が特殊であることや障がいの特性上長時間の乗車が難しく、送迎の効率を上げられない。また、マンツーマン対応が必要な場合が多く、送迎に職員を取られてしまう。送迎にも特殊性が見られることに対し、加算等に反映いただきたい。
- ・ 地域移行を強化するのであれば、入所者の外泊加算の制度を見直すべき。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業種別調査

<短期入所>

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業種別調査 <短期入所>

◇ 考 察 ◇

短期入所実施事業所は、回答事業所総数 300 のうち、30 事業所から回答いただいた。

1 事業収入の増減について

「減収 100 万円未満」と回答した事業所が 26.9%と最も多く、次いで「増収 100 万円未満」「増収 300 万円以上」と回答した事業所がそれぞれ 23.1%となった。事業所によるばらつきが多いものの、増収の要因は加算の取得と利用者増、減収の要因は新型コロナウイルス感染症対策のため受入制限による利用者減、という傾向にあった。

2 食事提供体制加算について

調査時の利用者のうち、74.2%が食事提供体制加算の対象になっている。食事提供体制加算が廃止された場合、「利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく 58.3%」「一部を負担いただく 12.5%」を合わせると 70.8%であり、「当該加算分を事業所が負担する」との回答 25%に比べ、利用者負担を想定している事業所が約 3 倍であった。

3 送迎加算について

送迎加算が廃止された場合、「利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく 36.4%」「一部を負担いただく 9.1%」を合わせると 45.5%であり、「当該加算分を事業所が負担する」との回答 45.5%と拮抗する結果となった。自宅を始点とした送迎のニーズは今後高まると予想され、加算廃止の場合の事業所負担の増大さと、送迎が必須の方の利用を阻む恐れがあり、継続が強く望まれる。

4 報酬改定に対する評価と制度上の課題について

今般の報酬改定では、医療型短期入所の基本報酬が整備促進を図る目的から引き上げられ、いわゆる「動ける医ケア児」にも特別重度支援加算が算定される等の拡充があった。一方、福祉型短期入所の基本報酬は各 1 単位と微増にとどまり、大きく報酬改定がなされていない。全体では、報酬改定の評価を 69.2%の事業所が「どちらとも言えない」と回答している。「あまり影響がない」「コロナ対策で受入れを縮小している影響の方が大きい」というのが会員施設の実感であるようだ。

制度上の課題として、「報酬単価について、医療型が高いのではなく、福祉型が安すぎる」との意見があり、同感である。短期入所の受入は、ご本人も環境に慣れず、マンツーマンの支援が必要なことがある。しかし、支援の困難さに応じ、施設側が人員を加配しておくことは実態としては難しい。短期入所の受入は、施設・事業所がシフト調整や日課変更するなど最大限努力して利用者を受け入れているのが実態である。短期入所は、地域生活支援拠点等の整備や、家族のレスパイト、親亡き後の生活のシミュレーション等、個別

性の高いニーズに応じていかねばならない大切な事業である。短期入所事業を継続させるために、報酬面のさらなる充実は不可欠である。

提 言

- (1) 食事提供体制加算、送迎加算の継続と増額をしていただきたい。
- (2) 医療型、福祉型問わず、重度の障がいがある人やかかわりの難しい人など、マンツーマン対応が必要な利用児・者に対する報酬区分を創設し、評価を高くしていただきたい。

調査研究委員会 委員長
與羽 州子（松風園）

1 実施事業

短期入所（回答数：30 事業所）

- 2 選択いただいた事業の各年度 9 月末時点での定員及び現員数を記入してください。なお、定員が定められていない事業については、各年度 9 月末時点の延べ対応件数(利用者数)を備考欄に記入してください。

令和 2 年 9 月次		令和 3 年 9 月次	
利用定員	現員数	利用定員	現員数
平均 11.6 名	平均 17.0 名	平均 11.8 名	平均 15.9 名

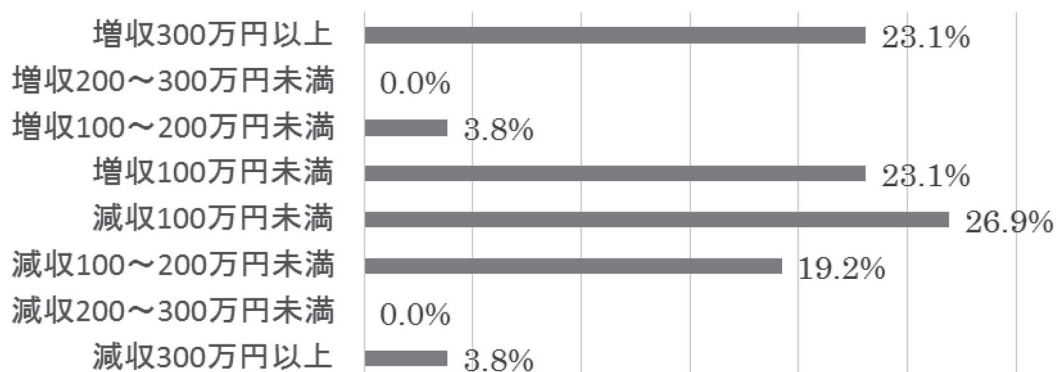
- 3 選択いただいた事業の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。令和 2 年度上半期を 100 とした場合、令和 3 年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。（小数点以下四捨五入）

令和 2 年度上半期（4 月～9 月）の収入	令和 3 年度上半期（4 月～9 月）の収入
100%	平均 91.5%

- 4 実施事業における障害福祉サービス収入についてお伺いします。令和 2 年度と令和 3 年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- 「減収 100 万円未満」と回答した事業所が 26.9%と一番多く、次いで、「増収 100 万円未満」「増収 300 万円以上」と回答した事業所が、それぞれ 23.1%を占める。

令和2年度と令和3年度の増減額予測

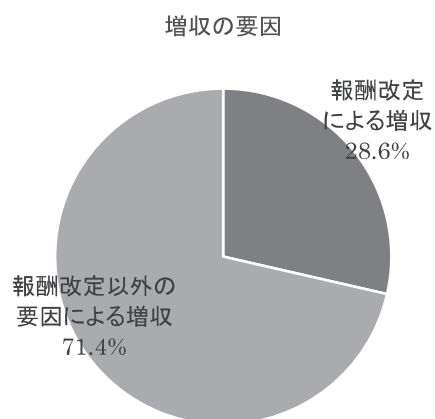


項目	減収 300 万円 以上	減収 200～ 300 万円 未満	減収 100～ 200 万円 未満	減収 100 万円 未満	増収 100 万円 未満	増収 100～ 200 万円 未満	増収 200～ 300 万円 未満	増収 300 万円 以上
回答数	9	8	6	6	11	2	2	13

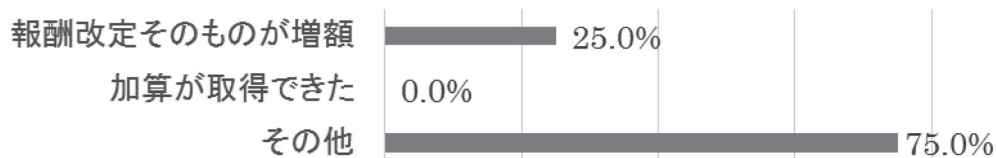
5 問3において、100%以上（増収）と回答した事業所のみ回答してください。
 収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。（複数回答可）

○ 「報酬改定以外の要因による増収」と回答した事業所が、全体の71.4%を占める。

項目	回答数
報酬改定による増収	4
報酬改定以外の要因による増収	10



【報酬改定による増収】



項目	回答数
報酬単価そのものが増額した	1
加算が取得できた	0
その他	3

【「その他」の回答】

- ・ 取得加算の見直し等
- ・ 令和2年度が減収であったため

【報酬改定以外の要因による増収】



項目	回答数
利用者数の増加	17
その他	8

〔「その他」の回答〕

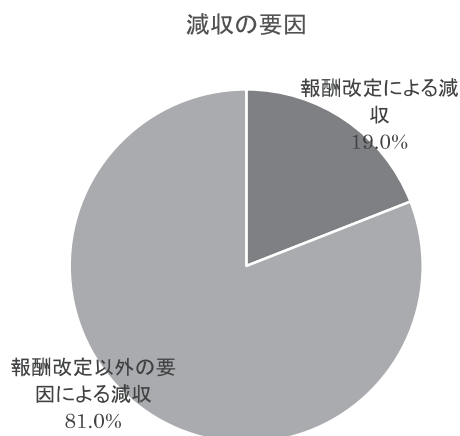
- ・ 加算区分の変更に伴う増収

6 問3において、100%未満（減収）と回答された事業所のみ回答してください。

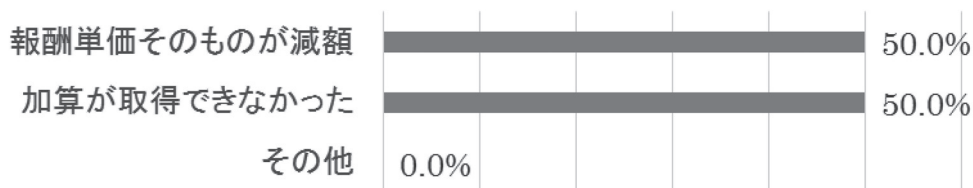
収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

○ 「報酬改定以外の要因による減収」と回答した事業所が、全体の81.0%を占める。

項目	回答数
報酬改定による減収	4
報酬改定以外の要因による減収	17

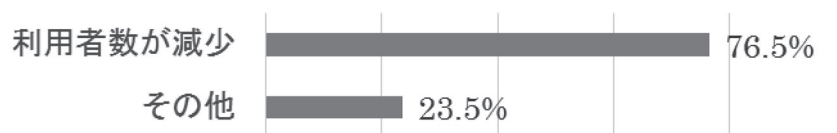


【報酬改定による減収】



項目	回答数
報酬単価そのものが減額した	2
加算が取得できなかった	2
その他	0

【報酬改定以外の要因による減収】



項目	回答数
利用者数の減少	13
その他	4

〔「その他」の回答〕

- ・ コロナウイルス感染症対策予防対策のため受入れを制限したため
- ・ コロナ感染拡大防止のため受入れを自粛した期間があった。

- ・ コロナにより、利用中止期間を設けたため。
- ・ 新型コロナ感染拡大により利用を控える利用者がいたため。また、入所利用者ワクチン接種前の期間について、入所施設と併設であることから施設内感染予防対策の一環として、感染拡大地域の利用者の利用を制限していたため。

7 食事提供体制加算を算定している事業所のみ回答してください。

(1) 令和3年9月末時点の利用者の現員数と食事提供体制加算の対象となっている利用者数を記入してください。

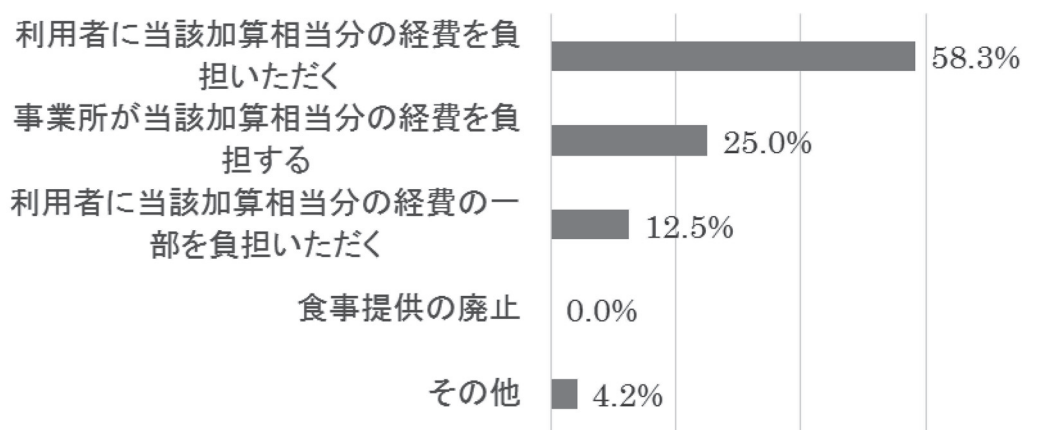
- 現員数（平均 16.3 名）のうち、74.2%が食事提供体制加算の対象となっている。

令和3年9月次の現員数	うち、加算対象の利用者数
平均 16.3 名	平均 12.1 名

(2) 食事提供体制加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目1つに○印をつけてください。

- 「利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく」と回答した事業所が最も多く、全体の58.3%を占める。

食事提供体制加算の廃止に伴う影響



項目	回答数
利用者（利用者）に当該加算相当分の経費を負担いただく	14
事業所が当該加算相当分の経費を負担する	6
利用者（利用者）に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく	3
食事提供の廃止	0
その他	1

〔「その他」の回答〕

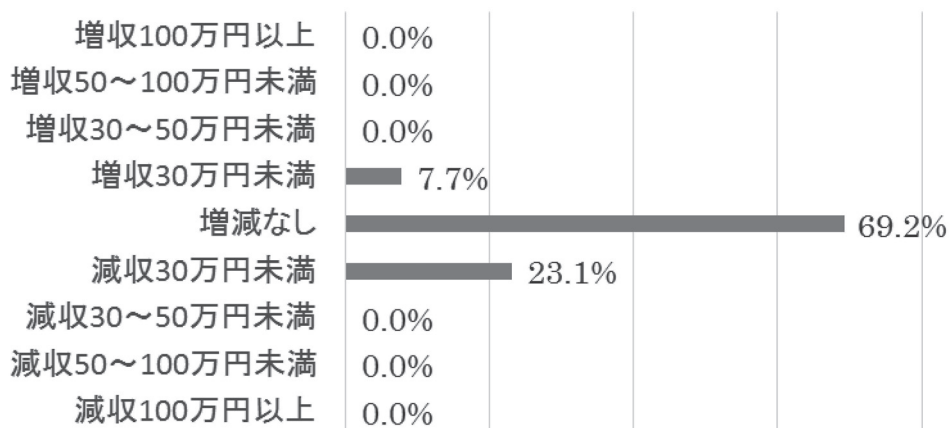
- ・ 現時点では未定

8 送迎加算を算定している事業所のみ回答してください。

(1) 令和2年度と令和3年度を比較した場合の当該加算の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- 増減なしと回答した事業所が、全体の69.2%を占める。

送迎加算増減額の予測



項目	減収100万円以上	減収50～100万円未満	減収30～50万円未満	減収30万円未満	増減なし	増収30万円未満	増収30～50万円未満	増収50～100万円未満	増収100万円以上
回答数	0	0	0	3	9	1	0	0	0

(2) 令和3年9月末時点の利用者の現員数と送迎加算の対象となっている利用者数を記入してください。

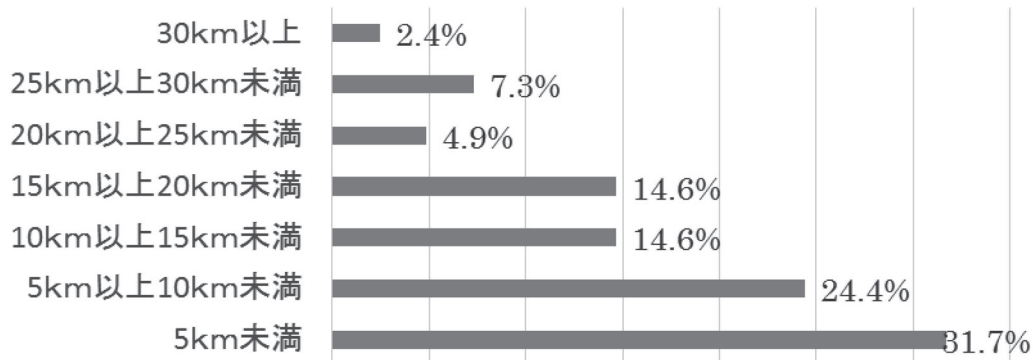
- 現員数（平均10.5名）のうち、33.3%が送迎加算の対象となっている。

令和3年9月次の現員数	うち、加算対象の利用者数
平均 10.5名	平均 3.5名

(3) (2)で送迎加算の対象となっている利用者について、施設から乗降場所までの送迎に要する片道の距離について、各項目に該当する利用者数を記入してください。

- 10km未満の利用者が61.0%、10km以上20km未満の利用者が29.4%を占めている。
- 20km以上の利用者が、9.6%を占めている。

送迎加算対象者の施設から乗り場までの片道距離

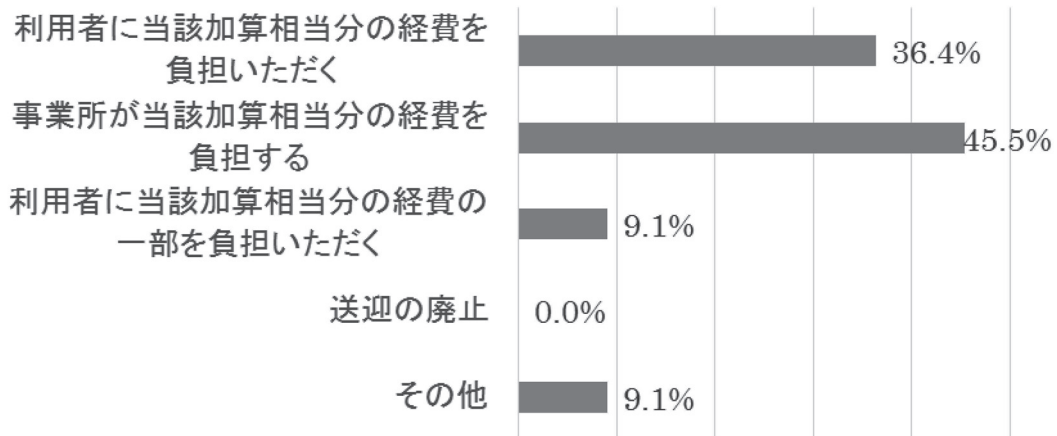


項目	5km 未満	5km 以上 10km 未満	10km 以上 15km 未満	15km 以上 20km 未満	20km 以上 25km 未満	25km 以上 30km 未満	30km 以上
回答数	13	10	6	6	2	3	1

(4) 送迎加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目 1 つに○印をつけてください。

- 「事業所が当該加算相当分の経費を負担する」と回答した事業所が最も多く、全体の 45.5% を占める。

送迎加算の廃止に伴う影響



項目	回答数
利用者（ユーザー）に当該加算相当分の経費を負担いただき送迎を継続する	4
事業所が当該加算相当分の経費を負担し送迎を継続する	5
利用者（ユーザー）に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく	1
送迎の廃止	0
その他	1

9 対象外

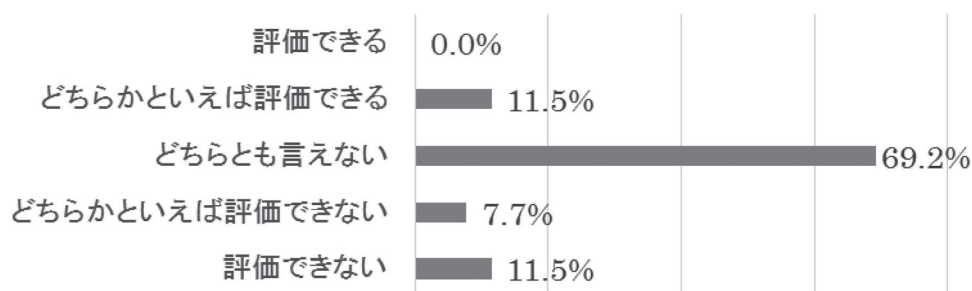
10 対象外

11 <新型コロナウイルス感染症関連>利用者の働くモチベーション、生活の楽しみや意欲の維持のための工夫（p.99～）を参照

12 令和3年度報酬改定に対する貴事業所としての評価について、該当する項目を1つ選んで○印をつけてください。また、その理由を記入してください。

- 「どちらとも言えない」と回答した事業所が最も多く、全体の69.2%を占める。

令和3年度報酬改定に対する評価



項目	回答数
評価できる	0
どちらかといえば評価できる	3
どちらとも言えない	18
どちらかといえば評価できない	2
評価できない	3

【具体的な理由】

「どちらかといえば評価できる」

- ・ 短期入所の支援区分報酬単価が上がった。
- ・ 職員の処遇改善につながっているため。

「どちらとも言えない」

- ・ 報酬の変化よりも、コロナの影響が大きいと思います。
- ・ 短期入所利用者が少なく、報酬改定による収入増の実感がない。
- ・ あまり改定に関わる影響がなかったため。
- ・ コロナ感染対策で受入れ縮小をしている影響の方が大きい。
- ・ 報酬単位が僅かながら引き上げとなっている。

「どちらかといえば評価できない」

- ・ 医療型と福祉型の報酬単価に差があると思う。医療型が高いのではなく福祉型の単価が安すぎる。

「評価できない」

- ・ 単価の減。
- ・ 加算が相変わらず複雑。
- ・ 短期入所そのものが大きく報酬改定されていないから（そして事務処理は増えたから）。
- ・ 各処遇改善の減額により、減収になった可能性が高い。

13 今回の報酬改定を受け、その算定要件や単位数等に関する課題がありましたら記入してください。

- ・ 複数ある処遇改善加算を統一すべき。
- ・ 基本報酬を減額せずに各加算で減額調整すべき。

14 選択いただいた事業に関する制度上の課題等がありましたら記入してください。

- ・ 短期入所の受入れを行っている事業所が少ない。特にコロナの関係で受入れを縮小せざるを得ない状況があり、希望に沿った利用につながらない。受入場所の拡充や受入れを行った際の加算などの検討が必要ではないかを感じる。
- ・ 地域生活支援拠点の受入事業所になるが、今一つこれまでの形態との差がわからない。
- ・ 当事業所は特殊であるのかもしれないが、2ユニット混合のGHである。そのため、ユニットごとに配置職員数を定められているが、運営を考えたとき、本来必要な人数（特に日中）については緩和条件があっても良いのではないかと考えます。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業種別調査

<施設入所支援>

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業種別調査 <施設入所支援>

◇ 考 察 ◇

施設入所支援は、回答事業所総数 300 のうち、29 事業所から回答いただいた。

1 障害福祉サービスの増減について

9 月次の昨年度との平均利用者定員数比較では変更なく平均定員 50.8 名と横ばいである。

施設入所支援の障がい福祉サービス等収入は、昨年度上半期 100%とすると平均 99%と 1%減収している。報酬改定による増収は 50%、各加算による増収は 30%である。

増収の要因としては報酬単価の増額、加算の取得が要因として挙げられる。報酬改定以外の増収の要因として、利用者数の増加が 53.8%、その他の回答にてコロナの関係で外泊や帰省が減少したことも要因の一つと見られる。

減収の要因について、報酬改定による減収は報酬単価の減額 33.3%、加算の未取得 50%である。報酬改定以外の要因による減収は利用者数の減少が多く 87.5%である。

2 食事提供体制加算について

算定している事業所は現員数(平均 37.8 名)のうち 50.5%が加算対象となっており、今後加算が廃止された場合の影響について、「利用者に当該加算分を負担していただく」という回答が全体の 50%である。

3 送迎加算の算定について

算定している事業所は現員数(平均 16.5 名)のうち 0.6%が加算対象となっており、ほぼ加算未算定となっている。

送迎の距離については 15km 以上 20km 未満が 1 名となっている。

今後加算が廃止された場合の影響について、「事業者が当該加算相当分の経費を負担する」という回答が 1 か所ある。

4 新型コロナウイルスの感染症の影響について

利用者の働くモチベーション、生活の楽しみや意欲の維持のため、工夫して取り組んだことについて、以下 5 項目の取組内容が多く挙げられた。

- (1) オンラインでの面会、TV 電話、広報紙の活用。
- (2) 感染リスクのある外出については代行(通院、買物、各手続き等)。
- (3) レクやイベント等、事業所内または施設内で完結できるよう生活モチベーションの向上、回数の増加。
- (4) 地域の方々や小学校、保育園等との交流は控え、事業所内での楽しみを増加。
- (5) 家族とのリモート面会ができるよう環境を整備。

感染状況と各利用者の状態を確認しながら各施設なりに工夫し活動に取り組んでいる様子がうかがえる。

5 令和3年度報酬改定に対する評価について

「どちらとも言えない」が67.9%と7割近い評価回答数で高率である。

「どちらかと言えば評価できる」「どちらかと言えば評価できない」「評価できない」共に10.7%と低率である。

6 制度上の課題について

- (1) 日中サービスに比べ報酬単価が低いこと、人材確保の観点から、働き手が確保されるような制度設定、職員の配置基準について実情とかけ離れたものとなっている。
- (2) 食事提供体制加算が廃止されると利用者の自己負担が増加し、医療費や小遣いの確保が難しくなる等の意見が多くある。
- (3) 施設入所サービスとしては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、外泊や長期帰省に制限があり報酬の増減は大きな変動はないように感じられる。報酬改定内容については単位数の幅が少なく、こちらも大きな変動はないためか、評価として「どちらとも言えない」という結果がうかがえる。

提 言

- (1) 今回の報酬改定は、強度行動障がい者を対象として算定期間の見直し90日から180日へ、単位数は700単位から500単位へ、という内容であったが、基本報酬を減額せず各加算で減額調整すべき、単位の上がり幅が少ない、感染症の影響も長く続いていることから長期的手立てが必要との意見が挙げられる。今回の調査結果を考慮すると、いずれも十分とは言えない改定内容と考察する。
入所施設は、重度障がい者とその御家族様からの強いニーズもあることから、日中サービスと同等の報酬と加算の増額を強く要望する。
- (2) 処遇改善加算について、特定処遇改善加算の配分ルールを緩和する内容であったが、複数ある処遇改善加算を統一すべき、事務処理が増加、加算要件の厳しさ等の意見が挙げられており、今回の調査結果を考慮すると、いずれも十分とは言えない改定内容と考察する。
- (3) 課題や考察結果から未来を見据えると、施設入所サービスの利用を望んでいる御本人様や御家族様の気持ちを考慮すれば障害福祉サービスとして施設入所は重要な役割を担っている。今回の報酬改定について日中サービスと比べ報酬が低いことや、基本報酬の上がり幅が少ないこと、処遇改善加算算定の事務的業務が複雑及び加算算定の厳しさもある。
- (4) 人員配置に関し、施設入所にはマンツーマンで配置しなければならない強度行動障がいを持つ利用者が生活しており、実情とかけ離れた配置状況となっている。実情に見合った人員配置を要望する。

(5) 入所されている利用者様の高齢化や重度化が進むと同時に、医療的ケアも必要な方が多くなっている。ご家族やご本人のニーズと施設入所としての大きな役割を考慮すれば、基本報酬の増額と加算の増額を強く要望する。

調査研究委員会 委員

舩田 克己（望みの園はまなす）

1 実施事業

施設入所支援（回答数：29 事業所）

- 2 選択いただいた事業の各年度9月末時点での定員及び現員数を記入してください。なお、定員が定められていない事業については、各年度9月末時点の延べ対応件数(利用者数)を備考欄に記入してください。

令和2年9月次		令和3年9月次	
利用定員	現員数	利用定員	現員数
平均 50.8 名	平均 49.0 名	平均 50.8 名	平均 49.2 名

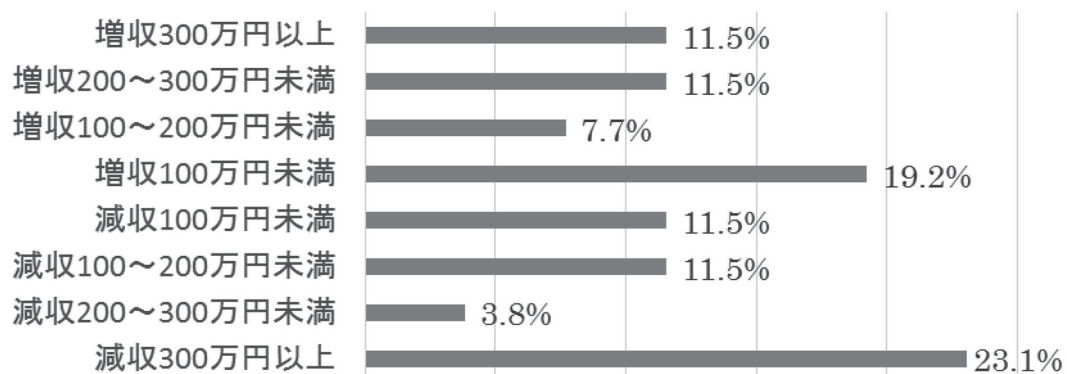
- 3 選択いただいた事業の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。令和2年度上半期を100とした場合、令和3年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。（小数点以下四捨五入）

令和2年度上半期（4月～9月）の収入	令和3年度上半期（4月～9月）の収入
100%	平均 99.0%

- 4 実施事業における障害福祉サービス収入についてお伺いします。令和2年度と令和3年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- 「減収300万円以上」と回答した事業所が、23.1%と一番多く、次いで「増収100万円未満」と回答した事業所が19.2%を占める。

令和2年度と令和3年度の増減額予測

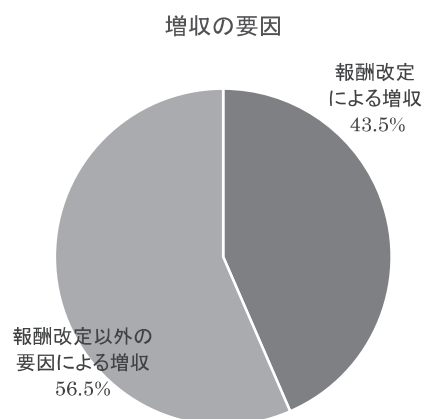


項目	減収 300万円 以上	減収 200～ 300万円 未満	減収 100～ 200万円 未満	減収 100万円 未満	増収 100万円 未満	増収 100～ 200万円 未満	増収 200～ 300万円 未満	増収 300万円 以上
回答数	6	1	3	3	5	2	3	3

5 問3において、100%以上（増収）と回答した事業所のみ回答してください。
 収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。（複数回答可）

○ 「報酬改定以外の要因による増収」と回答した事業所が、全体の56.5%を占める。

項目	回答数
報酬改定による増収	10
報酬改定以外の要因による増収	13



【報酬改定による増収】



項目	回答数
報酬単価そのものが増額した	5
加算が取得できた	3
その他	2

【「その他」の回答】

- ・ 取得加算の見直し等
- ・ 加算区分の変更に伴う増収

【報酬改定以外の要因による増収】



項目	回答数
利用者数の増加	7
その他	6

【「その他」の回答】

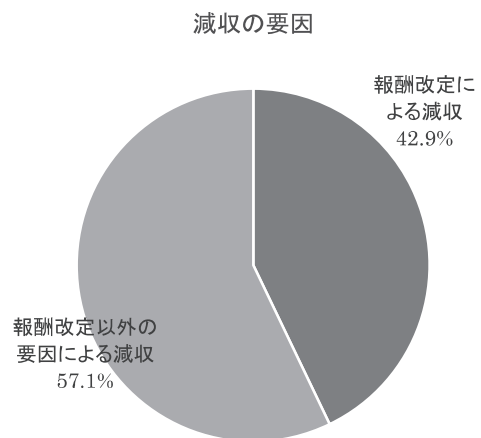
- ・ 障がい支援区分が高い利用者の比率が増加した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で長期の帰省等が減少した。
- ・ コロナの影響による外泊の減少
- ・ 入院者が多かった。
- ・ 障がい区分の等級が上がった方、増加による。
- ・ ほぼ横ばい

6 問3において、100%未満（減収）と回答された事業所のみ回答してください。

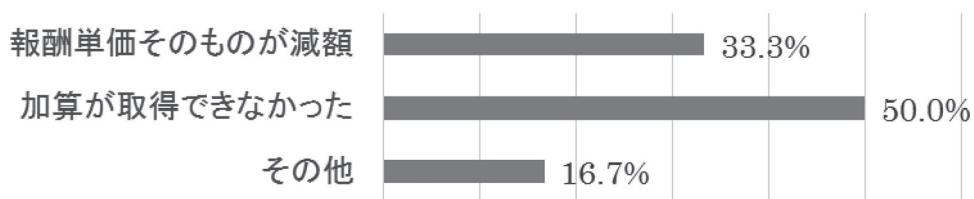
収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

○ 「報酬改定以外の要因による減収」と回答した事業所が、全体の 57.1%を占める。

項目	回答数
報酬改定による減収	6
報酬改定以外の要因による減収	8

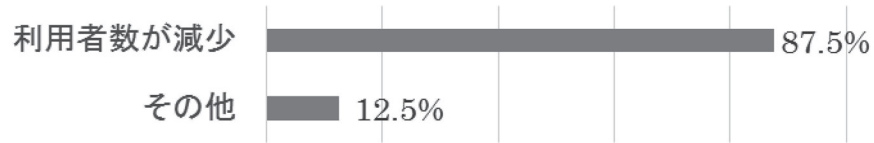


【報酬改定による減収】



項目	回答数
報酬単価そのものが減額した	2
加算が取得できなかった	3
その他	1

【報酬改定以外の要因による減収】



項目	回答数
利用者数の減少	7
その他	1

〔「その他」の回答〕

- ・ 利用者の支援区分が下がったため、長期入院等

7 食事提供体制加算を算定している事業所のみ回答してください。

(1) 令和3年9月末時点の利用者の現員数と食事提供体制加算の対象となっている利用者数を記入してください。

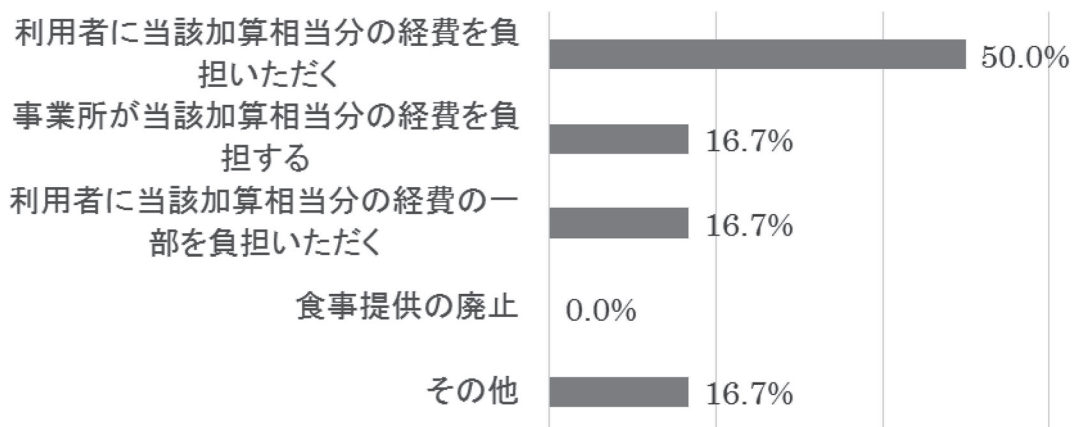
- 現員数（平均 37.8 名）のうち、50.5%が食事提供体制加算の対象となっている。

令和3年9月次の現員数	うち、加算対象の利用者数
平均 37.8 名	平均 19.1 名

(2) 食事提供体制加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目1つに○印をつけてください。

- 「利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく」と回答した事業所が最も多く、全体の 50.0%を占める。

食事提供体制加算の廃止に伴う影響



項目	回答数
利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく	3
事業所が当該加算相当分の経費を負担する	1
利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく	1
食事提供の廃止	0
その他	1

〔「その他」の回答〕

- ・ 現時点では未定

8 送迎加算を算定している事業所のみ回答してください。

(1) 令和2年度と令和3年度を比較した場合の当該加算の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

回答事業所 2 箇所 予測は、「増減なし」

(2) 令和3年9月末時点の利用者の現員数と送迎加算の対象となっている利用者数を記入してください。

〔 ○ 現員数（平均 16.5 名）のうち、1 名が送迎加算の対象となっている。 〕

令和3年9月次の現員数	うち、加算対象の利用者数
平均 16.5 名	平均 1.0 名
※ 最大 30 名	※ 最大 1 名
※ 最小 3 名	※ 最小 1 名

(3) (2) で送迎加算の対象となっている利用者について、施設から乗降場所までの送迎に要する片道の距離について、各項目に該当する利用者数を記入してください。

該当事業所 1 箇所 「15km 以上 20km 未満」 1 人

(4) 送迎加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目 1 つに○印をつけてください。

該当事業所 1 箇所 「事業所が当該加算相当分の経費を負担する」

9 対象外

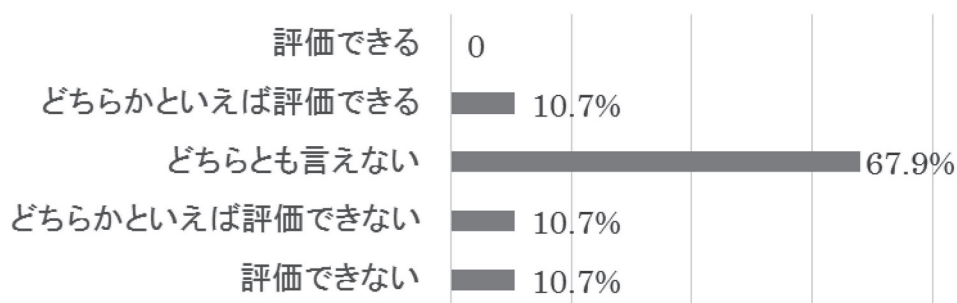
10 対象外

11 <新型コロナウイルス感染症関連> 利用者の働くモチベーション、生活の楽しみや意欲の維持のための工夫（p.99～）を参照

12 令和3年度報酬改定に対する貴事業所としての評価について、該当する項目を1つ選んで○印をつけてください。また、その理由を記入してください。

○ 「どちらとも言えない」と回答した事業所が最も多く、全体の67.9%を占める。

令和3年度報酬改定に対する評価



項目	回答数
評価できる	0
どちらかといえば評価できる	3
どちらとも言えない	19
どちらかといえば評価できない	3
評価できない	3

【具体的な理由】

「どちらかといえば評価できる」

- ・ 今年度は利用者の入退所に関わるもの及び新型コロナウイルス感染症により入所者の帰省が減少したこと等が増収の主な理由となっており、報酬改定による直接的な影響は判断しきれない。

「どちらとも言えない」

- ・ 各処遇改善の減額により、コロナによる外泊数の減少がなければ減収になっていた可能性が高い。
- ・ 職員の処遇改善につながっているため。
- ・ 単価は微増だが、まだ十分な報酬とは感じられない。
- ・ 事務処理が増えたことと、加算要件がとにかく厳しく新たな加算の取得が全く期待されないから。
- ・ 施設それぞれの特性もあるが、増収の実感があまり感じられない。
- ・ 施設入所支援では報酬改定の影響はあまり感じられない。
- ・ 施設入所の支援区分報酬単価が下がった。
- ・ あまり改定に係る影響がなかったため。

- ・ 令和 3 年 9 月までの基本報酬について、0.1%相当を上乗せする経過措置が講じられたが、感染症の影響は続いていることから、長期的な手立てが必要である。

「どちらかといえば評価できない」

- ・ 報酬単価が僅かながらの引き上げとなっている。

「評価できない」

- ・ 処遇改善や 2 月から実施している臨時交付金など複雑になっているとともに、提出書類が煩雑になり負担が大きくなっている。
- ・ 報酬改定による収入増の実感がない。

13 今回の報酬改定を受け、その算定要件や単位数等に関する課題がありましたら記入してください。

- ・ 複数ある処遇改善加算を統一すべき。
- ・ 基本報酬を減額せずに各加算で減額調整すべき。
- ・ 基本報酬の単価の上がり幅があまりにも少なかった。
- ・ 令和 3 年 9 月までの基本報酬について、0.1%相当を上乗せする経過措置が講じられたが、感染症の影響は続いていることから、長期的な手立てが必要である。
- ・ 事務処理が増えたことと、加算要件がとにかく厳しく新たな加算の取得が全く期待されないから。

14 選択いただいた事業に関する制度上の課題等がありましたら記入してください。

- ・ 今後、施設入所支援を利用される方々は、障がい支援区分が高い方が多いと考えられる。支援の質を確保するためには、マンパワーの充実が必要不可欠であり、人材確保の観点から、働き手が確保されるような制度設計をお願いしたい。
- ・ 施設入所支援は本人の障がいのみならず家族支援や心身の病など、生命を守り社会とのつながりを保つために努力している。日中活動の単価に比べ評価が低すぎる。
- ・ 職員の配置基準そのものが実情とかけ離れたものとなっており、それが十分な報酬が得られない一因と考える。また、常勤換算も「常勤」の定義が雇用形態に制限を加えられるものではないため、非常勤化の進行＝質の担保のし辛さに直結しているのではないか。
- ・ 食事提供体制加算が廃止されると利用者の自己負担が増えてしまい、本人負担の医療費（特に重度心身障害者医療費の助成を受けない人）や小遣い等の確保が難しくなる。経過措置を継続して欲しい。
- ・ 地域移行を強化するのであれば、入所者の外泊加算の制度を見直すべき。
- ・ 日中系の利用単価に比べて、施設入所の単価が低い。生活をサポートする事業所として、現在の報酬では対応しきれない。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業種別調査

<共同生活援助>

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業種別調査 <共同生活援助>

◇ 考 察 ◇

共同生活援助については、19事業所から回答があった。

1 定員及び現員数について

令和2年度利用定員平均値：28.9人に対し現員数：27.2人

令和3年度利用定員平均値：29.2人に対し現員数：27.1人

定員割れしている事業所が見受けられる。

2 障がい福祉サービス等収入について

(1) 令和2年度上半期に対して令和3年度は平均100.6%

最大130%に対して最小60%と差が非常に大きい。安定経営が難しい事業所が相当数あると考えられる。

(2) 令和2年度と令和3年度の収入増減差額の予測

増収の事業所もあるが減収の事業所も47.4%と半数近くであり、特にも15.8%を占める300万円以上減収の事業所は人件費1名分程度が確保されない事となる。

(3) 増収の要因

報酬改定による増収と報酬改定以外による増収が同程度であった。

重度障がい者受入促進のための報酬改定により日中サービス支援型事業所及び重度障がい者加算及び医療的ケア対応支援加算を算定できる事業所は増収したと考えられる。

報酬改定以外の要因については利用率向上（新型コロナ感染対策のため帰宅が減少など）、や障がい支援区分が上がったことが要因と思われる。また、処遇改善加算取得・変更も要因と考えられる。

(4) 減収の要因

報酬改定による減収30%、報酬改定以外の要因による減収が70%であった。

報酬改定については、日中サービス支援型事業所で障がい支援区分3以下の利用者が多い事業所では相当な減収になると思われる。

報酬改定以外については、家庭復帰による退所、事業所閉鎖等による利用者の減少や異動・退職による資格所有者不在により加算取得要件から外れる、職員配置変更によるサービス費Ⅰ～Ⅳへ変更等の可能性が考えられる。

3 食事提供体制加算の廃止による影響

利用者に当該加算分相当の経費を請求するとの回答であるが、そもそも当該加算は低所得の利用者が食材費のみを負担することで食費負担軽減を図ることが目的の加算であるはず。低所得者は食事を我慢すればいいということになるのではないか。

4 夜間支援体制加算の減額について

1 事業所しか減収していないが、例えば定員 10 名の場合、区分 2 の利用者の報酬は 1,490 円→900 円と 40%減となっている。影響がほとんどないということは、夜間支援従事者の人員確保が難しい等の理由で夜間の職員配置ができず夜間支援体制加算を算定していない事業所が多いと考えられる。

提 言

今後、適切な報酬が望めない場合、低賃金による職員補確保の難しさ、消防法改正による設備投資、施設老朽化などへの対応、光熱水費の高騰等により安定的運営がなされず、撤退する事業所も現れると思われる。

障がい者が地域で安心して暮らせるグループホームを減らさないためにも、加算要件の緩和と基本報酬増額により体制が脆弱な事業所への配慮が必要である。

調査研究委員会 委員

千田 伸樹（障がい者ケアホームビリーブ）

1 実施事業

共同生活援助（回答数：19 事業所）

- 2 選択いただいた事業の各年度 9 月末時点での定員及び現員数を記入してください。なお、定員が定められていない事業については、各年度 9 月末時点の延べ対応件数(利用者数)を備考欄に記入してください。

令和 2 年 9 月次		令和 3 年 9 月次	
利用定員	現員数	利用定員	現員数
平均 28.9 名	平均 27.2 名	平均 29.2 名	平均 27.1 名
※最大 87 名	※最大 86 名	※最大 87 名	※最大 86 名
※最小 5 名	※最小 4 名	※最小 5 名	※最小 3 名

- 3 選択いただいた事業の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。令和 2 年度上半期を 100 とした場合、令和 3 年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。（小数点以下四捨五入）

令和 2 年度上半期（4 月～9 月）の収入	令和 3 年度上半期（4 月～9 月）の収入
100%	平均 100.6% ※ 最大 130.0% ※最小 60.0%

- 4 実施事業における障害福祉サービス収入についてお伺いします。令和 2 年度と令和 3 年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- 「増収 300 万円以上」が 26.3%、次いで「増収 100 万円未満」が 21.1%を占めている。
- 減収と回答した事業所が、全体の 47.4%を占める。

令和2年度と令和3年度の増減額予測

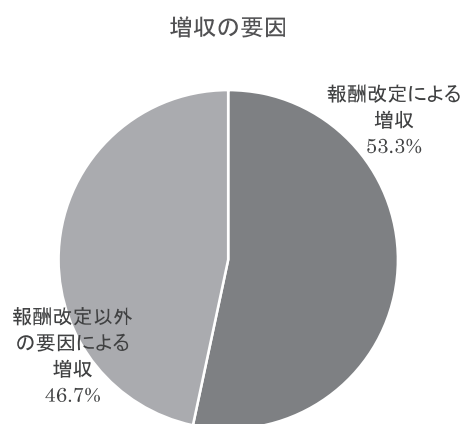


項目	減収 300万円 以上	減収 200～ 300万円 未満	減収 100～ 200万円 未満	減収 100万円 未満	増収 100万円 未満	増収 100～ 200万円 未満	増収 200～ 300万円 未満	増収 300万円 以上
回答数	3	2	3	1	4	0	1	5

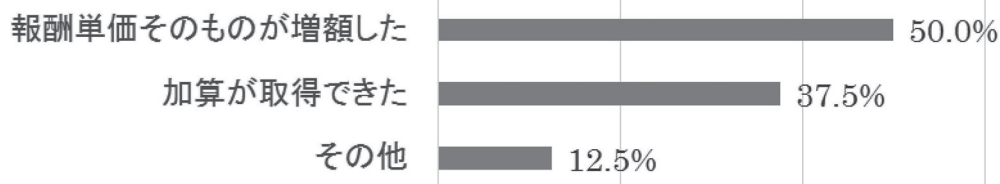
5 問3において、100%以上（増収）と回答した事業所のみ回答してください。
収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。（複数回答可）

○ 「報酬改定による増収」と回答した事業所が、全体の53.3%を占める。

項目	回答数
報酬改定による増収	8
報酬改定以外の要因による増収	7

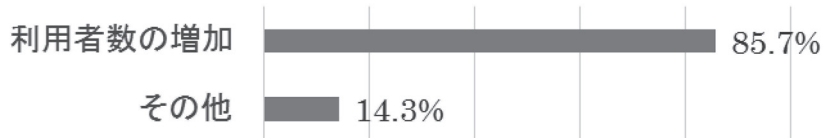


【報酬改定による増収】



項目	回答数
報酬単価そのものが増額した	4
加算が取得できた	3
その他	1

【報酬改定以外の要因による増収】



項目	回答数
利用者数の増加	6
その他	1

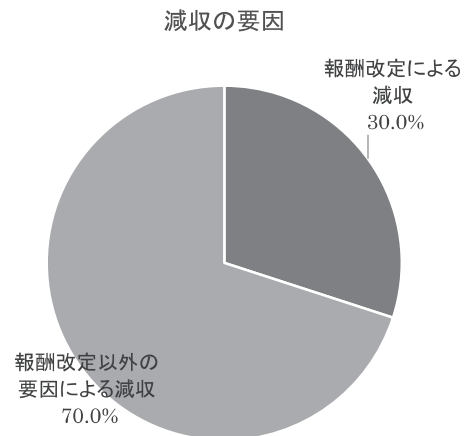
【「その他」の回答】

- ・ 報酬区分の変更

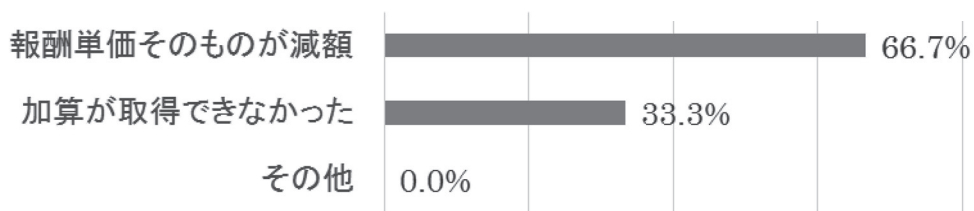
6 問3において、100%未満（減収）と回答された事業所のみ回答してください。
収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

○ 「報酬改定以外の要因による減収」と回答した事業所が、全体の70.0%を占める。

項目	回答数
報酬改定による減収	3
報酬改定以外の要因による減収	7



【報酬改定による減収】



項目	回答数
報酬単価そのものが減額した	2
加算が取得できなかった	1
その他	0

【報酬改定以外の要因による減収】



項目	回答数
利用者数の減少	4
その他	3

【「その他」の回答】

- ・ 利用者の減員・家庭復帰等
- ・ 事業所統合による職員配置区分の変更のため。
- ・ 利用率が低下した。

7 食事提供体制加算を算定している事業所のみ回答してください。

(1) 令和3年9月末時点の利用者の現員数と食事提供体制加算の対象となっている利用者数を記入してください。

〔 ※ 回答事業所 2か所 〕

令和3年9月次の現員数	うち、加算対象の利用者数
平均 21.5名	平均 21.5名
※ 最大 23名	※ 最大 23名
※ 最小 20名	※ 最小 20名

(2) 食事提供体制加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目1つに○印をつけてください。

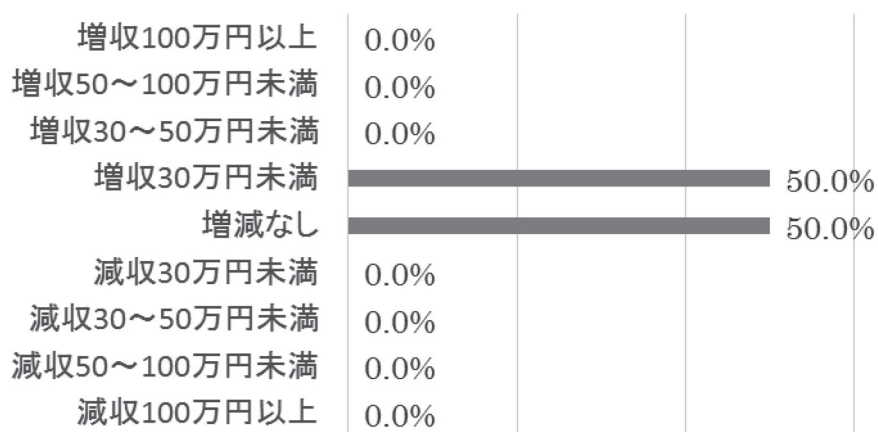
〔 ※ 2か所とも「利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく」と回答 〕

8 対象外

9 日中サービス支援型の共同生活援助事業を実施している事業所のみ回答してください。 今回の改正により、基本報酬の支援区分4以上が増額され、支援区分3以下が減額されましたが、当該増減による影響予測について、該当する項目に○印をつけてください。

〔 ※ 回答事業所 2か所 〕

報酬改定による増減予測

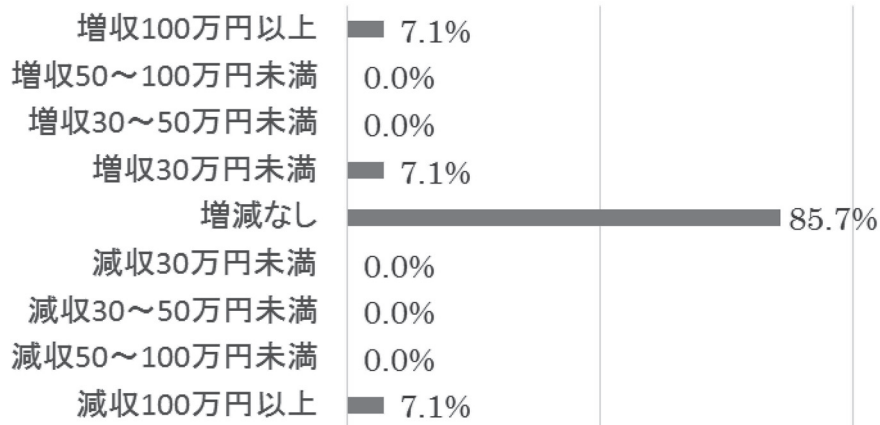


項目	減収 100万円以上	減収 50～ 100万円未満	減収 30～50 万円未満	減収 30万円 未満	増減 なし	増収 30万円 未満	増収 30～50 万円未満	増収 50～ 100万円未満	増収 100万円以上
回答数	0	0	0	0	1	1	0	0	0

10 **共同生活援助事業を実施している事業所のみ回答してください。**今回の改正におり夜間支援体制加算が減額されましたが、当該減額による影響予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- 「増減なし」と回答した事業所が一番多く、85.7%を占める。

夜間体制加算の減額による増減予測



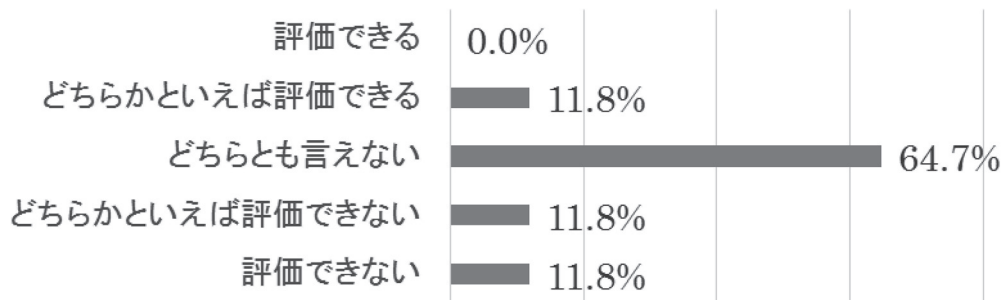
項目	減収 100万円以上	減収 50～ 100万円未満	減収 30～50 万円未満	減収 30万円 未満	増減 なし	増収 30万円 未満	増収 30～50 万円未満	増収 50～ 100万円未満	増収 100万円以上
回答数	1	0	0	0	12	1	0	0	1

11 <新型コロナウイルス感染症関連>利用者の働くモチベーション、生活の楽しみや意欲の維持のための工夫（p.99～）を参照

12 令和3年度報酬改定に対する貴事業所としての評価について、該当する項目を1つ選んで○印をつけてください。また、その理由を記入してください。

- 「どちらとも言えない」と回答した事業所が最も多く、全体の64.7%を占める。

令和3年度報酬改定に対する評価



項目	回答数
評価できる	0
どちらかといえば評価できる	2
どちらとも言えない	11
どちらかといえば評価できない	2
評価できない	2

【具体的な理由】

「どちらとも言えない」

- ・ 等事業所に関わる報酬で大きな変更項目がなかったため。
- ・ コロナ感染対策や欠勤者が出た際の対応等事業所の負担が大きくなっている。今後も継続し起こりうる事のため今後どうするのか。
- ・ 影響なし。

「どちらかといえば評価できない」

- ・ 支援区分 3 以下の利用者が 82%を占めており、区分 3 以下の減額が減収につながっている。
- ・ 医療連携加算に上限 20 人が設定されたことが減収の大きな要因である。

「評価できない」

- ・ 障がいの重い方々の GH は人件費がかかり経営が困難になっている。
- ・ 区分 3 の基本報酬の減額

13 今回の報酬改定を受け、その算定要件や単位数等に関する課題がありましたら記入してください。

- ・ 地域移行個別支援特別加算の期間の延長。継続して特別な支援が必要なため。
- ・ どのような形で単位数を前後させているのか示してほしい。
- ・ 夜間宿直者を配置している加算については増額。

14 選択いただいた事業に関する制度上の課題等がありましたら記入してください。

- ・ GHでの人員配置、加算等、報酬の増加がなければ運営が難しい。
- ・ GH求められる設備、人員等事業所対応の範囲が年々増え、負担が大きくなっている。地域で家族単位の生活という形からはじまったように思うが、現在はミニ施設化しているように感じられる。GHのよさ、持ち味は何か、事業所ごとに定めたとしても国規準で外から求められる範囲が大きくなっている
- ・ コロナの影響で休日に外出を自粛させているため、水道代・電気代・灯油代等経費がかかり、その補填として基本報酬なりで上乘せをしていただきたい。令和3年9月までついていた加算をまたお願いしたい。
- ・ 利用者の重度化、高齢化が進み、入院や体調不良、障がい特性に加え、コロナ感染の影響もあって日中活動に参加できない方が増え、グループで過ごす機会が多くなったが、「日中支援加算」の取得は、3日連続して日中活動に参加できなかった事が前提条件となっていること。職員の確保も難しく、1日目からの加算対策にしてもらいたい。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業種別調査

＜就労継続支援B型＞

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業種別調査 <就労継続支援B型>

◇ 考 察 ◇

就労継続支援B型の調査では61事業所からの回答が得られた。9月時の昨年度との利用定員比較では0.4名減の27.9名、現員数も0.7名減の31.0名となっている。

1 事業収入の増減について

障がい福祉サービス等収入は、昨年度9月を100%とすると平均で99.0%となり1.0%の減収で、全体の半数以上の54.2%の事業所が減収となっている。増収となった事業所の内容としては、報酬改定により増収となった事業所が47.7%、それ以外の要因が52.3%と拮抗しており、報酬単価そのものの増額や利用者数の増加によるものが多くを占めた。また、減収となった事業所の内容については、報酬改定による減収が48.1%、それ以外の要因が51.9%とこちらもほぼ同じ割合になっている。

報酬改定以外の要因による減収と答えた事業所の多くが、新型コロナの影響による減収を挙げており、安定した運営に影響を及ぼしていることが推測される。

2 食事提供体制加算について

食事提供体制加算の対象事業所は89.0%で、加算が廃止された場合は利用者に経費の全部又は一部を負担していただく予定が79.0%と高率になっており、食事提供の廃止を考えている事業所も7.9%あった。

加算が廃止となった場合、実費額が増えることにより利用に影響が出ることが懸念されること。また、利用者の中には事業所が提供する食事が生命線となっている例もあり、物価高の影響等により、今以上に必要な支援となっていくことが確実なサービスである。

3 送迎加算について

送迎加算は83.7%の事業所が対象となっていて、こちらも重要なサービスの一つとなっている。送迎距離としては、片道距離5km未満が39.8%を占めているが、20km以上も9.1%あった。加算が廃止された場合は利用者に経費の全部または一部を負担していただく予定が58.6%となっている。

現在でも原油価格の高騰等の影響で送迎経費が増えている状況から、事業所も精一杯の対応をしている状態である。県土の広い本県にあっては必然的に長距離送迎となっている実態もあり、加算廃止の場合さらなる事業所負担の増加と、送迎が必須の方の利用が難しくなる恐れがある。

4 報酬改定に対する評価と制度上の課題について

令和3年度報酬改定に対する評価は「どちらともいえない」が41.1%で最も多く、「評価できる」及び「どちらかといえば評価できる」のプラス評価が25.0%、「評価できない

い」及び「どちらかというとは評価できない」のマイナス評価が 33.9%と相対的にはマイナス評価の方が高い数値であった。理由としては、平均工賃月額細分化により実績が反映されやすくなったと評価する内容が多くあった。一方で施設外就労加算の廃止による影響が大きく「評価できない」という意見がマイナス評価の多数を占めている。

制度上の課題として、「評価できない、どちらかというとは評価できない」と回答した事業所の約 3 分の 2 が施設外就労加算廃止をあげている。中には、農福連携として取り組んでいたが作業委託を躊躇せざるを得ないといったものもあった。

また、基本報酬が工賃支給額によって決まることにより、作業効率や能力の高い方優先の傾向が出てこないか憂慮するとともに、障がいの程度が重くても働くことに生きがいを感じ、生活の喜びを実感することも大切なことであり、そのような障がいの重い方に対する支援は全く評価されていない状況にある。複数の事業所より高齢者や重度者、問題を抱える利用者が取り残される事のないような対応や評価を望む意見があった。

提 言

- (1) 多くの事業所が対象となっている重要な支援サービスである食事提供体制加算を継続していただきたい。
- (2) 全国一律ではなく、地域性も考慮した上での送迎加算を検討していただきたい。
- (3) 施設外就労加算を復活させていただきたい。
- (4) 報酬の日割り計算の仕組みや平均工賃月額による報酬のあり方を再考していただきたい。

調査研究委員会

委員 下館 正則（ウイズ友）

1 実施事業

就労継続支援B型（回答数：61事業所）

2 選択いただいた事業の各年度9月末時点での定員及び現員数を記入してください。なお、定員が定められていない事業については、各年度9月末時点の延べ対応件数(利用者数)を備考欄に記入してください。

令和2年9月次		令和3年9月次	
利用定員	現員数	利用定員	現員数
平均 28.3名	平均 31.7名	平均 27.9名	平均 31.0名

3 選択いただいた事業の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。令和2年度上半期を100とした場合、令和3年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。（小数点以下四捨五入）

令和2年度上半期（4月～9月）の収入	令和3年度上半期（4月～9月）の収入
100%	平均 99.0%

4 実施事業における障害福祉サービス収入についてお伺いします。令和2年度と令和3年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- 減収と回答した事業所が、54.2%と全体の半数を占めている。

令和2年度と令和3年度の増減額予測

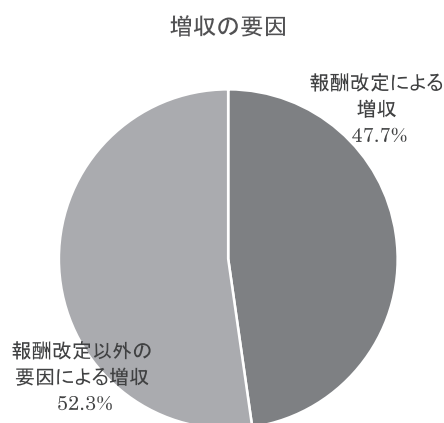


項目	減収 300万 円以上	減収 200～ 300万 円未満	減収 100～ 200万 円未満	減収 100万 円未満	増収 100万 円未満	増収 100～ 200万 円未満	増収 200～ 300万 円未満	増収 300万 円以上
回答数	9	8	2	14	12	4	2	10

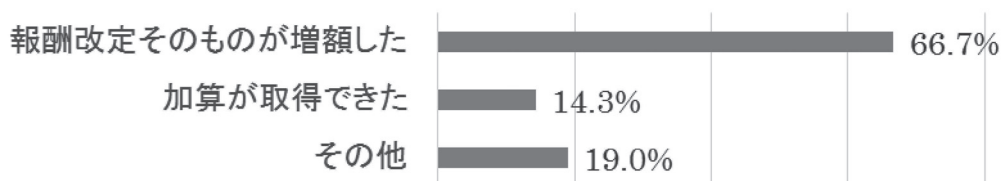
5 問3において、100%以上（増収）と回答した事業所のみ回答してください。
 収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。（複数回答可）

○ 「報酬改定以外の要因による増収」と回答した事業所が、全体の56.5%を占める。

項目	回答数
報酬改定による増収	21
報酬改定以外の要因による増収	23



【報酬改定による増収】



項目	回答数
報酬単価そのものが増額した	14
加算が取得できた	3
その他	4

【「その他」の回答】

- ・ ご利用回数の増
- ・ 施設外就労等の加算の廃止
- ・ 平均工賃月額が上がったことによる基本報酬の増額
- ・ 利用率の増加

【報酬改定以外の要因による増収】



項目	回答数
利用者数の増加	14
その他	9

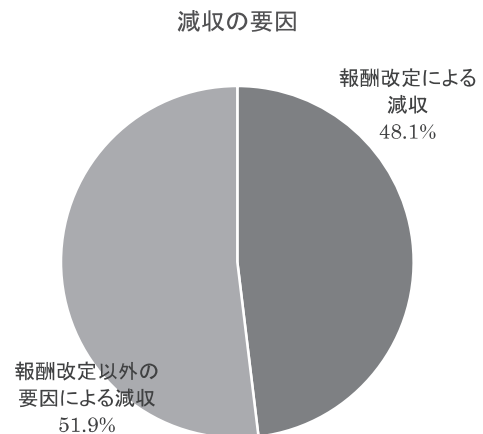
【「その他」の回答】

- ・ 授産事業が好調であるため。
- ・ 処遇改善加算の導入開始。
- ・ 長期で休む利用者さんが減った。
- ・ 定員 30 名→20 名に変更。
- ・ 問 3 では上半期は上回っているが、下半期は昨年度を下回り実質は減収。
- ・ 利用回数の増加に伴う延べ利用者数の増加による。
- ・ 利用者の出勤率が向上。
- ・ 利用者は健康に留意され出席した。
- ・ 令和 2 年度はコロナの影響により休業した時期があったため。

6 問 3 において、100%未満（減収）と回答された事業所のみ回答してください。
 収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

○ 「報酬改定以外の要因による減収」と回答した事業所が、全体の 57.1%を占める。

項目	回答数
報酬改定による減収	25
報酬改定以外の要因による減収	27



【報酬改定による減収】



項目	回答数
報酬単価そのものが減額した	9
加算が取得できなかった	11
その他	5

【報酬改定以外の要因による減収】



項目	回答数
利用者数の減少	18
その他	9

【「その他」の回答】

- ・ コロナ感染症に関係して利用を休んだ為の減収。
- ・ コロナ陽性、濃厚接触者が利用者から出て事業所を6日間休んだ。
- ・ コロナ禍等で休む利用者が増えた。
- ・ 施設外就労の場1か所が火災に見舞われたため等。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で利用率が低下した。
- ・ 生活訓練の期間を過ぎた利用者が継続利用し、減等となったため。宿泊型自立訓練の利用者数減少の為（主に女性）。
- ・ 多機能型への移行による。
- ・ 他サービスへの移行。
- ・ 販売・イベントの中止、施設外の実習の契約解除。
- ・ 利用日の不定期な人が多い。入院や体調不良で休んでいる人がいる。

7 食事提供体制加算を算定している事業所のみ回答してください。

(1) 令和3年9月末時点の利用者の現員数と食事提供体制加算の対象となっている利用者数を記入してください。

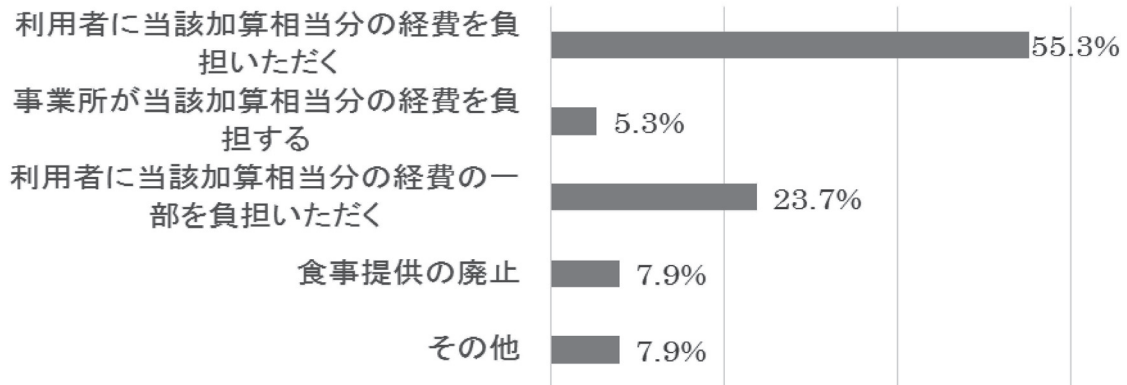
- 現員数（平均 32.6 名）のうち、89.0%が食事提供体制加算の対象となっている。

令和3年9月次の現員数	うち、加算対象の利用者数
平均 32.6 名	平均 29.0 名

(2) 食事提供体制加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目1つに○印をつけてください。

- 「利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく」と回答した事業所が最も多く、全体の55.3%を占める。

食事提供体制加算の廃止に伴う影響



項目	回答数
利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく	21
事業所が当該加算相当分の経費を負担する	2
利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく	9
食事提供の廃止	3
その他	3

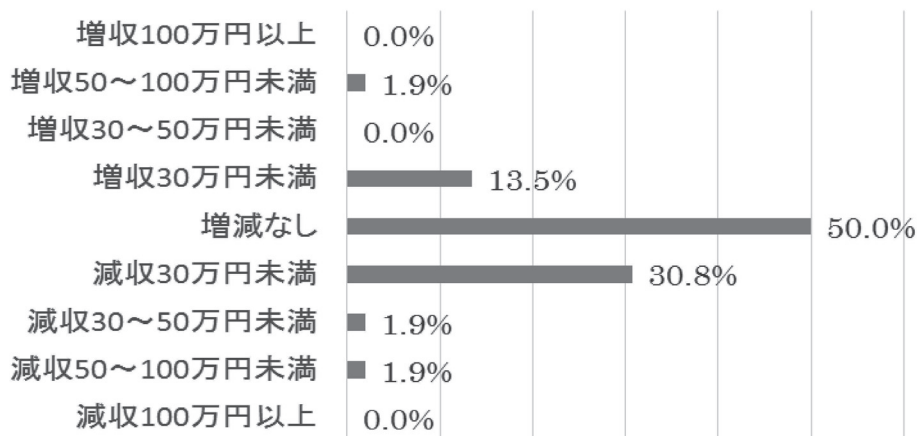
〔「その他」の回答〕

- ・ 実費額が増えると他事業所へ施設変更する利用者が考えられる。減収の要因になりかねないためよう検討中。
- ・ 食事提供体制加算を取得していない。
- ・ 利用者に意向を聞き参考とする。

8 送迎加算を算定している事業所のみ回答してください。

(1) 令和2年度と令和3年度を比較した場合の当該加算の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

送迎加算増減額の予測



項目	減収 100 万円 以上	減収 50～ 100万 円未満	減収 30～ 50万 円未満	減収 30万 円未満	増減な し	増収 30万 円未満	増収 30～ 50万 円未満	増収 50～ 100万 円未満	増収 100万 円以上
回答数	0	1	1	16	26	7	0	1	0

(2) 令和3年9月末時点の利用者の現員数と送迎加算の対象となっている利用者数を記入してください。

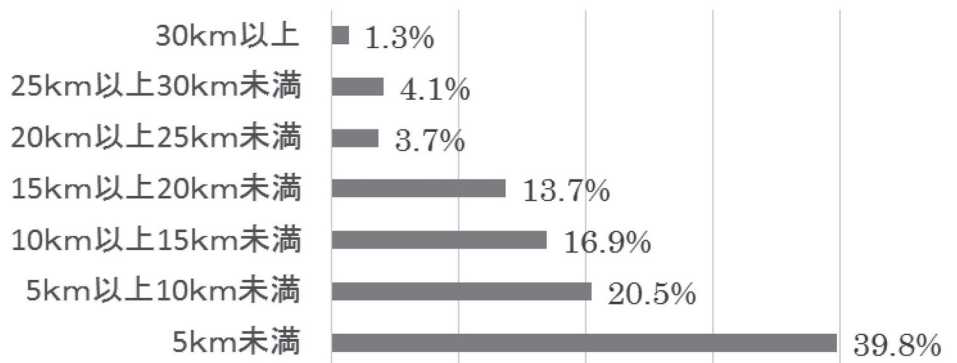
- 現員数（平均 30.7 名）のうち、83.7%が送迎加算の対象となっている。

令和3年9月次の現員数	うち、加算対象の利用者数
平均 30.7 名	平均 25.7 名

(3) (2) で送迎加算の対象となっている利用者について、施設から乗降場所までの送迎に要する片道の距離について、各項目に該当する利用者数を記入してください。

- 5km 未満の利用者が 39.8%を占めている。

送迎加算対象者の施設から乗り場までの片道距離

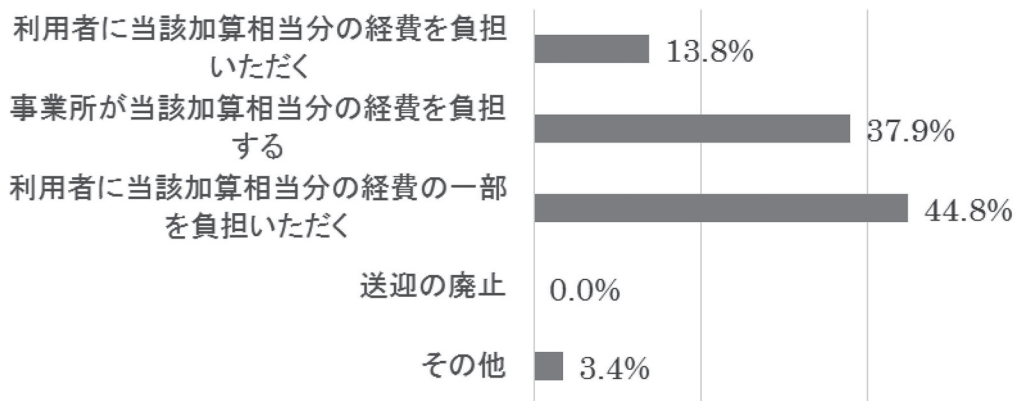


項目	5km 未満	5km 以上 10km 未満	10km 以上 15km 未満	15km 以上 20km 未満	20km 以上 25km 未満	25km 以上 30km 未満	30km 以上
回答数	270	139	115	93	25	28	9

(4) 送迎加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目 1 つに○印をつけてください。

- 「利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく」と回答した事業所が最も多く、全体の 44.8%を占める。

送迎加算の廃止に伴う影響



項目	回答数
利用者に当該加算相当分の経費を負担いただき送迎を継続する	4
事業所が当該加算相当分の経費を負担し送迎を継続する	11
利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく	13
送迎の廃止	0
その他	1

9 対象外

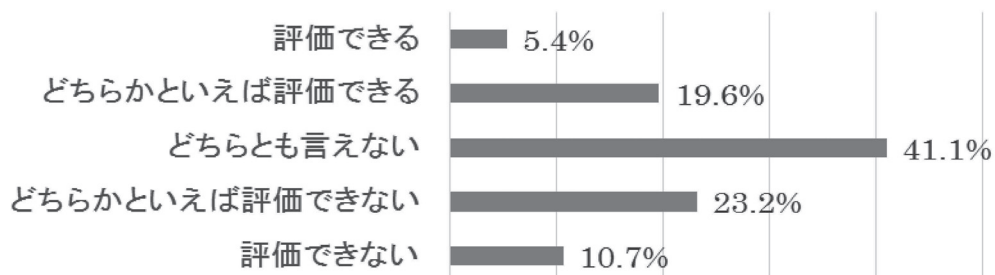
10 対象外

11 <新型コロナウイルス感染症関連>利用者の働くモチベーション、生活の楽しみや意欲の維持のための工夫（p.99～）を参照

12 令和3年度報酬改定に対する貴事業所としての評価について、該当する項目を1つ選んで○印をつけてください。また、その理由を記入してください。

- 「どちらとも言えない」と回答した事業所が最も多く、全体の41.1%を占める。

令和3年度報酬改定に対する評価



項目	回答数
評価できる	3
どちらかといえば評価できる	11
どちらとも言えない	23
どちらかといえば評価できない	13
評価できない	6

【具体的な理由】

「評価できる」

- ・ 一般就労させる支援等の取組が加算として高いことは評価できる。
- ・ 重度支援体制加算が有効に使用できている。

「どちらかといえば評価できる」

- ・ 若干であるが増収につながる。
- ・ 特にマイナス面がなかったため。
- ・ 平均工賃月額細分化により、就労の報酬単価が上がったこと。
- ・ 平均工賃月額の区分細分化により、実績が反映されやすい報酬単価となったこと。
- ・ 前年度より報酬単価は上がっているため。
- ・ 就労移行支援体制加算が増額となった。
- ・ 平均工賃月額の評価段階が増えたことは良かった。施設外就労加算が廃止されたことは残念です。
- ・ 就職者が出せなかったが、工賃アップにはつながらないものの維持できたこと。

「どちらとも言えない」

- ・ 報酬単価自体は上がったものの、コロナ禍における就労支援事業収入は安定せず、平均工賃月額の上位を目指すことは難しい。また、感染拡大の影響によって利用率も低下しており、障害福祉サービス等事業収入も安定しないでいる。
- ・ 基本報酬の細分化は良かったが、施設外就労加算等の廃止は痛かった。
- ・ 収入は増加したものの、報酬改定による収入増の実感がない。
- ・ 施設外就労加算の廃止により、利用者を支援する職員の配置が難しくなった
- ・ 基本の単価が前年度より上がったのは良いが、施設外の就労の単価がもらえなくなったのは残念に思う。
- ・ 影響がない。
- ・ 減収傾向が見られるため

「どちらかといえば評価できない」

- ・ 施設外就労加算がなくなり、収入に影響が出ているため。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連する対策が不十分。
- ・ 施設外就労加算の廃止。

- ・ 加算で収入を上げるようになっている。
- ・ 施設外就労加算の廃止により農福連携での作業委託を躊躇せざるを得ない事態となっている。
- ・ 施設外就労の工夫や努力が評価されない。
- ・ 施設外就労加算の実質的廃止。基本報酬の地域協働加算の要件が分かりづらい。
- ・ 施設外就労に取り組んでおり、加算の廃止による減額が大きい。
- ・ 施設外加算があることから、近年、農福連携による作業を多く取り入れたが、今年加算外となり、必要な経費の確保が大変である。
- ・ 施設外就労加算の廃止により収入が大幅減となり運営が苦しい状況です。
- ・ 最近では、通所している利用者が一般就労する機会が減っているため、A型事業所へ就労の方が増えているため、就労の加算の対象者は現場に即した評価にしてもらいたいです。

「評価できない」

- ・ 平均工賃の幅が広すぎるのでモチベーションにつながらない。年間 100 円くらいを上げるのが精一杯（コロナの影響もあり）。
- ・ 日払い方式の修正（改訂）を求む
- ・ 基本報酬が増えている訳ではなく、加算を取得することで増収となるが、当法人のように規模が小さい事業所では取得できる加算が少なく、また事務作業も煩雑であり、とても対応できないため。
- ・ より厳しい給付費であるため。
- ・ 減収により経費の方が大きくなったため運営継続が困難になったため。
- ・ 日払い方式は見直すべき。

13 今回の報酬改定を受け、その算定要件や単位数等に関する課題がありましたら記入してください。

- ・ なぜ送迎加算が上がらなかったのか不思議。費用は増えているのに収入が変わらないこと。
- ・ 基本的に単位数が低い。
- ・ 新しい生活様式を実施している等の加算の新設。
- ・ 改めて、施設外就労について検討してほしい。
- ・ 基本単価を上げて経営が安定する報酬体系にして欲しい
- ・ 今回の報酬改定で、施設外就労加算が廃止となったため減収している。
- ・ 算定案件はわかりやすくしてほしい。
- ・ 施設外就労加算がなくなったことは訓練機会の減少につながる。その中で一般就労への卒業生を育てた場合の「移行支援加算」「移行支援体制加算」などが増加されないのはなぜか？
- ・ 改定するに当たって、現場の声や実績を理解していただき、A型事業所へ就労してくれる事が携わる職員のモチベーションアップにつながるように考えていただきたいです。10年前に比べると一般就労の壁は、かなり厳しくなっているため、様々な課題を感

じています。

- ・ 小規模事業所では加算要件を満たすことが難しいので、基本報酬の単価をあげて欲しい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う加算の拡充及び各算定要因の緩和が必要。
- ・ 送迎加算は廃止ではなく、前の単価に戻して欲しい。
- ・ 地域のニーズに応えるために障がいの重い方を何とか受け入れ、コロナ禍でも最前線で事業継続を求められているサービス提供しているにも関わらず、報酬単価が低いのでは人材の確保や運営が非常に困難である。段階的でも良いので、もっと仕組みや単位を見直していただきたい。
- ・ 平均工賃を上げるように頑張っているところですが、利用者の状況も不安定なところもあるので、1つ上の単価に行くまでも難しい状況です。
- ・ 報酬体系が複雑すぎて、加算取得等での事務作業が多い。
- ・ 利用者工賃の向上を目指すことには大賛成であるが、工賃ばかりに目を奪われて、心身の状態（コロナに対する不安を含む）に関わらず利用を促したり、作業に追われ過ぎて一人ひとりと向き合う時間を確保できなかつたりする「支援の質の低下」を招かないようにしたい。従って、報酬の日割り計算の仕組みや平均工賃月額による報酬の在り方を見直していただきたいと考える。

14 選択いただいた事業に関する制度上の課題等がありましたら記入してください。

- ・ 今後、食事、送迎加算などがなくなると家族負担が多くなり、利用減につながるのではないかと。
- ・ 送迎加算の単価が安すぎる。
- ・ 支援の難しい利用者を多くの事業所で受入れ、職員体制を基準よりも厚くしている。6：1の区分の創設を実現してほしい。
- ・ 加算の取得・工賃向上に向け、様々な事業展開を検討しているところだが、単価の高い作業に関しては、作業が複雑化する傾向がある。利用者・職員の負担、利用者個々の利用目的等考慮すると、現状維持に留まってしまう。
- ・ 基本報酬が、工賃支給額で評価されるようになったことで、収入が減った。
- ・ 基本報酬が工賃額によって決まるが、作業効率優先の偏重になる可能性があるため、利用者支援、満足度などの指標や評価についても考えて欲しい。
- ・ 現行の就労継続支援 B 型の基本報酬算定においては、「平均工賃月額」に応じた評価と「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価するものがあるが、現場においては、中軽度で働く意識を持った方と、重度であっても働く意識を持った方が混在している。故に現行の一律とする評価の在り方は現状の評価基準として適さないと感じる。また、現行の基準では「重度であっても働く意識を持った方」がその利用を敬遠される恐れもある。次期報酬改定にあっては、その旨を留意した慎重な議論を切望するものである。
- ・ 市内に同じ事業を行う事業所が増えたことで、今後は受注作業などの取り合いが予想される。また、自主生産物の製造においても、オリジナリティある商品開発には時間や経費が必要なため利用者支援と並行しての取組は容易でない。よって、安定的な事業運

営を図るための策として、手厚い人員体制を配置している事業所への報酬額を上げていただきたい。

- 就労支援事業所が一般就労（社会参画）へ向けた就労訓練を行い、地域の企業の理解を広め、卒業できる人を増やしていくという目標を果たすことなく、工賃を高く払えば報酬も上がることから「就労能力の高い利用者さんを卒業させるのではなく、自施設内に囲い込む方が望ましい」という傾向が見られるようになった。就労移行支援事業所を閉鎖し、就労 B のみとする法人が 3 法人もある。明らかな自立支援後退の事例である。
- 通所者が通院や体調などで休むことが多く、出席日数での報酬では運営が難しくなっているため、出勤日数ではなく月単位の報酬にして欲しい。
- 能力の高い利用者が工賃の高い事業所へ集中し、高齢の利用者や問題を多く抱える利用者を取り残される傾向にある。受け皿となる事業所は作業性が低下し、作業内容に寄っては受託を見送る案件も多く、運営が厳しい状況となっている。
- 平均工賃月額がよりきめ細かくなった事により、次への目標を持つ事はできたが、新型コロナウイルスが長引くようであれば、収入も安定しない為、来年度もとても不安です。
- 令和 3 年度報酬改定等により廃止となった「施設外就労加算」について、当方では 2 か所で実施しているため、加算の復活をお願いしたい。
- 高齢化してきている現状についてなにかしらの新しい報酬を作っていただきたい（60 代・70 代の利用者が就労しようと訓練しているため）。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業種別調査

<計画相談支援・障害児相談支援>

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業種別調査 <計画相談支援・障害児相談支援>

◇ 考 察 ◇

計画相談支援・障害児相談支援事業所の実態調査は、19の事業所から回答が得られた。令和2年度の9月次の延べ対応件数比較では、3.9人の増加である。

1 令和2年度と令和3年度の増減比較

計画相談支援・障害児相談支援の障害福祉サービス等収入は、令和2年度上半期を100%とすると令和3年度は110.6%となり増収になっている。収入が増えたと考えられる要因では、「報酬改定による増収」と回答した事業所は全体の43.5%を占める。その要因は、「報酬単価が増額した」が60%と「加算が取得できた」が40%である。

また、「報酬改定以外の要因による増収」と回答した事業所が全体の56.5%を占めている。その要因は、「利用者の増加」が61.5%と「計画相談数の増加、モニタリング期間の短縮」による件数の増加が38.5%となっており、増収の要因としては「報酬改定以外の要因による増収」が主な理由となっている。

一方、減収と回答した事業所では「報酬改定による減収」はゼロ。「報酬改定以外の要因による減収」が100%を占める。報酬改定以外の要因としては、「利用者数の減少」が100%であり、主な理由である。

2 報酬改定に対する評価

令和3年度報酬改定に対する評価については、「評価できる」、「どちらかといえば評価できる」のプラス評価は35.3%、「評価できない」、「どちらかといえば評価できない」のマイナス評価が17.7%、「どちらとも言えない」が47.1%となっている。

『プラス評価』の具体的な理由では、「報酬単価が上がった」、「特定事業所加算の基準が見直されたことで機能強化型加算（I）が申請できた」、「算定月以外の支援に対する評価ができるようになった等」である。

『マイナス評価』の具体的な理由では、「加算の算定要件が細かく要件を満たせない」、「基本報酬を下げ加算項目を増やしたが加算請求に係る事務処理が煩わしく本来の相談業務ができない等」である。どちらとも言えないの具体的な理由は、「人員体制・配置加算も報酬改定前の報酬から変更がないため基本報酬も変化なし」、「新規計画の受容に限界がある」、「加算に該当するものが少なく評価として判断し兼ねる」、「影響なし等」である。

3 制度上の課題

制度上の課題としては、「基本報酬が低すぎるため人員体制が整えられない、質の高いサービスが提供に繋がらない」「加算要件の細かい基準を満たすことができず請求できない」「報酬体系が複雑で加算取得等での事務作業が多く、申請を諦めることもあ

る」「相談支援専門員が特定処遇改善加算の対象外になっている」「相談支援事業所の経営を成り立たせるには、現在の報酬単価では難しい。大幅な改善が望めない状況を考えると業務内容を工夫するしかない。利用者に寄り添った支援を考えると記録の部分を簡素化するしか考えられず、現在行政と検討している」との意見があった。

提 言

- (1) 質の高い相談支援サービスを利用者へ提供し、安定した相談支援事業を継続するためには、人員確保・人材育成・人材定着が十分可能になるくらいの「基本報酬の増額」を要望する。
- (2) 相談支援専門員も利用者に寄り添い、家族とも多く関わっているため、「特定処遇改善加算」の対象にすべきであると考え、見直しを検討いただきたい。
- (3) 加算の算定に時間がかかり請求しない事業所もあるため、できるだけ基本報酬に組み入れることで、「事務作業の省力化」と「過誤請求の減少」も期待できるため、加算を基本報酬に組み入れることを検討いただきたい。

調査研究委員会 委員

塚本 圭（生活介護うららか）

1 実施事業

計画相談支援・障害児相談支援（回答数：19 事業所）

- 2 選択いただいた事業の各年度9月末時点での定員及び現員数を記入してください。なお、定員が定められていない事業については、各年度9月末時点の延べ対応件数(利用者数)を備考欄に記入してください。

令和2年9月次	令和3年9月次
延べ対応件数（利用者数）	延べ対応件数（利用者数）
平均 170.1 件	平均 174.0 件

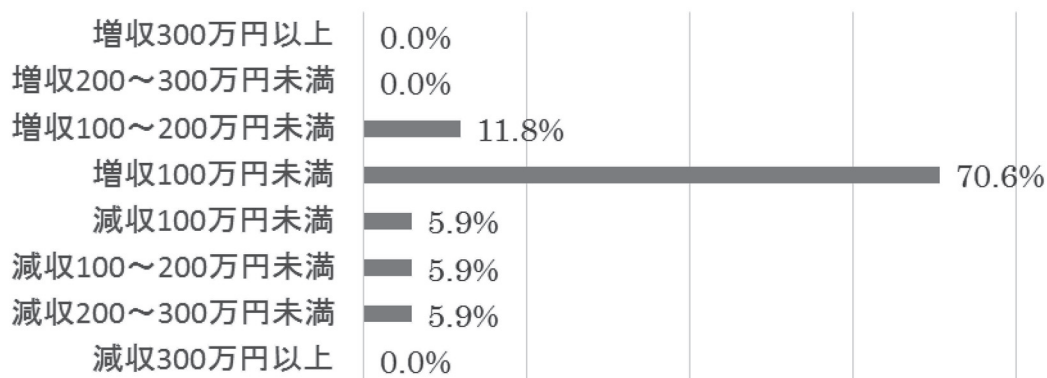
- 3 選択いただいた事業の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。令和2年度上半期を100とした場合、令和3年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。（小数点以下四捨五入）

令和2年度上半期（4月～9月）の収入	令和3年度上半期（4月～9月）の収入
100%	平均 110.6%

- 4 実施事業における障害福祉サービス収入についてお伺いします。令和2年度と令和3年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

○ 「増収100万円未満」と回答した事業所が、70.6%と全体の7割を占めている。

令和2年度と令和3年度の増減額予測

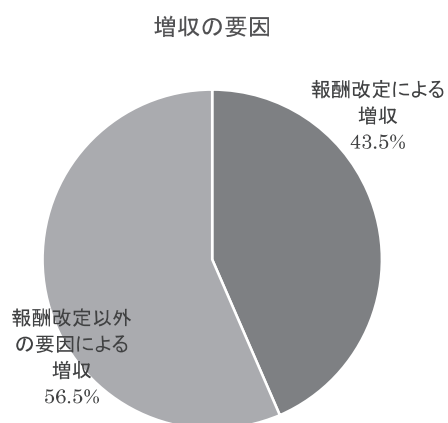


項目	減収 300万 円以上	減収 200～ 300万 円未満	減収 100～ 200万 円未満	減収 100万 円未満	増収 100万 円未満	増収 100～ 200万 円未満	増収 200～ 300万 円未満	増収 300万 円以上
回答数	0	1	1	1	12	2	0	0

5 問3において、100%以上（増収）と回答した事業所のみ回答してください。
 収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。
 （複数回答可）

○ 「報酬改定以外の要因による増収」と回答した事業所が、全体の56.5%を占める。

項目	回答数
報酬改定による増収	10
報酬改定以外の要因による増収	13



【報酬改定による増収】



項目	回答数
報酬単価そのものが増額した	6
加算が取得できた	4
その他	0

【報酬改定以外の要因による増収】



項目	回答数
利用者数の増加	8
その他	5

【「その他」の回答】

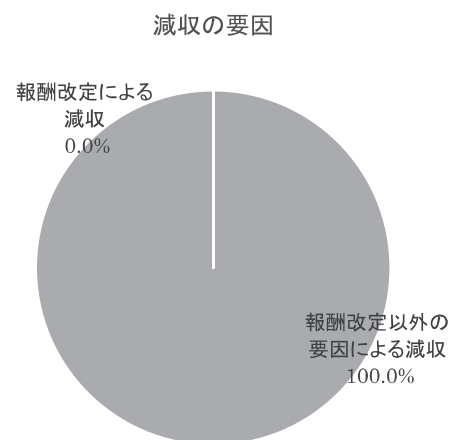
- ・ 計画相談数の増

- ・ モニタリング期間の短縮により実質処理件数の増加
- ・ 介護へ移行する人のモニタリングがあった・計画作成が多かった
- ・ モニタリング件数が増加した。また、令和3年度以前から創設されている体制加算を取得した。
- ・ 請求件数が増えた。

6 問3において、100%未満（減収）と回答された事業所のみ回答してください。
収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

○ 「報酬改定以外の要因による減収」と回答した事業所が、100%を占める。

項目	回答数
報酬改定による減収	0
報酬改定以外の要因による減収	3



【報酬改定以外の要因による減収】



項目	回答数
利用者数の減少	3
その他	0

7 対象外

8 対象外

9 対象外

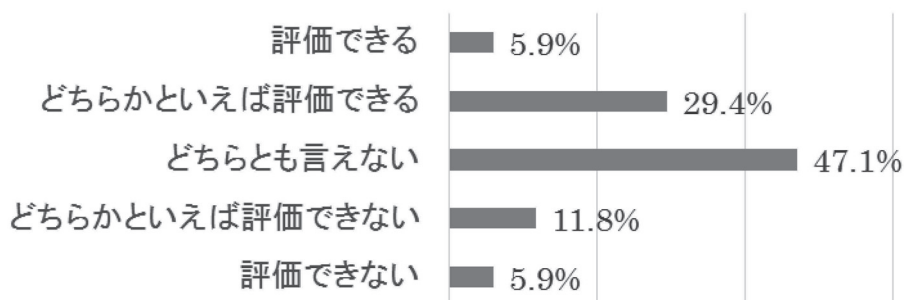
10 対象外

11 <新型コロナウイルス感染症関連> 利用者の働くモチベーション、生活の楽しみや意欲の維持のための工夫（p.99～）を参照

12 令和3年度報酬改定に対する貴事業所としての評価について、該当する項目を1つ選んで○印をつけてください。また、その理由を記入してください。

○ 「どちらとも言えない」と回答した事業所が最も多く、全体の47.1%を占める。

令和3年度報酬改定に対する評価



項目	回答数
評価できる	1
どちらかといえば評価できる	5
どちらとも言えない	8
どちらかといえば評価できない	2
評価できない	1

【具体的な理由】

「どちらかといえば評価できる」

- ・ 特定事業所加算の基準が見直されたことで機能強化型加算（I）の申請が可能となったことや算定月以外の支援に対する評価ができるようになった。
- ・ 報酬単価が上がったことで増収となったため。
- ・ 報酬単価が上り収益が微増したが、サービスの質を上げるためにはまだ不十分。

「どちらとも言えない」

- ・ 当事業所は、人員体制も主任配置加算も改定前の報酬から変更ないため、基本報酬に変化はなく、新規計画を作成するしか大幅な増収が計れないが、委託事業業務も受託しており新規計画の受容に限界があるため。
- ・ 該当するものが少ないため、評価としては判断し兼ねるため。
- ・ 報酬改定が収入増に大きな影響を及ぼしているとは考えにくい。
- ・ 影響なし。

「どちらかといえば評価できない」

- ・ 相談支援では基本報酬を下げ、加算項目を増やしたが、加算請求に係る事務処理が煩わしく本来の相談業務ができない。もしくは加算請求を諦めるかである。
- ・ 初回加算の追加や集中支援加算等、報酬対象となる業務が拡充されてはいるが、算定要件が細かく要件を満たせない。

「評価できない」

- ・ 基本報酬が増えている訳ではなく、加算を取得することで増収となるが、当法人のように規模が小さい事業所では取得できる加算が少なく、また事務作業も煩雑であり、とても対応できないため。

13 今回の報酬改定を受け、その算定要件や単位数等に関する課題がありましたら記入してください。

- ・ 加算項目が増えたが、地域での連携が要件・必要となるものもあり、市町村や自立協等による牽引が必要である。
- ・ 加算内容の見直しや基本報酬を上げて欲しい。
- ・ 加算の算定に時間がかかり、加算請求をしないことがあります。出来るだけ基本報酬に組み込んでほしい。
- ・ 計画相談で事業が成り立つような報酬にしないと、委託頼みになってしまい経営が安定しない。人材が定着しない。
- ・ 算定要件の細かい基準を満たすことが出来ず加算申請ができない。
- ・ 居宅等の訪問が月 2 回以上→コロナ禍で訪問拒否や月 1 回の訪問で事が足りる場合があるため、算定要件の細分化をお願いしたい。(月 2 回〇〇単位、月 1 回〇〇単位)
- ・ 集中支援加算が新設されたことはよかったが、単価が低いと感じる
- ・ 従来評価されていなかった相談支援業務について報酬請求対象の業務が拡充されているが、算定要件が細かく要件を満たすことができない。
- ・ 体制加算については、必要な研修が年に 1 回となっており、定員もある状況。研修回数を増やす工夫などがあると良いと感じた。令和 3 年度報酬改定では、ひとり事業所のため、該当になるものも少なく、加算を取得する事が難しい。
- ・ 報酬体系が複雑すぎて、加算取得等での事務作業が多い。

14 選択いただいた事業に関する制度上の課題等がありましたら記入してください。

- ・ 改定はあったが、基本報酬が低すぎる。
- ・ 給付費のみでは相談支援事業所の運営が難しい状況が継続している。一方、給付費以外の相談業務が多くある。
- ・ 経営として成り立たせるには現在の報酬単価では無理があり、国の施策として大幅な改善も望めない状況を考えると、業務内容の工夫しかないのが現状。利用者に寄り添った支援を考えると記録の部分の簡素化しか考えられず、現在行政と一緒に記録の簡素化に向けて内容を検討している。現状は、「経営が成り立たない事業」→「新規参入が望めない」→「既存の事業所の疲弊」→「事業所の廃業のリスク増」→「一つの事業所の廃

業で地域の相談支援事業の崩壊になりかねない状況」。

- ・ 計画相談に関しては基本報酬が低く事業として成り立たない。基本相談対応しても費用請求できない。実は費用請求できない業務が多い。
- ・ 処遇改善加算の対象者について相談専門員も対象にしていきたい。
- ・ 報酬単価が低く加算要件が厳しい。特定相談支援のみの事業所では収入が低く十分な人員体制が整えられないため、質の高いサービス提供につながらない。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業種別調査

<放課後等デイサービス>

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業種別調査 <放課後等デイサービス>

◇ 考 察 ◇

今回の調査では13事業所からの回答が得られた。令和2年9月次と令和3年9月次の利用定員の比較では、平均-9.8名減となっているが、現員数では+3.6名となり受入れ人数は増となっている。障害福祉サービス等収入を令和2年度上半期(4月~9月)と令和3年度上半期と比較すると平均114.1%となっており、増収は利用率の高さが影響していると推測される。

1 令和2年度と令和3年度の増減比較

令和2年度と令和3年度の増減比較では、それぞれ50%ずつの回答となっており、全体的な傾向がつかみにくい結果となった。

増収の理由としては、報酬単価そのものの増額(50%)、その他(50%)で、その他の理由は、利用者数の増加、個別サポート加算の取得、定員変更による報酬単価のアップが挙げられる。

減収の理由としては、報酬単価の減額(66.7%)、加算の未取得(33.3%)、利用者数の減少が挙げられた。増収の要因の中で、報酬改定による増収と答えたのは44.4%であり、報酬改定以外の要因による増収は55.6%であった。

2 送迎加算取得事業所の年度比較

送迎加算取得事業所の年度比較では、増減なし(63.6%)が一番多く、追って増収30万円未満(18.2%)、減収30万円未満(9.1%)、減収50~100万円未満(9.1%)であった。

令和3年9月次の現員数(平均65.9名)のうち、82.4%が送迎加算の対象となっており、岩手では送迎の福祉ニーズが高い傾向がある結果となった。送迎加算利用者の送迎の距離は、10km未満の利用者が74.2%を占めていて、20km以上25km未満が5.3%、30km以上が4.0%と、長距離の送迎ニーズも見られる。

送迎加算が廃止された場合、「利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく」又は「一部の経費を負担いただく」が54.6%と最も多く、「他に事業所が負担する」、「送迎の廃止」といった回答もあった。送迎加算は、児童やその家族にとってニーズの高いサービスであることが伺われた。

3 報酬改定に対する評価

令和3年度報酬改定に対する評価としては、「評価できない」・「どちらかといえば評価できない」が合わせて63.7%と最も多く、「どちらともいえない」(18.2%)、「どちらかといえば評価できる」(18.2%)とマイナス評価の割合が高い。

評価できない理由としては、「基本報酬の減額が厳しい」「人件費や施設運営費が賄えない」「職員を厚く配置していた分も加算非該当に改正された」「送迎車両の更新、燃料

費の高騰、保育材料費が影響」「報酬の減額が利用者のサービスにもマイナスな影響となっている」がある。

評価できる理由としては「報酬の見直しにより単位数がアップした」「歩く医療ケア児に報酬がついて良かった」と今回の制度改正を評価している回答もあった。

4 報酬改定を受けての課題

今回の報酬改定を受けての課題については、「今回の制度改正で新たに創設された個別サポート加算Ⅰ・Ⅱについての指標の詳しい解説が欲しい」「市町村によって評価のバラつきがある」「保護者への説明ができていない」といった声が多かった。介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲの取得についても、「定員規模の少ない事業所では取得しやすく職員の給料に反映しにくい状況がある」「送迎加算の単価を上げてほしい」との声があった。

5 制度上の課題

放課後等デイサービスの制度上の課題については、「基本報酬単価の定員に 10 名、20 名だけではなく、15 名といったきざみの定員を設けて、急激な報酬単価の段差を解消してほしい」「サービス提供時間が 1 時間も 5 時間も同等の扱いになっているので評価をしっかりとしてほしい」「定員超過減算は地域事情を考慮して柔軟に対応してほしい」「複数事業所を利用している児童のコロナ感染リスクがあり、濃厚接触者が出ると休止せざるを得なく収入減となり事業所運営が厳しい」「放デイ事業の報酬改定は、頻繁に行われており報酬の構造も大きく変わるために将来に向けて安定した収益が見通せず、事業の運営に支障をきたしている」という意見があった。

提 言

- (1) 特に放課後等デイサービスは送迎も含めたサービスが柱となっているため、送迎加算を継続していただきたい。
- (2) 個別サポート加算の市町村による評価のバラつきを是正していただきたい。
- (3) 基本報酬単価の定員を 10 名、20 名の間で 15 名の定員を設けて、急激な報酬単価の段差を解消していただきたい。
- (4) サービス提供時間の評価をより細やかに設定していただきたい。

調査研究委員会 副委員長
阿部 孝司（奥中山学園）

1 実施事業

放課後等デイサービス（回答数：13 事業所）

2 選択いただいた事業の各年度 9 月末時点での定員及び現員数を記入してください。なお、定員が定められていない事業については、各年度 9 月末時点の延べ対応件数(利用者数)を備考欄に記入してください。

令和 2 年 9 月次		令和 3 年 9 月次	
利用定員	現員数	利用定員	現員数
平均 122.1 名	平均 105.2 名	平均 112.3 名	平均 125.7 名

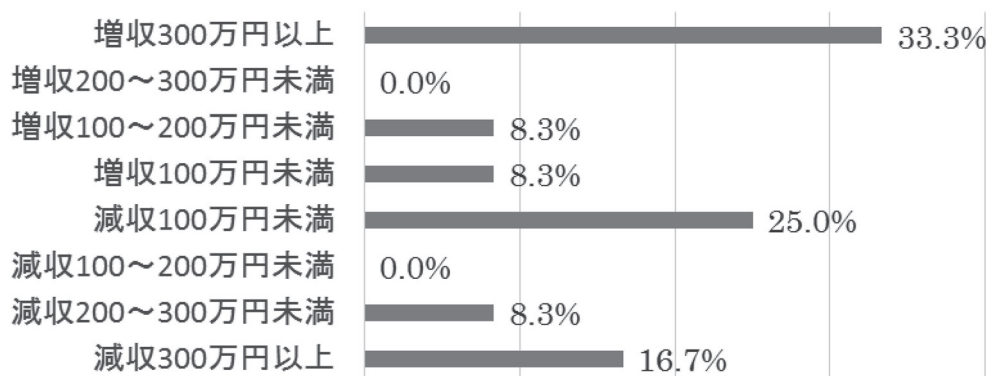
3 選択いただいた事業の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。令和 2 年度上半期を 100 とした場合、令和 3 年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。（小数点以下四捨五入）

令和 2 年度上半期（4 月～9 月）の収入	令和 3 年度上半期（4 月～9 月）の収入
100%	平均 114.1%

4 実施事業における障害福祉サービス収入についてお伺いします。令和 2 年度と令和 3 年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

- 増収と回答した事業所と減収と回答した事業所は、それぞれ半分ずつである。

令和2年度と令和3年度の増減額予測

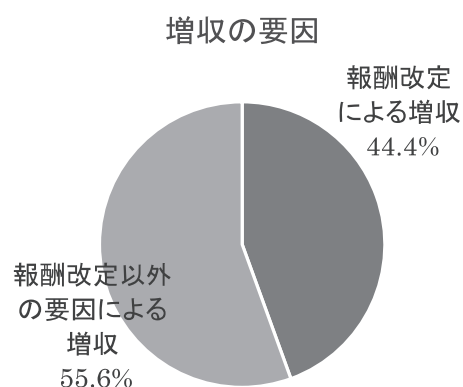


項目	減収 300万 円以上	減収 200～ 300万 円未満	減収 100～ 200万 円未満	減収 100万 円未満	増収 100万 円未満	増収 100～ 200万 円未満	増収 200～ 300万 円未満	増収 300万 円以上
回答数	2	1	0	3	1	1	0	4

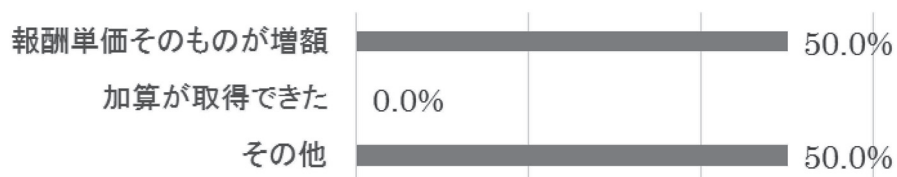
5 問3において、100%以上（増収）と回答した事業所のみ回答してください。
 収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。（複数回答可）

○ 「報酬改定以外の要因による増収」と回答した事業所が、全体の69.4%を占める。

項目	回答数
報酬改定による増収	4
報酬改定以外の要因による増収	5



【報酬改定による増収】

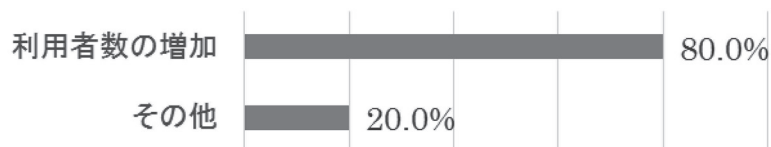


項目	回答数
報酬単価そのものが増額した	2
加算が取得できた	0
その他	2

【「その他」の回答】

- ・ 定員減による給付費単位の増
- ・ 個別サポート加算（1）を取得している利用児が多いため。

【報酬改定以外の要因による増収】



項目	回答数
利用者数の増加	4
その他	1

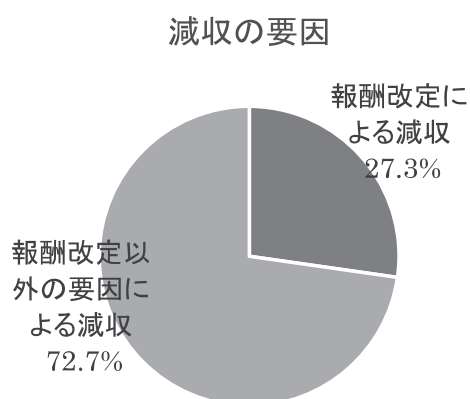
〔「その他」の回答〕

- ・ 利用定員を 20 名から 10 名に変更

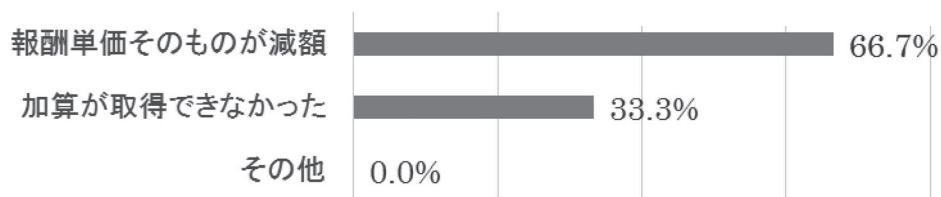
6 問3において、100%未満（減収）と回答された事業所のみ回答してください。
収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

○ 「報酬改定以外の要因による減収」と回答した事業所が、全体の 72.7%を占める。

項目	回答数
報酬改定による減収	3
報酬改定以外の要因による減収	8



【報酬改定による減収】



項目	回答数
報酬単価そのものが減額した	2
加算が取得できなかった	1
その他	0

【報酬改定以外の要因による減収】



項目	回答数
利用者数の減少	4
その他	4

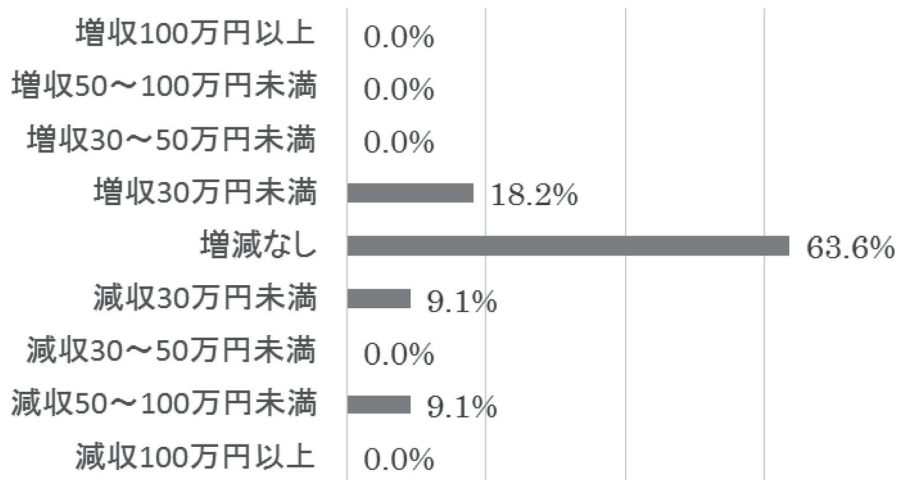
7 対象外

8 送迎加算を算定している事業所のみ回答してください。

(1) 令和2年度と令和3年度を比較した場合の当該加算の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

○ 増減なしと回答した事業所が、全体の63.6%を占める。

送迎加算増減額の予測



項目	減収 100 万円 以上	減収 50～ 100万 円未満	減収 30～ 50万 円未満	減収 30万 円未満	増減な し	増収 30万 円未満	増収 30～ 50万 円未満	増収 50～ 100万 円未満	増収 100万 円以上
回答数	0	1	0	1	7	2	0	0	0

(2) 令和3年9月末時点の利用者の現員数と送迎加算の対象となっている利用者数を記入してください。

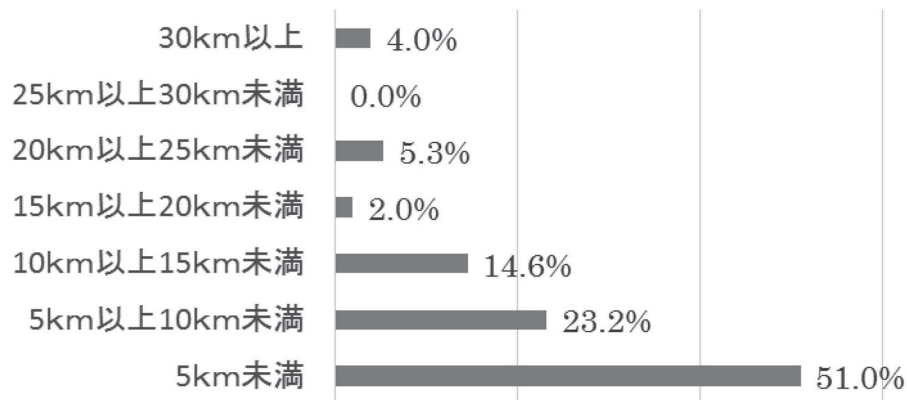
○ 現員数（平均65.9名）のうち、82.4%が送迎加算の対象となっている。

令和3年9月次の現員数	うち、加算対象の利用者数
平均 17.0名	平均 14.7名

(3) (2)で送迎加算の対象となっている利用者について、施設から乗降場所までの送迎に要する片道の距離について、各項目に該当する利用者数を記入してください。

○ 10km未満の利用者が74.2%を占めている。

送迎加算対象者の施設から乗り場までの片道距離

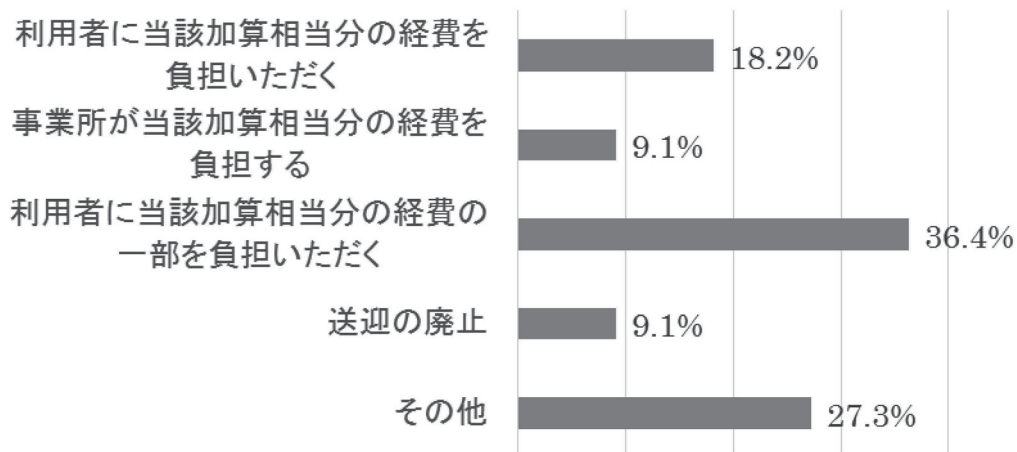


項目	5km 未満	5km 以上 10km 未満	10km 以上 15km 未満	15km 以上 20km 未満	20km 以上 25km 未満	25km 以上 30km 未満	30km 以上
回答数	77	35	22	3	8	0	6

(4) 送迎加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目 1 つに○印をつけてください。

- 「利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく」と回答した事業所が最も多く、全体の 39.6%を占める。

送迎加算の廃止に伴う影響



項目	回答数
利用者に当該加算相当分の経費を負担いただき送迎を継続する	2
事業所が当該加算相当分の経費を負担し送迎を継続する	1
利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく	4
送迎の廃止	1
その他	3

【「その他」の回答】

- ・ 想定していない。
- ・ 送迎加算が廃止された時に、他の報酬改定と勘案して検討する。
- ・ 通学・通所の便宜を奮うことになる。

9 対象外

10 対象外

11 <新型コロナウイルス感染症関連>利用者の働くモチベーション、生活の楽しみや意欲の維持のための工夫（p.99～）を参照。

12 令和3年度報酬改定に対する貴事業所としての評価について、該当する項目を1つ選んで○印をつけてください。また、その理由を記入してください。

- 「評価できない」と回答した事業所が最も多く、全体の36.4%を占める。



項目	回答数
評価できる	0
どちらかといえば評価できる	2
どちらとも言えない	2
どちらかといえば評価できない	3
評価できない	4

【具体的な理由】

「どちらかといえば評価できる」

- ・ 報酬の見直しにより単位数がアップしました。
- ・ 歩く医ケアに関し、報酬がついて良かった。

「どちらかといえば評価できない」

- ・ 基本報酬の減額が厳しかった。
- ・ 基本部分の切り下げ。
- ・ 報酬改定により人件費や施設運営費が賄えなくなっている。

「評価できない」

- ・ 放課後等デイサービスの報酬改定は、頻繁に行われる上に報酬の構造も大きく変わることが多い。そのため、将来に向けて安定した収益が見通せず、事業の運営に支障をきたしている。
- ・ 狙い撃ちされた感じ。基本報酬はもちろん、職員を厚く配置していたぶんも加算非該当になり大きな減額となった。
- ・ 送迎車両の更新、燃料費の高騰、保育材料費の節約。
- ・ 算定要件や基本報酬の減額により事業所の運営に影響を及ぼしている。それが利用者のサービスにも影響していると思う（遊具等に使用できる予算の減額など）ため。

13 今回の報酬改定を受け、その算定要件や単位数等に関する課題がありましたら記入してください。

- ・ 「介護職員処遇改善加算」や今後「介護職員等ベースアップ手当」が創設されるとのことだが、対象は介護職員処遇改善加算ⅠからⅢを取得している事業所のみである。小規模な事業所のなかには、様々な理由でこれらの加算を取得できていない事業所も多くある。これらの事業所にも、何らかの加算等により職員の賃金向上に援助いただきたい。
- ・ 個別サポート加算Ⅰの判定のための保護者の記入用紙に、指標の詳しい解説があるとよいと思われる。
- ・ 個別サポート加算Ⅱについて、保護者への説明の機会を市町村の方で設けていただきたい。
- ・ 数が増えて質のばらつきはあるかもしれないが、経営が立ち行かなくなるようなマイナス改定はやめて欲しい。
- ・ 国の基準である利用者定員 10 名に対し、職員 4 人とは何を基準にしてできたのか？障がい程度区分のことを考慮しているのか。
- ・ 個人サポート加算については各市町村によってバラつきがある。事業所における支援度が反映されているとは考えにくい
- ・ 個別サポート加算の調査票についての解釈や取扱いが市町村によって異なっている。
- ・ 児童に関して、どうみても個別サポートⅠに該当するはずなのに認定されていないという課題。また、個別サポートⅡに該当しそうな子なのに要件が現実的ではないため申請できないという課題。
- ・ 送迎の単価がもう少しあがってほしい。

14 選択いただいた事業に関する制度上の課題等がありましたら記入してください。

- ・ 基本報酬単価について、定員 10、20 とあるが 15 人というものも設けるなど、急激な単価の段差を解消し、ニーズに合わせた運営が可能となるようにすべきだと思う。
- ・ サービス提供時間の評価をしっかりとしてほしい。デイサービスにおいて、5H 超えと

1Hが同等に扱うのは合点がいかない。

- 定員超過減算について。利用希望が多く受けざるを得ない状況の中で、お断りしたり、減算になるとメリットがない。
- 利用者の中には複数事業所を利用している児童も多く、受入側の感染リスク度は高い。感染対策を行いながら受入れを行っても、濃厚接触者が出ると事業を休止せざるを得ない状況にもなった。基本報酬も下げられた中でのコロナ対応、収入減などで事業所運営はかなり厳しいと感じる
- 放課後等デイサービスの報酬改定は、頻繁に行われる上に報酬の構造も大きく変わることが多い。そのため、将来に向けて安定した収益が見通せず、事業の運営に支障をきたしている。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

＜新型コロナウイルス感染症関連＞
利用者の働くモチベーション、生活の
楽しみや意欲の維持のための工夫

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

<新型コロナウイルス感染症関連>

利用者の働くモチベーション、生活の楽しみや意欲の維持のための工夫

<居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護>

- ・ 長時間の接触を避けるなどの対策を行った上で支援を継続したこと。具体的には家庭内の調理の支援から買い物の代行に代替えするなど、出来る限り支援が途切れないように配慮した。

<生活介護>

- ・ 岩手県知的障害者福祉協会のスポーツチャレンジに参加した。
- ・ 大きな行事は行わず、季節に合わせた小さい行事を定期的に行った。
- ・ 生産活動の収入はコロナ以前より減収しているが、前年度と同額の工賃支給をしている。
- ・ 今まで実施していた行事を家族やボランティア等は不参加にて、利用者、職員のみで継続実施。
- ・ オンライン面会を実施。
- ・ 電話や施設広報を通じて家族に利用者の近況報告を実施。
- ・ 園内活動の内容と回数を増やし提供した。余暇活動ができるよう休日に開所日を設け、機会提供を行った。
- ・ 遠方ではなく、近場のお花見・施設の敷地内で、バーベキューを実施。
- ・ 施設内で、クリスマス会を開催。
- ・ 外出の機会が減少しましたが、働くことの好きな利用者様が多く在籍していたため、メイン活動を作業に変更し進めてまいりました。そのためには受託作業が継続的に入荷することが求められるため、当初は丁寧な作業は基より、完成期日より早く完了できるように努め、企業様に対して誠実性と確実性をアピールしてきました。結果として、企業様の信頼を得ることができ、安定した依頼と入荷が得られ、日々の作業が滞ることなく活動ができたことにより、利用者様の意欲や楽しみを持続することができました。
- ・ 菓子類等は職員が代理購入した。
- ・ 可能な限り、外部との接触を避ける形での買い物、ドライブ等実施した。
- ・ 感染者が減っている時期を見て、市内の人气が少なそうな景色の良いところに出かけた。
- ・ クリスマス会は人数を制限して、短時間で行った。
- ・ 祝祭日に出勤日をつくり、自宅のみの生活をできるだけしないようにした。
- ・ 感染症対策を講じつつ、グループごとに分かれて市内での外出機会を設けた。
- ・ 施設内の行事は、利用者の気分転換を図るためにも極力、開催するよう努めた。
- ・ 近隣のスポーツ施設等で、運動をする機会を増やしたこと。
- ・ 造形活動や音楽活動等の余暇的な活動を増やしたこと。

- ・ 戸外での活動が制約され、外部講師による活動、ボランティアとの交流等もできない状況の中で、地域の小学生とオンライン交流の実現に取り組んだ。
- ・ 外部の作品展に初出展した・事業所内の他の事業所やスタッフとの間接的交流。
- ・ 事業所内で誕生会を行い、楽しみを持って過ごしていただけるように工夫している。
- ・ 事業所内でも感染症対策を講じながら、園内行事を企画したり施設内の温泉・カラオケを楽しんでいる。
- ・ 外出時は人ごみを避け、3密にならないようにバスハイク等工夫しながら、コロナ禍の中だが、楽しみを持ち活動している。
- ・ 職員が代行して、利用者の日用品等の買い物をしているが、過不足がないように、ご本人と打ち合わせを綿密に行った。
- ・ レクリエーション事業の数を増やし、生活モチベーションの向上に努めた。
- ・ 昼食時にお弁当のテイクアウトをして楽しんだ。
- ・ 外出等の制限が長く続き、ストレスを感じる場面が増えてきたように感じます。
- ・ 盆踊り大会や学園祭等、法人全体の行事が中止となったため、事業所独自で夏祭りや収穫祭等を実施した。
- ・ 外食や買物等の外出自粛のため、職員が弁当購入し事業所内で提供、その他、おやつ作りやスイーツパーティー等、利用者の楽しみとなるイベントの充実を図った。
- ・ 旅行に関しては県外や人混みの多い場所、事業所全体ではなく、事業所から近く人混みの少ない場所、小グループに分かれ日帰りで実施。また食事場所も貸し切りができ、事業所関係者のみで食事が摂れるよう感染予防対策をとり実施した。
- ・ 休み時間を増やし利用者間のコミュニケーションを取れる時間を作った。
- ・ 感染症対策を行いながら施設行事は減らさないようにした。
- ・ 食事に経費をかけ極力手作りに変更し食事を楽しめるようにした。
- ・ 利用者の活動内容の工夫、施設内でのおたのしみ会を増やす等。
- ・ 休日等、勤務の配慮。
- ・ 以前は月に一度施設外活動ということで外出して色々な体験をしていましたが、それができなくなり楽しみが減ってしまいました。しかし、その代わりとして月に一度、色々なお店からのテイクアウト、施設内で出来る催し物等を行い、利用者さんに楽しんでもらっています。
- ・ 外出の自粛のため施設内で利用者様が楽しめる行事を企画、実施した（夏祭り、ミニ縁日、フリーマーケット、歳祝い会、長寿を祝う会、長寿を祝う会、仮想初詣など）
- ・ 外部イベントがなくなったため、販売の場がなくなった。販売先を法人内として、りんごや玉ねぎを売った。利用者は、りんごや玉ねぎの収穫の喜びを知ることができ、声をかけてもらい、笑顔になっている。
- ・ 外部での活動は制限があるため、施設内でのイベントや食事に工夫を凝らしている。
- ・ 外部との交流の機会が少なくなり、事業所内での活動を中心に取り組んでいます。外部講師を招き行事等を実施することにより利用者の余暇活動が停滞しないように工夫していますが、一方でこのような取組だけでは限界を感じています。
- ・ 感染対策を講じながら、レクリエーションも企画した。ご家庭によっては、もっと余暇活動を取り入れて欲しいという意見もあれば、感染症が心配な時期の余暇支援は必要

ないとのこと意見もあった。

- ・ 行事会を増やし、外出できない分、食の楽しみを増やした。
- ・ これまで通年で行ってきた行事・活動に関しては、参加人数を限定するなどして規模を縮小して実施した。
- ・ コロナ禍で行事や外出が制限されるため、園内で楽しめる行事を企画し実施している。
- ・ 時機を見ながら、感染防止対策に考慮しながらの外出を取り入れた。
- ・ 施設での行事はほとんど実施されず、利用者・職員全員がストレスを抱えながら生活している。コロナの感染症が落ち着いたら遊びに行こうと利用者には話している。
- ・ 施設内作業、プログラムの充足を図った。できる限り従来通りの行事を実施できるような場所や人数の調整を工夫した。
- ・ 施設内で完結できる行事（屋台等）を考え提供し、またその際に提供する食事に関しては他法人から買い取り、事業所間でも連携できるようにした。
- ・ 施設内で楽しめるレクリエーション活動を増やした。
- ・ 施設内での行事を開催するなど、利用者が気分転換できるよう努めた。
- ・ 主として行っている活動以外にも興味の持てる活動への参加を自由にしたり、本人のやりたい活動などを行えるように対応している。
- ・ 新型コロナウイルスの影響により、外出する機会が減ってしまったが、リフレッシュ外出などを計画し、感染症に充分配慮しながら利用者さんの楽しみとなるイベントを模索し、実施してきた。
- ・ 創作活動をしている利用者は、展示会に出品するのがモチベーションなので、コロナ対策をしたうえで、できるだけ見学に行った。園内に作品を飾ることも増やした。
- ・ 調理実習や小行事等事業所内で楽しめる活動を増やした。
- ・ 通所利用者：施設入所者への感染リスクを減らすため、通所ユニットのみでの活動となったが、カラオケや創作活動など制限の中でも楽しめる活動を行った。
- ・ 部内での発表の場を設けたり、お楽しみイベントの企画を立てて進めている。
- ・ 利用者様の外出・外泊・面会の制限をせざるを得ない状況になったため、ご家族とリモート面会ができるような環境を整備した。また、感染症対策を徹底したうえで少人数でのドライブ外出を実施したり、利用者様のリクエストに応えるようなお食事会やイベントを実施した。

<短期入所>

- ・ 今まで実施していた行事を家族やボランティア等は不参加にて、利用者、職員のみで継続実施。
- ・ オンライン面会を実施。
- ・ 電話や施設広報を通じて家族に利用者の近況報告を実施。
- ・ 菓子類等は職員が代理購入した。
- ・ 可能な限り、外部との接触を避ける形での買い物、ドライブ等実施した。
- ・ 盆踊り大会や学園祭等、法人全体の行事が中止となったため、事業所独自で夏祭りや収穫祭等を実施した。
- ・ 外食や買物等の外出自粛のため、職員が弁当購入し事業所内で提供、その他、おやつ

作りやスイーツパーティー等、利用者の楽しみとなるイベントの充実を図った。

- ・ 旅行に関しては県外や人混みの多い場所、事業所全体ではなく、事業所から近く人混みの少ない場所、小グループに分かれ日帰りで実施。また食事場所も貸し切りができ、事業所関係者のみで食事が摂れるよう感染予防対策をとり実施した。
- ・ 利用者の活動内容の工夫、施設内でのおたのしみ会を増やす等。
- ・ 休日等、勤務の配慮。
- ・ 以前の環境、受入れ状況等、極力、利用者までは保護者に負担がない様に配慮しました。
- ・ 外出・外泊・買い物の行事がなく、生活の楽しみを増やすために、施設で行える行事を増やし提供した。
- ・ 外出の自粛のため施設内で利用者様が楽しめる行事を企画、実施した（夏祭り、ミニ縁日、フリーマーケット、歳祝い会、長寿を祝う会、長寿を祝う会、仮想初詣など）。
- ・ 感染予防対策を万全にしたうえで、グループごとにドライブをしたり DVD 鑑賞会を実施したりした。
- ・ 居住棟内において毎月、職員が企画運営するイベント日を設けた。
- ・ ゲーム・カラオケ・園芸等のサークル活動など施設内で楽しめる活動を行った。
- ・ 施設内で完結できる行事（屋台等）を考え提供し、またその際に提供する食事に関しては他法人から買い取り、事業所間でも連携できるようにした。
- ・ 主として行っている活動以外にも興味の持てる活動への参加を自由にしたり、本人のやりたい活動などを行えるように対応している。
- ・ 短期入所を利用する方には、施設の行事や作業への参加を提案・提供している。喜んで作業に参加する方もいれば、一切参加せず短期入所の居室から出てこない方も見られていた。
- ・ 利用者様の外出・外泊・面会の制限をせざるを得ない状況になったため、ご家族とリモート面会が出来るような環境を整備した。また、感染症対策を徹底したうえで少人数でのドライブ外出を実施したり、利用者様のリクエストに応えるようなお食事会やイベントを実施した。

<施設入所支援>

- ・ 今まで実施していた行事を家族やボランティア等は不参加にて、利用者、職員のみで継続実施。
- ・ オンライン面会を実施。
- ・ 電話や施設広報を通じて家族に利用者の近況報告を実施。
- ・ 菓子類等は職員が代理購入した。
- ・ 可能な限り、外部との接触を避ける形での買い物、ドライブ等実施した。
- ・ 感染症対策を講じつつ、グループごとに分かれて市内での外出機会を設けた。
- ・ 施設内の行事は、利用者の気分転換を図るためにも極力、開催するよう努めた。
- ・ 感染予防対策を万全にしたうえで、グループごとにドライブをしたり、DVD 鑑賞会を実施したりした。
- ・ 外出や規制の制限でストレスを感じる利用者も多くなり、面談の機会を増やした。

- ・ 利用者から家族へのハガキ、施設からの園内の様子を伝える写真入りの文書をいつもより多く送付した。
- ・ 職員が代行して、利用者の日用品等の買い物をしているが、過不足がないように、ご本人と打ち合わせを綿密に行った。
- ・ レクリエーション事業の数を増やし、生活モチベーションの向上に努めた。
- ・ 盆踊り大会や学園祭等、法人全体の行事が中止となったため、事業所独自で夏祭りや収穫祭等を実施した。
- ・ 外食や買物等の外出自粛のため、職員が弁当購入し事業所内で提供、その他、おやつ作りやスイーツパーティー等、利用者の楽しみとなるイベントの充実を図った。
- ・ 旅行に関しては県外や人混みの多い場所、事業所全体ではなく、事業所から近く人混みの少ない場所、小グループに分かれ日帰りで実施。また食事場所も貸し切りができ、事業所関係者のみで食事が摂れるよう感染予防対策をとり実施した。
- ・ 利用者の活動内容の工夫、施設内でのおたのしみ会を増やす等。
- ・ 休日等、勤務の配慮。
- ・ 外出が減り、利用者のストレスと不安感が長引いている。コロナ1年目、帰省を中止したところ、特に自閉症スペクトラム症の利用者に大きくマイナスの影響が出たので、今年度は実施した。帰省時のコロナ対策など、ご家庭に大いに協力していただいた。
- ・ 外出行事が組めないため、施設内行事の充実を図った。
- ・ 外出の自粛のため施設内で利用者様が楽しめる行事を企画、実施した（夏祭り、ミニ縁日、フリーマーケット、歳祝い会、長寿を祝う会、長寿を祝う会、仮想初詣など）
- ・ 機材を整備し動画鑑賞の場を提供し余暇の充実を図った。
- ・ 行事やイベント等の縮小化、小グループに分けての活動、外食の代替としてテイクアウトの利用増加、外出時は感染リスクの少ない場所への選択等。
- ・ コロナ禍で行事や外出が制限されるため、園内で楽しめる行事を企画し実施している。
- ・ 施設内で実施するレクリエーションの回数を増やし、内容を見直すことで余暇活動の充実を図った。しかし、外部へ出れないストレスもあり、新型コロナウイルスと今後共に向き合っていくための課題が多くある。
- ・ 施設内での行事（秋まつり、レクリエーション）に切り替えた。
- ・ 新型コロナウイルスにより、施設としての外出規制がかかった時は、職員引率のもと限定的に買い物外出を許可し、心身のリフレッシュを図った。また、必要な日用品に関しては、職員が買い物を代行し、利用者さんが不便を感じない様に支援してきた。
- ・ 新型コロナの影響により外出・外泊が出来ない分、ゲーム・カラオケ・園芸等のサークル活動など施設内で楽しめる活動を行った。
- ・ 内部での発表会など、感染症対策を行ったうえで随時企画し、利用者の楽しみを確保するようにした。
- ・ 毎年実施していた小学校との交流会、地域の民生委員と高齢者の方との交流会等が中止となり地域の人達との交流の場が持てなくなった。利用者の皆さんが楽しめるよう施設内での秋まつりや納涼祭等、休日や余暇時間の過ごし方を工夫して盛り上げるようにした。
- ・ 利用者様の外出・外泊・面会の制限をせざるを得ない状況になったため、ご家族とリ

モート面会が出来るような環境を整備した。また、感染症対策を徹底したうえで少人数でのドライブ外出を実施したり、利用者様のリクエストに応えるようなお食事会やイベントを実施した。

<共同生活援助>

- ・ GH での休日で外出が難しくなり、ホーム内でのおやつ・食事作りやホーム間の音楽活動等外出を行わないで GH 内部での活動を増やしました。
- ・ 外出支援が限られていたため、施設内での行事等を行った。普段なかなかできない調理実習を行った。
- ・ 外出を楽しみしている利用者に対して、ショッピングセンターなど人が多く集まる場所へ出かけることは自粛してもらいましたが、どうしても行かなければならない利用者には、マスク着用と手指消毒の徹底をお願いしました。また、あまり悲観的にならないようにと巡回時に話をしたり、励ましたりしました。
- ・ 暮らしの場であることから、感染防止対策の徹底を心がけていますが、一方では余暇支援への取組が消極的となってしまう、生活の楽しみを感じていただく機会の減少につながっています。ミニバスハイクでの買い物支援やホーム内での会食会を多くするなど、出来る範囲での活動機会の活性化を模索している状況です。
- ・ コロナが明けたら外出できるからと言って、今は我慢させている。
- ・ コロナの感染状況を見ながら、可能な範囲でのお楽しみ（買い物ツアーやホーム内での BBQ など）を実施。又、夕食時、季節毎の行事メニューや誕生日のメニューの工夫等。
- ・ 全体での行事を楽しみにしていたが、なかなか実施できず、個別対応での余暇支援の充実を図った。しかしそれすらも制限せざるを得ない状況だった。
- ・ 代理で必要な物を購入した。
- ・ 誕生日の月の入居者に食べたい料理を聞き、お祝いしたり、クリスマス等のイベントの時はケーキを食べたり、楽しみは少なくなったけれど、食で楽しみました。
- ・ ホーム単位で季節行事を実施したり、外食、温泉利用等少人数にこだわって、リフレッシュできる取組を行った。また、必要物品等の購入に際しては、時折買い物代行を行うなどできる限り不便さを感じさせないよう配慮した
- ・ ホーム内での余暇時間の充実のため季節の行事を多く実施した。

<日中サービス支援型共同生活援助>

- ・ 居住棟内において毎月、職員が企画運営するイベント日を設けた。
- ・ テイクアウトの回数を多くする。施設内でのイベント（誕生会、お楽しみ会等）を増やす。食の楽しみを工夫した。

<自立生活援助>

- ・ マスク着用と手指消毒の徹底をお願いしました。巡回時に利用者と話をしたり、コロナ禍で悲観的にならないように励ましたりしていました。

＜自立訓練（機能訓練）＞

- ・ 外出行事が組めないため、施設内行事の充実を図った。

＜自立訓練（生活訓練）＞

- ・ 時機を見ながら、感染防止対策に考慮しながらの外出を取り入れた。
- ・ コロナ禍以前は毎月やっていたお楽しみ会を自粛しているため、年に2回、感染症対策を行いながらのお食事会に取り組んだ。
- ・ 主として行っている活動以外にも興味の持てる活動への参加を自由にしたり、本人のやりたい活動などを行えるように対応している。
- ・ 社会参加活動は、時間は短縮したが、施設外活動する機会は継続しています。
- ・ 個人外出は、担当者が同行し支援し、近隣等の外出は、時間を決めて外出するようにしており、ストレスが軽減できる様配慮しました。
- ・ 外出行事が組めないため、施設内行事の充実を図った。
- ・ 施設内作業、プログラムの充足を図った。できる限り従来通りの行事を実施できるような場所や人数の調整を工夫した。

＜就労移行支援＞

- ・ 工賃で各々余暇を楽しめるものを購入することを目標に作業に取り組んだ。
- ・ 外出や規制の制限でストレスを感じる利用者も多くなり、面談の機会を増やした。
- ・ 感染対策をしっかりと行いながら、食事提供のメニュー数を増やし美味しいランチを楽しみに働いてもらえるよう工夫した。
- ・ 実習・見学が思うようにできない不安の払拭や、コロナ禍でも受け入れしてくれる先を見つけるため尽力した。個々の能力向上のため、勉強会・パソコン練習等を行い、学び時間の充実を図った。
- ・ コロナ2年目のため、1年前は遠慮がちだった職場実習を（対策を取りながら）積極的に行った。就労に結びつき成果が上がった。

＜就労継続支援 A 型＞

- ・ 挨拶や日中活動を通して、利用者とのコミュニケーションをはかり、利用者が働きやすい環境を提供するよう心掛けた。
- ・ 感染対策をしっかりと行いながら、食事提供のメニュー数を増やし、美味しいランチを楽しみに働いてもらえるよう工夫した。
- ・ コロナ禍において、年間行事（レクリエーション等々）を中止せざるを得ない状況ではあるのですが、幸いにも、授産事業に関しては影響をうけるどころか、好調となっており（医療機器関係の軽部品作業、通販用加工食品のラベル貼り等々）工賃面がモチベーションとなっています。ただ、行事を楽しみにしている方もおられるため、今後の課題としています。

＜就労継続支援 B 型＞

- ・ 岩手県知的障害者福祉協会のスポーツチャレンジに参加した。

- ・ 大きな行事は行わず、季節に合わせた小さい行事を定期的に行った。
- ・ 生産活動の収入はコロナ以前より減収しているが、前年度と同額の工賃支給をしている。
- ・ 園内活動の内容と回数を増やし提供した。余暇活動ができるよう休日に開所日を設け、機会提供を行った。
- ・ 感染者が減っている時期を見て、市内の人气が少なそうな景色の良いところに出かけた。
- ・ クリスマス会は人数を制限して、短時間で行った。
- ・ 外で間隔を広く取り、焼き肉をした（給仕は職員が行う）。
- ・ 感染症対策を講じつつ、グループ毎に分かれて市内での外出機会を設けた。
- ・ 施設内の行事は、利用者の気分転換を図るためにも極力、開催するよう努めた。
- ・ コロナ感染症防止の為、外出やイベントが制限されている中で、4月に作業の間の昼休憩を利用し、町内の桜の名所を巡り、車内から花見を行った。
- ・ 事業所内の飲食店で人数制限や感染対策を徹底し、食事会を行った。
- ・ 作業活動だけでなく、体を動かす機会を増やしたこと。
- ・ 作業収入に応じて、定期の工賃支給以外に一時金を支給し、作業意欲を高めた。
- ・ 作業の確保。
- ・ 行事の取組。
- ・ 就労継続B型作業で、コロナ禍でイベント出店による収益が見込めなくなった。利用者工賃向上のため、新規作業の実施、作業PR活動をすることでモチベーションアップにつながるよう取り組んでいる。
- ・ コロナ禍で行事や外出が制限されるため、園内で楽しめる行事を企画し実施している。
- ・ 職員が営業活動を行い、単価交渉をしたりしたことで工賃アップにつなげた経過を説明したりしました。
- ・ 施設内でのイベントの実施（昼食時の寿司バイキング等）。
- ・ 食事のテイクアウト。
- ・ 宿泊の旅行から日帰りの旅行に変更しての実施。
- ・ 日帰り旅行等の行事ができなくなったため、市内での外食の機会を多くした。
- ・ 休み時間を増やし利用者間のコミュニケーションを取れる時間を作った。
- ・ 感染症対策を行いながら施設行事は減らさないようにした。
- ・ 食事に経費をかけ極力手作りに変更し食事を楽しめるようにした。
- ・ 以前行っていた行事開催ができないが、代替行事として弁当や自主生産したお菓子等を配布するなど工夫している。
- ・ 以前は、施設外研修やスポーツ大会に参加するなど利用者間の交流や親睦を図ってきたが、コロナにより施設外での交流を中止し、施設内で可能なレクリエーション（ゲーム）などを実施し、また、昼食時には麺類や汁物を提供するなどして、生活する楽しみを維持している。
- ・ 大きな行事は中止となりましたが、施設内での行事を小グループに分け市内限定のリフレッシュ外出や感染対策を実施して上で出来る事を工夫して行いました。
- ・ お客様からの受注量が少ない時は、なるべく利用者さんの意欲が低下しないように、

現状でできる事（印刷物や袋の在庫を作る）などに取り組んできた。

- ・ 外出ができないのでお弁当（テイクアウト）を注文して、事業所内で食べるような企画を数回行いました。又、コロナ感染症がおちついた時期には、近くの道の駅までドライブをしてソフトクリームや買い物をする企画を1回行いました。
- ・ 外出制限が長く続き、ストレスが溜まっているようです。昼食にテイクアウトのお弁当を食べたりしました。
- ・ 外部販売がなくなり、利用者の楽しみが減った。施設の中で「わくわくしょっぶ」を開き、販売活動を行った。係員をした利用者も、お客さん側も楽しそうだった
- ・ 感染拡大防止対策のため、施設行事の開催など、楽しみを見いだせる十分な取り組みが出来ませんでした。小規模でも可能な限り施設内での行事を増やしたり、交流促進のための企画を行うなどして親睦を深められるよう努めました。
- ・ 感染拡大防止対策のため、施設行事の開催など楽しみを見いだせる十分な取組ができませんでした。可能な限り施設内での会食会を増やしたり、室内で体を動かせる行事を企画するなど、小規模での取り組みを数多く実施できるように努めました。
- ・ 感染対策をしっかり行いながら、食事提供のメニュー数を増加し、美味しいランチを楽しみに働いてもらえるよう工夫した。
- ・ 行事の内容を工夫し、目新しいことを取り入れた。
- ・ 研修旅行等ができなかったので、休日にお弁当昼食会を企画した。
- ・ これまで通年で行ってきた行事・活動に関しては、参加人数を限定するなどして規模を小さくして実施した。
- ・ コロナ禍において、年間行事（レクリエーション等々）を中止せざるを得ない状況ではあるのですが、幸いにも、授産事業に関しては影響をうけるどころか、好調となっており（医療機器関係の軽部品作業、通販用加工食品のラベル貼り等々）工賃面がモチベーションとなっています。ただ、行事を楽しみにしている方もおられるため、今後の課題としています。
- ・ コロナ禍以前は毎月やっていたお楽しみ会を自粛しているため、年に2回、感染症対策を行いながらのお食事会に取り組んだ。
- ・ 作業活動以外の行事を中止せず、外出先での食事を控えオードブル等を利用し、規模を縮小した形で実施した
- ・ 施設内行事を多くし、ストレス解消に努めました。
- ・ 施設内作業、プログラムの充足を図った。出来る限り従来通りの行事を実施できるような場所や人数の調整を工夫した。
- ・ 施設内で行うことができる行事等を増やした
- ・ 施設内で実施できる内容で行事を行った。施設外での行事は少人数、過密な場所を控えるなどを行った。
- ・ 施設内でできる行事を増やし、ストレス解消を図る。
- ・ 施設内での行事の充実を図った。
- ・ 施設内での行事を開催するなど、利用者が気分転換できるよう努めた。
- ・ 施設内でのバーベキューやクッキングパーティーの開催。
- ・ 小グループ（班）別に日帰りイベント（ドライブ）を実施。

- ・ 地域行事等が全て中止となっているため、事業所での行事を開催した。
- ・ 当事業所においては、労働環境の整備（冷暖房完備エアコン設置）や、利用者が主体性を持って働くために、各作業科で3か月に1度ミーティングを行ったり、「福祉的な作業所」ではなく「仕事をする職場」であることを常に伝えてきている。工賃という呼称も「給料」とし、様々工夫を試みた結果、5年間で平均工賃17,000円程度上がっている。清掃やクリーニング作業を請け負っているため、コロナ禍であっても休むことができない、ある意味利用者の皆さんも職員同様エッセンシャルワーカーであることを伝えたりしながら、事業を継続してきたことが結果として良かったと感じている。
- ・ 特になし。コロナによる不安定な作業や施設内外での行動制限等利用者にとっては大分ストレスに感じできていると思うが、他事業所を併用利用されている方もおり、感染リスクを考えると中々動けない状況ではあるが、コロナの終息がみられないため何かしら検討していかなければならないと思う。
- ・ 何もできず外出も控えてもらっているため、利用者のストレスは相当です。感染症が終わったら遊びに行こうと話しています。
- ・ 余暇活動の充実や感染対策を徹底しての日帰り旅行、忘年会等の行事を実施した。
- ・ 利用者親睦会は中止せず、施設内で楽しめる行事を毎月行った。工賃に関しては、工賃積立金を利用しながら、昨年度並みに支給することができている。
- ・ 例年通りの行事予定が組めないため、1か月に1回程度ではあるが、少しでも豪華なお弁当等（直近ではひな祭り、節分等）お楽しみ会を行った。その他、所内で行う行事ができるレクリエーションを実施しました。
- ・ 例年になく新しい行事を設けた。

<就労定着支援>

- ・ 本人の不安を取り除くため、ご家族・職場との連絡を密に行った。より丁寧な対応を心掛けた。
- ・ 当園では、なんとか面談の場所をつくり、相談・調整を行うことができた。

<計画相談支援・障害児相談支援>

- ・ 面談の際は、仕事面でのコロナの影響や生活面でのコロナのための困り感を話題にし、個々に合わせ助言を行った。
- ・ 遠出のイベントを自粛したが、施設内（GH含）で開催できる小規模なイベントを開催した。
- ・ ZoomなどのWeb環境を整えることで、感染症予防に対応しながら業務を行うことができた。

<児童発達支援>

- ・ 事業所内で季節行事や誕生会等のイベントを月1回以上行い、楽しく過ごせるようにしている。
- ・ 人の少ない近くの公園で遊んだり、近所を少人数で散歩する等、他者と接触しにくい場所を選び外で遊べる機会を作っている。

- ・ 外での散歩や、感染対策をしっかりと行っの施設内遊具遊び。お楽しみ会。
- ・ 事業所内で楽しめるような活動を計画した。

<医療型児童発達支援>

- ・ 親子参加が難しい行事について、登降園時に保護者の方々に見ていただけるよう玄関に閲覧コーナーを設けたり、玄関先に撮影スポットを設け、親子記念写真を撮影した。

<放課後等デイサービス>

- ・ 室内で使用する遊具や教材を増やした。庭に砂場を設置して公園に行かなくても活動できるようにした。
- ・ 地域交流や親子行事などができなかつたので、その分、日常の活動を工夫した。
- ・ 通所利用者：施設入所者への感染リスクを減らすため、通所ユニットのみでの活動となったが、カラオケや創作活動など制限の中でも楽しめる活動を行った。
- ・ 休日利用日に工作教室や実験教室、買い物体験、公園などでの野外活動等を企画している。
- ・ 装飾を増やしたり手作り遊具を増やす等、事業所内の環境作りに努めた。
- ・ おやつ作りや小行事等事業所内でのレクの活動を増やした。
- ・ 屋外での活動や遊びを取り入れた。雪かき、屋外散歩、雪投げ、そり遊び（冬期間）近隣の公園の清掃活動、ブランコ、鬼ごっこ等（春・夏・秋）。
- ・ 事業者内で楽しめるような活動を計画した。

<福祉型障害児入所施設>

- ・ 施設内で行う日常的な行事をこれまで以上に増やしたり、工夫をした。
- ・ 児童の意見を生活に多く取り入れることにつながった。

<医療型障害児入所施設>

- ・ リモート等を活用しながら地域の情報を発信した。

<地域活動支援センター>

- ・ 小グループでのドライブといった活動を提供した。
- ・ 施設内のできるレクリエーション活動を増やした。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

参考資料

<10 事業所未満の事業種別データ>	111
<調査票>	126
<調査研修委員会名簿>	136

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する実態調査

事業種別調査 <10事業所未満の事業種別データ>

1 実施事業

- 居宅介護（回答数：1事業所）
- 重度訪問介護（回答数：1事業所）
- 同行援護（回答数：1事業所）
- 行動援護（回答数：1事業所）
- 日中サービス支援型共同生活援助（回答数：3事業所）
- 自立生活援助（回答数：1事業所）
- 自立訓練（機能訓練）（回答数：1事業所）
- 自立訓練（生活訓練）（回答数：7事業所）
- 就労移行支援（回答数：9事業所）
- 就労継続支援A型（回答数：8事業所）
- 就労定着支援（回答数：3事業所）
- 地域移行支援（回答数：5事業所）
- 地域定着支援（回答数：5事業所）
- 児童発達支援（回答数：7事業所）
- 医療型児童発達支援（回答数：1事業所）
- 福祉型障害児入所施設（回答数：1事業所）
- 医療型障害児者入所施設（回答数：2事業所）
- 地域活動支援センター（回答数：3事業所）

2 選択いただいた事業の各年度9月末時点での定員及び現員数を記入してください。なお、定員が定められていない事業については、各年度9月末時点の延べ対応件数(利用者数)を備考欄に記入してください。

事業種別	令和2年9月次		令和3年9月次	
	利用定員	現員数	利用定員	現員数
居宅介護	162（対応件数）		348（対応件数）	
重度訪問介護	162（対応件数）		348（対応件数）	
同行援護	162（対応件数）		348（対応件数）	
行動援護	162（対応件数）		348（対応件数）	
日中サービス支援型 共同生活援助	7名	7名	平均11.5名	平均11.5名
自立生活援助	—	2名	—	4名
自立訓練（機能訓練）	20名	8名	20名	5名
自立訓練（生活訓練）	平均16.9名	平均16.4名	平均14.7名	平均14.9名
就労移行支援	平均7.6名	平均4.4名	平均7.6名	平均3.4名

就労継続支援 A 型	平均 22.1 名	平均 20.3 名	平均 22.1 名	平均 20.6 名
就労定着支援	—	平均 3.7 名	—	平均 2.7 名
地域移行支援	—	平均 316.3 名	—	平均 335.0 名
地域定着支援	—	平均 182.2 名	—	平均 193.8 名
児童発達支援	平均 202.1 名	平均 84.7 名	平均 176.9 名	平均 75 名
医療型児童発達支援	20 名	12 名	20 名	13 名
福祉型障害児入所施設	平均 30 名	平均 18.5 名	平均 30 名	平均 13 名
医療型障害児者入所施設	平均 60.0 名	平均 44.0 名	平均 60 名	平均 48.0 名
地域活動支援センター	平均 11.7 名	平均 369.3 名	平均 11.7 名	平均 372.0 名

3 選択いただいた事業の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。令和 2 年度上半期を 100 とした場合、令和 3 年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。（小数点以下四捨五入）

事業種別	令和 2 年度上半期 (4 月～9 月) の収入	令和 3 年度上半期 (4 月～9 月) の収入
居宅介護	100	149%
重度訪問介護	100	149%
同行援護	100	149%
行動援護	100	149%
日中サービス支援型共同生活援助	100	90%
自立生活援助	100	150%
自立訓練（機能訓練）	100	75%
自立訓練（生活訓練）	100	平均 58.5%
就労移行支援	100	平均 99.9%
就労継続支援 A 型	100	平均 107.1%
就労定着支援	100	平均 66.8%
地域移行支援	100	平均 110.8%
地域定着支援	100	平均 188.6%
児童発達支援	100	平均 128.7%
医療型児童発達支援	100	130%
福祉型障害児入所施設	100	平均 62.0%
医療型障害児者入所施設	100	平均 110.4%
地域活動支援センター	100	平均 93.0%

4 実施事業における障害福祉サービス収入についてお伺いします。令和 2 年度と令和 3 年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

項目	減収	減収	減収	減収	増収	増収	増収	増収
	300 万円 以上	200～300 万円未満	100～200 万円未満	100 万円 未満	100 万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300 万円 以上

居宅介護					1			
重度訪問介護					1			
同行援護					1			
行動援護					1			
日中サービス支援型 共同生活援助			1					
自立生活援助					2			
自立訓練（機能訓練）		1						
自立訓練（生活訓練）	1	3	1	1	2			
就労移行支援	1			4	1	2	1	
就労継続支援 A 型	3		1		3			1
就労定着支援	1		1	1	1			
地域移行支援					1	2		
地域定着支援					2	1		
児童発達支援				2		1		3
医療型児童発達支援							1	
福祉型障害児入所施設	2							
医療型障害児者入所施設								2
地域活動支援センター				2	2			

5 問3において、100%以上（増収）と回答した事業所のみ回答してください。
 収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。
 （複数回答可）

事業種別	報酬改定による増収	報酬改定以外の 要因による増収
居宅介護		1
重度訪問介護		1
同行援護		1
行動援護		1
自立生活援助	1	1
自立訓練（生活訓練）	1	1
就労移行支援	3	3
就労継続支援 A 型	4	2
就労定着支援	1	
地域移行支援	4	1
地域定着支援	2	2
児童発達支援	2	4
医療型児童発達支援	1	1
医療型障害児者入所施設		3

地域活動支援センター	1	1
------------	---	---

【報酬改定による増収】

事業種別	報酬単価そのものが増額した	加算が取得できた	その他
居宅介護	—	—	—
重度訪問介護	—	—	—
同行援護	—	—	—
行動援護	—	—	—
自立生活援助		1	
自立訓練（生活訓練）			1
就労移行支援	2		1
就労継続支援 A 型	3	1	
就労定着支援	1		
地域移行支援	2	2	
地域定着支援	1	1	
児童発達支援	1	1	
医療型児童発達支援		1	
医療型障害児者入所施設		2	1
地域活動支援センター			1

【「その他」の回答】

<就労移行支援>

- ・ 報酬算定区分が変更となった。ただし年度ごと流動的

<医療型障害児入所施設>

- ・ 障がい認定が変更（肢体→重心）したため

<地域活動支援センター>

- ・ 補助金の増収

【報酬改定以外の要因による増収】

事業種別	利用者数の増加	その他
居宅介護		1
重度訪問介護		1
同行援護		1
行動援護		1
自立生活援助	1	
自立訓練（生活訓練）	1	
就労移行支援	2	1
就労継続支援 A 型	1	1

就労定着支援	—	—
地域移行支援	1	
地域定着支援	2	
児童発達支援	3	1
医療型児童発達支援	1	
地域活動支援センター		1

【「その他」の回答】

<居宅介護・重度訪問介護>

- ・ 減算状態が解消されたから

<就労移行支援>

- ・ 令和2年7月にサービスを開始したため。

<就労継続支援 A 型>

- ・ 授産事業が好調であるため

<児童発達支援>

- ・ 利用定員を20名から10名に変更

<地域活動支援センター>

- ・ 送迎サービス利用者数の増加

6 問3において、100%未満（減収）と回答された事業所のみ回答してください。

収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

事業種別	報酬改定による減収	報酬改定以外の 要因による減収
日中サービス支援型 共同生活援助		1
自立訓練（機能訓練）		1
自立訓練（生活訓練）	3	7
就労移行支援	1	5
就労継続支援 A 型	1	2
就労定着支援		3
児童発達支援	1	3
福祉型障害児入所施設		1
地域活動支援センター		1

【報酬改定による減収】

事業種別	報酬単価そのものが減額した	加算が取得できなかった	その他
日中サービス支援型 共同生活援助	—	—	—

自立訓練（機能訓練）	—	—	—
自立訓練（生活訓練）	2	1	
就労移行支援	1	4	1
就労継続支援 A 型	1		
児童発達支援	1		
福祉型障害児入所施設	—	—	—
地域活動支援センター	—	—	—

【「その他」の回答】

<自立訓練（生活訓練）>

- ・ ※施設外就労中止等がなくなったため

【報酬改定以外の要因による減収】

事業種別	利用者数の減少	その他
日中サービス支援型 共同生活援助	1	
自立訓練（機能訓練）	1	
自立訓練（生活訓練）	6	1
就労移行支援	4	1
就労継続支援 A 型	2	
就労定着支援	3	
児童発達支援	1	2
福祉型障害児入所施設	1	
地域活動支援センター	2	

【「その他」の回答】

<自立訓練（生活訓練）>

- ・ 生活訓練の期間を過ぎた利用者が継続利用し、減等となったため。宿泊型自立訓練の利用者数減少のため（主に女性）

<就労移行支援>

- ・ 利用者無しの日があったため

<児童発達支援>

- ・ コロナ感染、自宅待機等で休む児童が多かった
- ・ 利用者は増加したが利用日数が減少した。

7 食事提供体制加算を算定している事業所のみ回答してください。

(1) 令和 3 年 9 月末時点の利用者の現員数と食事提供体制加算の対象となっている利用者数を記入してください。

事業種別	令和2年9月次の現員数	うち、食事提供加算の対象となっている利用者数
自立訓練（機能訓練）	5	2
自立訓練（生活訓練）	平均 17.2 名	平均 16.7 名
就労移行支援	平均 3.8 名	平均 3.5 名
就労継続支援 A 型	平均 27.0 名	平均 18.5 名
医療型児童発達支援	13 名	13 名
福祉型障害児入所施設	11 名	平均 4 名
医療型障害児者入所施設	11 名	11 名
地域活動支援センター	5 名	5 名

(2) 食事提供体制加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目 1 つに○印をつけてください。

事業種別	利用者に加算相当分の経費を負担いただく	事業所が加算相当分の経費を負担する	利用者に経費の一部を負担いただく	食事提供の廃止	その他
自立訓練（機能訓練）	1				
自立訓練（生活訓練）	3	1	2		
就労移行支援	3	1	1	1	
就労継続支援 A 型	1		1	2	
医療型児童発達支援	1				
福祉型障害児入所施設	1				
医療型障害児者入所施設	1				
地域活動支援センター			1		

8 送迎加算を算定している事業所のみ回答してください。

(1) 令和2年度と令和3年度を比較した場合の当該加算の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

項目	減収 100 万 円 以上	減収 50～ 100 万円 未満	減収 30～ 50 万円 未満	減収 30 万円 未満	増減 なし	増収 30 万円 未満	増収 30～ 50 万円 未満	増収 50～ 100 万円 未満	増収 100 万円 以上
自立訓練（機能訓練）						1			
自立訓練（生活訓練）		1		2			1		
就労移行支援				4	1				
就労継続支援 A 型			1		6	1			
児童発達支援				2	4				

医療型児童発達支援					1				
医療型障害児者入所施設			1						
地域活動支援センター				1		1			

(2) 令和3年9月末時点の利用者の現員数と送迎加算の対象となっている利用者数を記入してください。

事業種別	令和3年9月次の現員数	うち、加算対象の利用者数
自立訓練（機能訓練）	5	2
自立訓練（生活訓練）	平均 17.8 名	平均 9.8 名
就労移行支援	平均 3.7 名	平均 2.5 名
就労継続支援 A 型	平均 23.8 名	平均 14.1 名
児童発達支援	平均 79.1 名	平均 61.4 名
医療型児童発達支援	13 名	1 名
医療型障害児者入所施設	11 名	7 名
地域活動支援センター	平均 12.5 名	平均 12.5 名

(3) (2) で送迎加算の対象となっている利用者について、施設から乗降場所までの送迎に要する片道の距離について、各項目に該当する利用者数を記入してください。

項目	5km未満	5km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満	30km以上
自立訓練（機能訓練）		2					
自立訓練（生活訓練）	3	21	10	22	2		
就労移行支援	2	5				5	
就労継続支援 A 型	45	33	27	7			
児童発達支援	14	14	8	4	1		
医療型児童発達支援					1		
医療型障害児者入所施設	1	1	2	2	1		
地域活動支援センター	17	3					

(4) 送迎加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目 1 つに○印をつけてください。

事業種別	利用者に当該加算相当分の経費を負担いただき送迎を継続する	事業所が当該加算相当分の経費を負担し送迎を継続する	利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく	送迎の廃止	その他

自立訓練（機能訓練）	1				
自立訓練（生活訓練）	2	1	2		
就労移行支援	2	1	2		
就労継続支援 A 型	2	2	2	1	1
児童発達支援	3	1	1	1	1
医療型児童発達支援	1				
医療型障害児者入所施設	1				
地域活動支援センター		1	1		

〔「その他」の回答〕

＜就労継続支援 A 型＞

- ・ 交通の便が悪いため加算が廃止されても送迎は継続軽費の負担を求めると営業許可が必要なため難しい。

9 日中サービス支援型の共同生活援助事業を実施している事業所のみ回答してください。今回の改正により、基本報酬の支援区分 4 以上が増額され、支援区分 3 以下が減額されましたが、当該増減による影響予測について、該当する項目に○印をつけてください。

項目	減収 100 万 円 以上	減収 50～ 100 万円 未満	減収 30～ 50 万円 未満	減収 30 万円 未満	増減 なし	増収 30 万円 未満	増収 30～ 50 万円 未満	増収 50～ 100 万円 未満	増収 100 万円 以上
日中サービス支援型 共同生活援助					1				

10 種別ごとの集計「共同生活援助」を参照

11 新型コロナウイルスの感染症の影響により、利用者の働くモチベーション、生活の楽しみや意欲の維持のため、工夫して取り組んだことを記入してください。

＜居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護＞

- ・ 長時間の接触を避けるなどの対策を行った上で支援を継続したこと。具体的には家庭内の調理の支援から買い物の代行に代替えするなど、出来る限り支援が途切れないように配慮した。

＜日中サービス支援型共同生活援助＞

- ・ 居住棟内において毎月、職員が企画運営するイベント日を設けた
- ・ テイクアウトの回数を多くする。施設内でのイベント（誕生会、お楽しみ会等）を増やす。食の楽しみを工夫した

＜自立生活援助＞

- ・ マスク着用と手指消毒の徹底をお願いしました。巡回時に利用者と話をしたり、コロナ禍で悲観的にならないように励ましたりしていました。

＜自立訓練（機能訓練）＞

- ・ 外出行事が組めないため、施設内行事の充実を図った

<自立訓練（生活訓練）>

- ・ 時機を見ながら、感染防止対策に考慮しながらの外出を取り入れた。
- ・ コロナ禍以前は毎月やっていたお楽しみ会を自粛しているため、年に2回、感染症対策を行いながらのお食事会に取り組んだ。
- ・ 主として行っている活動以外にも興味を持てる活動への参加を自由にしたり、本人のやりたい活動などを行えるように対応している。
- ・ 社会参加活動は、時間は短縮したが、施設外活動する機会は継続しています。
- ・ 個人外出は、担当者が同行し支援し、近隣等の外出は、時間を決めて外出するようしており、ストレスが軽減できる様配慮しました。
- ・ 外出行事が組めないため、施設内行事の充実を図った。
- ・ 施設内作業、プログラムの充足を図った。できる限り従来通りの行事を実施できるような場所や人数の調整を工夫した。

<就労移行支援>

- ・ 工賃で各々余暇を楽しめるものを購入することを目標に作業に取り組んだ。
- ・ 外出や規制の制限でストレスを感じる利用者も多くなり、面談の機会を増やした。
- ・ 感染対策をしっかりと行いながら、食事提供のメニュー数を増やし美味しいランチを楽しみに働いてもらえるよう工夫した。
- ・ 実習・見学が思うようにできない不安の払拭や、コロナ禍でも受け入れしてくれる先を見つけるため尽力した。個々の能力向上のため、勉強会・パソコン練習等を行い、学び時間の充実を図った。
- ・ コロナ2年目のため、1年前は遠慮がちだった職場実習を（対策を取りながら）積極的に行った。就労に結びつき成果が上がった

<就労継続支援 A 型>

- ・ 挨拶や日中活動を通して、利用者とのコミュニケーションをはかり、利用者が働きやすい環境を提供するよう心掛けた。
- ・ 感染対策をしっかりと行いながら、食事提供のメニュー数を増やし、美味しいランチを楽しみに働いてもらえるよう工夫した。
- ・ コロナ禍において、年間行事（レクリエーション等々）を中止せざるを得ない状況ではあるのですが、幸いにも、授産事業に関しては影響をうけるどころか、好調となっており（医療機器関係の軽部品作業、通販用加工食品のラベル貼り等々）工賃面がモチベーションとなっています。ただ、行事を楽しみにしている方もおられるため、今後の課題としています

<就労定着支援>

- ・ 本人の不安を取り除くため、ご家族・職場との連絡を密に行った。より丁寧な対応を心掛けた。
- ・ 当園では、なんとか面談の場所をつくり、相談・調整を行うことができた。

<児童発達支援>

- ・ 事業所内で季節行事や誕生会等のイベントを月1回以上行い、楽しく過ごせるようにしている。

- ・ 人の少ない近くの公園で遊んだり、近所を少人数で散歩する等、他者と接触しにくい場所を選び外で遊べる機会を作っている。
- ・ 外での散歩や、感染対策をしっかり行っの施設内遊具遊び。お楽しみ会。
- ・ 事業所内で楽しめるような活動を計画した。

<医療型児童発達支援>

- ・ 親子参加が難しい行事について、登降園時に保護者の方々に見ていただけるよう玄関に閲覧コーナーを設けたり、玄関先に撮影スポットを設け、親子記念写真を撮影した

<福祉型障害児入所施設>

- ・ 施設内で行う日常的な行事をこれまで以上に増やしたり、工夫をした。
- ・ 児童の意見を生活に多く取り入れることにつながった。

<医療型障害児入所施設>

- ・ リモート等を活用しながら地域の情報を発信した

<地域活動支援センター>

- ・ 小グループでのドライブといった活動を提供した。
- ・ 施設内でできるレクリエーション活動を増やした。

12 令和3年度報酬改定に対する貴事業所としての評価について、該当する項目を1つ選んで○印をつけてください。また、その理由を記入してください。

事業種別	評価できる	どちらかといえば評価できる	どちらとも言えない	どちらかといえば評価できない	評価できない
居宅介護			1		
重度訪問介護			1		
同行援護			1		
行動援護			1		
日中サービス支援型 共同生活援助			2		
自立生活援助	1		1		
自立訓練（機能訓練）			1		
自立訓練（生活訓練）			5		1
就労移行支援		3	4	1	1
就労継続支援 A 型		1	2	2	1
就労定着支援	1	1	1		
地域移行支援		2	1		
地域定着支援		2	1		
児童発達支援	1	1	3	2	
医療型児童発達支援			1		
福祉型障害児入所施設		1	1		

医療型障害児者入所施設			1	1	
地域活動支援センター		1	1		

【具体的な理由】

「評価できる」

<就労定着支援>

- ・ 就労定着に関しては増収となる

<児童発達支援>

- ・ 加算が付くことにより、対象となる児童の受け入れやそれに向けた体制設備に取り組みやすい

「どちらかといえば評価できる」

<就労移行支援>

- ・ 支援計画会議実施加算により、関係機関の情報共有を密にする意識が高まった。職場定着率を2か年見てくれることに関しては評価できる。
- ・ 就職し、定着できるよう支援できたこと

<就労継続支援 A 型>

- ・ コロナ禍で売上が減少している中、サービス費が総額になったこと。

<就労定着支援>

- ・ 支援レポートを作成することにより、関係機関との情報共有が更に向上した。

<地域移行支援>

- ・ 特定事業所加算の基準が見直されたことで機能強化型加算（I）の申請が可能となったことや算定月以外の支援に対する評価ができるようになった。

<地域定着支援>

- ・ 特定事業所加算の基準が見直されたことで機能強化型加算（I）の申請が可能となったことや算定月以外の支援に対する評価ができるようになった。

<児童発達支援>

- ・ 歩く医ケア児に関し、報酬がついた事は良かった

<福祉型障害児入所施設>

- ・ 職員配置基準の改善があった。ソーシャルワーカー加算の新設があった。

「どちらともいえない」

<居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護>

- ・ 居宅系では基本報酬の変更があったのみで、大きな影響はなかったと思われる。

<自立訓練（機能訓練）>

- ・ 報酬単位が僅かながらの引き上げとなっている。

<自立訓練（生活訓練）>

- ・ 期限のしぼりがあると、標準利用期間を超過すると単価が減等となること。
- ・ 報酬単位が僅かながらの引き上げとなっている。
- ・ 減収傾向が見られるため。

<就労継続支援 A 型>

- ・ スコア方式となり、報酬の算出がはっきりして良いが、評価点数が妥当なのかわからない。

<地域定着支援>

- ・ 該当するケースがないことと、単価の変動もない。

<児童発達支援>

- ・ 報酬より利用者確保が先決です。

<医療型児童発達支援>

- ・ 個別サポート加算が新たに導入されたが、各市町村の把握状況に温度差が感じられた。新たな内容はスムーズな導入であれば良いと思われる

<地域活動支援センター>

- ・ 地域活動支援センターは今回の報酬改定に大きく関係していないから。

「どちらかといえば評価できない」

<就労継続支援 A 型>

- ・ A 型スコアに関する定義が曖昧。R3.4 月の報酬改定書類の提出時に初めから指導して下されば、実地指導において大幅な過誤調整 (-200 万以上) にはならなかったのではないかと思います。
- ・ スコア方式は面倒。

<児童発達支援>

- ・ 看護師などの専門職を採用するのに報酬が安い。
- ・ 人件費や施設運営費が賄えなくなってきている。

<医療型障害児入所施設>

- ・ 医療的ケア児の報酬単価は上がってきているが、医療的ケアがない利用者でも多くの支援を要する場合もあるため、見合った単価にしてほしい。

「評価できない」

- ・ 職員の人件費の確保や必要経費等を安定させたい。

13 今回の報酬改定を受け、その算定要件や単位数等に関する課題がありましたら記入してください。

<居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護>

- ・ 居宅介護では家事援助、身体介護で基本報酬に大きく違いがあるため、単純に全体的に報酬額を上げただけでは、サービスの差が出てきてしまう。

<自立訓練（生活訓練）>

- ・ 小規模事業所では加算要件を満たすことが難しいので、基本報酬の単価をあげて欲しい。
- ・ 通院等の支援に関する加算を検討して欲しい

<就労移行支援>

- ・ 就労につなげて定員減となる場合の補償が必要。
- ・ 今回の報酬改定で、職場定着率が低い事業所に対しては減算されている。一般企業への就職に結びつかなかったケースも多く、職場定着率の向上が課題である。
- ・ 2年間の就職者数の平均となったことで、前年度の就職者が少なくなれば当年度に多くの就職者を出したとしても区分が上がらない

<就労継続支援 A 型>

- ・ スコア表の労働時間で、報酬を上げようと労働時間を増やした場合、利用者の賃金も増額となる。それに対して就労支援事業収入が増えない場合、利用者賃金を支払っていくことが難しくなる。
- ・ 利用者の課題や目標、日々の悩みなどに真摯に向き合い、精一杯寄り添った支援を行っても、スコアの定義に沿うもの=良い支援と形作られ、型にはまっている部分が報酬単位として評価されてしまうものが残念です。経営が厳しく A 型事業所が多く廃止している中で、今回の改定でさらに厳しくなった所もあると思います。弊社も－400 万以上減収になりました。

<就労定着支援>

- ・ 当事業所では現状 1 名の実績しかなく、今回の報酬改定で実績の少ない事業所の単位数は減少している。逆に実績の多い事業所の単位数は増加しているため、定着支援の実績数を伸ばすことが当事業所の課題である。

<地域移行支援>

- ・ 算定要件の細かい基準を満たすことができず加算申請ができない。
- ・ 居宅等の訪問が月 2 回以上→コロナ禍で訪問拒否や月 1 回の訪問で事が足りる場合がある為、算定要件の細分化をお願いしたい。(月 2 回〇〇単位、月 1 回〇〇単位)

<地域定着支援>

- ・ 算定要件の細かい基準を満たすことが出来ず加算申請ができない。
- ・ 居宅等の訪問が月 2 回以上→コロナ禍で訪問拒否や月 1 回の訪問で事が足りる場合がある為、算定要件の細分化をお願いしたい。(月 2 回〇〇単位、月 1 回〇〇単位)

<児童発達支援>

- ・ 報酬をもう少し考えて欲しい。
- ・ 児童発達支援の利用者が、保育園や幼稚園を利用する傾向にあり、保育園や幼稚園で対応しきれない児童を受け入れると、職員が 1 対 1 や、1 対 2 で支援しなければいけないので、職員体制に負担が及ぶ。次年度は、卒園児童が 7 名おり、新規利用者も多くは望めないため、放課後等デイサービス費江用の多機能事業で行っていく。
- ・ 送迎の単価が公少しあがってほしい
- ・ 医療的ケアを必要とする場合、医師による判定スコアの提出を求めるが、有料となることへの保護者の抵抗はないのか。また、医師側に周知されておらず説明に苦慮した事案があると聞いた
- ・ 重症心身障害児に該当すると思われる児童でも、重心とみなされていないため送迎加算の対象とならない事案がある

<医療型児童発達支援>

- ・ 送迎加算で、重心の児だけではなく、肢体不自由児も加算対象（単位数が少なくても

- 良いので) とならないか
＜福祉型障害児入所施設＞
- ・ 基本報酬の大幅増を望む

14 選択いただいた事業に関する制度上の課題等がありましたら記入してください。

＜居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護＞

- ・ 居宅系の事業では地域柄、利用環境、利用者の状況等が複雑に関係するため単純に収入増だけを見込むと、利用できない人が出てきてしまう。

＜日中サービス支援型共同生活援助＞

- ・ 当事業所は特殊であるのかもしれないが、2ユニット混合のGHである。そのため、ユニットごとに配置職員数を定められているが、運営を考えたとき本来必要な人数(特に日中)については穏和要件があっても良いのではないかと考えます。

＜自立訓練(生活訓練)＞

- ・ 通所者が通院や体調などで休むことが多く、出席日数での報酬では運営が難しくなっているため、出勤日数ではなく月単位の報酬にして欲しい。
- ・ 有期限、超過利用した方の減等、検討して欲しい。

＜就労移行支援＞

- ・ 2年という機関で利用者の入れ替えを図らなければならず、定員に対する利用者の確保が難しい。
- ・ 今後、食事、送迎加算などがなくなると、家族への負担が増えて利用減につながる可能性あり。高実績事業所ほど、就職させて定員が空いてしまう。赤字であり苦しい。非都市部の事業所数が減り、当園でも利用者減が課題となっている。岩手県、全国の実績と分析があれば知りたいです。

＜就労継続支援A型＞

- ・ 障がい者を対象としているA型事業では、賃金+原価を賄えるような収入構造とすることが極めて困難であり、このような基準を設定していると既存のA型事業所は存続が困難になると思われる。

＜就労定着支援＞

- ・ 当事業所では、併設されている就労移行支援から就職した方を主に定着支援している。就職するまで携わった方を主に支援していたため、課程を知らない新規利用者を受け入れるノウハウがない。

＜岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会令和3・4年度調査研究事業＞
令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する実態調査について

○ 調査へのご協力をお願い

本調査は、障がい者福祉協議会調査研究委員会が実施するもので、障がい者福祉協議会会員事業所を対象としています。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定では、「障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等」「効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応」「医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進」「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進」「感染症や災害への対応力の強化」「障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し」の6つの方向性が示され、全体で0.56%のプラス改定となりました。

しかしながら、児童発達支援事業や放課後等デイサービス、就労系事業等については加算や単価の改定のみならず、報酬の構造そのものが変わり、今後の事業運営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

そこで、当協議会では、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の影響や事業所運営の実態について把握し、次期障害福祉サービス等報酬改定に対する意見、要望につなげることを目的に調査を実施します。

また、併せて、新型コロナウイルス感染症が収束しない中、利用者の働くモチベーションや、生活の楽しみの維持のため、各事業所での工夫した取組状況を把握し、利用者が日々充実して過ごすための支援の向上につなげることを目的に調査を実施します。

○ 調査票の様式

本様式のデータを希望される場合は、障がい者福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

【障がい者福祉協議会ホームページ】

<http://www.iwate-selp.net/fukushi/index.html>

※ ホームページ内の「障がい者福祉協議会からのお知らせ」に掲載しております。

○ 本調査に関する問合せは、下記担当者までお願いします。

岩手県社会福祉協議会福祉経営支援部（担当：松坂秀昭）

〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3 ふれあいランド岩手内

TEL：019-637-4407 FAX：019-637-4255

E-mail：h-matuzaka@iwate-shakyo.or.jp

※ 令和4年3月25日（金）までに、同封の返信用封筒で郵送いただくか、担当宛てメールで提出願います。

＜調査票 A＞令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する実態調査
事業所全体調査票

市町村	
設置（運営）主体	・社会福祉法人 ・NPO 法人 ・その他（ ）
法人名	
事業所名	
記入者職・氏名	

※ この調査票は施設や事業所単位でご記入ください。複数事業を実施している場合は合計した数値や事業所全体としての状況を記入してください。

問 1 貴事業所全体の事業実施状況についてお伺いします。貴事業所で実施している該当する事業名を全てに○をつけてください。また、各年度 9 月末時点の定員及び現員数を記入してください。
なお、定員が定められていない事業については、各年度 9 月末時点の延べ対応件数(利用者数)を備考欄に記入してください。

事業名	令和 2 年度 9 月末時点		令和 3 年 9 月末時点		備考
	定員	現員	定員	現員	
【訪問系サービス】					
居宅介護					
重度訪問介護					
同行援護					
行動援護					
重度障害者包括支援					
【日中活動系サービス】					
生活介護					
短期入所					
【施設入所系】					
施設入所支援					
【居住支援系】					
共同生活援助					
日中サービス支援型 共同生活援助					
自立生活援助					
【訓練系サービス】					
自立訓練(機能訓練)					
自立訓練(生活訓練)					

**<調査票 A>令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する実態調査
事業所全体調査票**

事業名	令和2年度9月末時点		令和3年9月末時点		備考
	定員	現員	定員	現員	
【就労系サービス】					
就労移行支援					
就労継続支援A型					
就労継続支援B型					
就労定着支援					
【相談系サービス】					
計画相談支援 障害児相談支援					
地域移行支援					
地域定着支援					
【障害児通所支援】					
児童発達支援					
医療型児童発達支援					
放課後等デイサービス					
居宅訪問型児童発達支援					
保育所等訪問支援					
【障害児入所支援】					
福祉型障害児入所施設					
医療型障害児入所施設					
【地域生活支援事業】					
地域活動支援センター					

問2 貴事業所全体の障害福祉サービス収入についてお伺いします。令和2年度上半期を100とした場合、令和3年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。(小数点以下四捨五入)

令和2年度上半期(4月～9月)の収入	令和3年度上半期(4月～9月)の収入
100	_____ %

問3 貴事業所全体の障害福祉サービス収入についてお伺います。令和2年度と令和3年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

減収 300 万円以上	減収 200～300 万円未満	減収 100～200 万円未満	減収 100万円 未満	増収 100万円 未満	増収 100～200 万円未満	増収 200～300 万円未満	増収 300万円 以上

問4 問2において、100%以上(増収)と回答した事業所のみ回答してください。

**<調査票 A>令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する実態調査
事業所全体調査票**

(1) 収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。(複数回答可)

	令和3年度報酬改定による増収
	新規事業の立ち上げによる増収
	同一事業の規模拡大(定員増等)による増収
	利用者数の増加
	その他 具体的に ()

(2) 増えた収入はどのような予算科目に反映する予定ですか。該当する全ての項目に○印をつけてください。(予算措置を行っていない場合は、現段階で必要と見込まれる項目に○をつけてください)

	職員人件費
	事務費などの施設管理費
	新型コロナウイルス感染予防対策に係る経費
	送迎経費や教養娯楽費などの利用者支援に係る経費
	施設の老朽化に伴う修繕費
	新たな事業を行うための施設整備費
	施設で使用する器具や備品の購入費
	車両の購入費(リース含む)
	就労支援事業で使用する機械装置や備品の購入費
	人件費を目的とした積立金
	施設整備や備品購入を目的とした積立金
	借入金の返済
	同一法人内の他の社会福祉事業への繰入れ
	社会福祉充実計画への再投下
	本部会計への繰入れ
	予算化せずに全額又は一部を繰り越す予定
	その他 具体的に ()

(3) 増収により事業所運営にどのような影響が見込まれますか。該当する全ての項目に○印をつけてください。

	経営基盤が安定し、将来に展望がもてる
	収入は増えたが、加算の取得による増収のため、将来的には不安である
	以前と比較し、資金繰りが楽になる
	本来必要な経費に充てると、ほとんど余裕がない
	赤字の補填にしかならず、苦しいことには変わりはない
	事業の拡大や新規事業を立ち上げる(又は、計画している) 具体的に ()
	指定基準や加算要件を超える職員配置が可能になる(又は、以前から定数外職員を配置しており、その継続が可能になる)
	利用者支援に経費を充てることができ、好影響が見込める 具体的に ()
	職員の処遇改善
	新型コロナウイルス感染症の感染予防策を講じることができる
	特に大きな影響、変化はない
	その他 具体的に ()

問5 問2において、100%以下(減収)と回答した事業所のみ回答してください。

**<調査票 A>令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する実態調査
事業所全体調査票**

(1) 収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

	令和 3 年度報酬改定による減収
	既存事業の廃止による減収
	同一事業の規模縮小による減収
	利用者数の減少
	その他 具体的に ()

(2) 減収により事業所運営にどのような影響が見込まれますか。該当する全ての項目に○印をつけてください。

	経営基盤が安定しているので影響は少ない
	経営基盤が不安定であり、今後の事業所運営に対する影響は大きい
	収入は減ったが資金繰りは可能であり、事業経営に支障はない
	減収により経費の削減が必要となり、事業経営に支障がある
	職員数の減や給与内容の見直しにより人件費を削減する
	人件費は維持し、他の経費削減で対応した
	経費の削減により利用者支援に支障がでている 具体的に ()
	特に大きな影響、変化はない
	その他 具体的に ()

問 6 貴事業所としての令和 3 年度報酬改定に対する評価をお伺いします。1 から 5 のうち該当する番号を 1 つ選んで○印をつけてください。また、よろしければその理由をご記入ください。

1	評価できる	理由：
2	どちらかといえば評価できる	
3	どちらとも言えない	
4	どちらかといえば評価できない	
5	評価できない	

問 7 次期報酬改定に向けて、ご意見がありましたらご記入ください。

※ <調査票 B> へお進みください。

**<調査票 B>令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する実態調査
事業種別調査票**

事業所名	
記入者職・氏名	

- ※ 実施している事業の内、1つを記入してください
- ※ 複数実施している場合は、お手数ですが本用紙をコピーしていただき、事業種ごとに回答してください
- ※ 令和2年度の実績がない事業については、回答できる設問にのみ回答してください。

問1 貴事業所で実施している事業1つに○をつけてください。

【訪問系サービス】

<input type="checkbox"/>	1 居宅介護	<input type="checkbox"/>	2 重度訪問介護	<input type="checkbox"/>	3 同行援護
<input type="checkbox"/>	4 行動援護	<input type="checkbox"/>	5 重度障害者包括支援		

【日中活動系サービス】

<input type="checkbox"/>	6 生活介護	<input type="checkbox"/>	7 短期入所		
--------------------------	--------	--------------------------	--------	--	--

【施設系・居住系サービス】

<input type="checkbox"/>	8 施設入所支援	<input type="checkbox"/>	9 共同生活援助	<input type="checkbox"/>	10 日中サービス支援型 共同生活援助
<input type="checkbox"/>	11 自立生活援助				

【訓練系サービス】

<input type="checkbox"/>	12 自立訓練(機能訓練)	<input type="checkbox"/>	13 自立訓練(生活訓練)		
--------------------------	---------------	--------------------------	---------------	--	--

【就労系サービス】

<input type="checkbox"/>	14 就労移行支援	<input type="checkbox"/>	15 就労継続支援A型	<input type="checkbox"/>	16 就労継続支援B型
<input type="checkbox"/>	17 就労定着支援				

【相談系サービス】

<input type="checkbox"/>	18 計画相談支援 障害児相談支援	<input type="checkbox"/>	19 地域移行支援	<input type="checkbox"/>	20 地域定着支援
--------------------------	----------------------	--------------------------	-----------	--------------------------	-----------

【障害児通所支援】

<input type="checkbox"/>	21 児童発達支援	<input type="checkbox"/>	22 医療型児童発達支援	<input type="checkbox"/>	23 放課後等デイサービス
<input type="checkbox"/>	24 居宅訪問型児童発達支援	<input type="checkbox"/>	25 保育所等訪問支援		

【障害児入所支援】

<input type="checkbox"/>	26 福祉型障害児入所施設	<input type="checkbox"/>	27 医療型障害児入所施設		
--------------------------	---------------	--------------------------	---------------	--	--

【地域生活支援事業】

<input type="checkbox"/>	28 地域活動支援センター				
--------------------------	---------------	--	--	--	--

問2 選択いただいた事業の各年度9月末時点での定員及び現員数を記入してください。

なお、定員が定められていない事業については、各年度9月末時点の延べ対応件数(利用者数)を備考欄に記入してください。

令和2年9月末時点		令和3年9月末時点		備考
利用定員	現員数	利用定員	現員数	
_____名	_____名	_____名	_____名	

**<調査票 B>令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する実態調査
事業種別調査票**

問3 選択いただいた事業の障害福祉サービス等収入についてお伺いします。令和2年度上半期を100とした場合、令和3年度上半期の収入は何%になりますか。複数の事業を実施している場合は合計した数値を記入してください。(小数点以下四捨五入)

令和2年度上半期(4月～9月)の収入	令和3年度上半期(4月～9月)の収入
100	_____ %

問4 実施事業における障害福祉サービス収入についてお伺います。令和2年度と令和3年度を比較した場合の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

減収 300 万円以上	減収 200～300 万円未満	減収 100～200 万円未満	減収 100万円 未満	増収 100万円 未満	増収 100～200 万円未満	増収 200～300 万円未満	増収 300万円 以上

問5 問3において、100%超(増収)と回答された事業所のみ回答してください。

収入が増えたと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

【報酬改定による増収】	
	報酬単価そのものが増額した
	加算が取得できた
	その他 具体的に ()
【報酬改定以外の要因による増収】	
	利用者数が増加した
	その他 具体的に ()

問6 問3において、100%未満(減収)と回答された事業所のみ回答してください。

収入が減ったと考えられる要因について、該当する全ての項目に○印をつけてください。

【報酬改定による減収】	
	報酬単価そのものが減額した
	加算が取得できなかった
	その他 具体的に ()
【報酬改定以外の要因による減収】	
	利用者数が減少した
	その他 具体的に ()

問7 食事提供体制加算を算定している事業所のみ回答してください。

(1) 令和3年9月末時点の利用者の現員数と食事提供体制加算の対象となっている利用者数を記入してください。

令和3年9月末時点の現員数	うち、食事提供体制加算の対象となっている利用者数
名	名

**<調査票 B>令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する実態調査
事業種別調査票**

- (2) 食事提供体制加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目1つに○印をつけてください。

<input type="checkbox"/>	利用者に当該加算相当分の経費を負担いただく
<input type="checkbox"/>	事業所が当該加算相当分の経費を負担する
<input type="checkbox"/>	利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく（経費の一部を事業所が負担する）
<input type="checkbox"/>	食事提供の廃止
<input type="checkbox"/>	その他 具体的に（ ）

問8 送迎加算を算定している事業所のみ回答してください。

- (1) 令和2年度と令和3年度を比較した場合の当該加算の増減額の予測について、該当する項目に○印をつけてください。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
減収 100万円 以上	減収 50～100 万円未満	減収 30～50 万円未満	減収 30万円 未満	増減なし	増収 30万円 未満	増収 30～50 万円未満	増収 50～100 万円未満	増収 100万円 以上

- (2) 令和3年9月末時点の利用者の現員数と送迎加算の対象となっている利用者数を記入してください。

令和3年9月末時点の現員数		うち、送迎加算の対象となっている利用者数	
名		名	

- (3) (2)で送迎加算の対象となっている利用者について、施設から乗降場所までの送迎に要する片道の距離について、各項目に該当する利用者数を記入してください。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5km 未満	5km 以上 10km 未満	10km 以上 15km 未満	15km 以上 20km 未満	20km 以上 25km 未満	25km 以上 30km 未満	30km 以上

- (4) 送迎加算が廃止された場合にどのような影響が考えられますか。現段階で、貴事業所の方針にもっとも近い項目1つに○印をつけてください。

<input type="checkbox"/>	利用者に当該加算相当分の経費を負担いただき送迎を継続する
<input type="checkbox"/>	事業所が当該加算相当分の経費を負担し送迎を継続する
<input type="checkbox"/>	利用者に当該加算相当分の経費の一部を負担いただく（経費の一部を事業所が負担する）
<input type="checkbox"/>	送迎の廃止
<input type="checkbox"/>	その他 具体的に（ ）

**<調査票 B>令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する実態調査
事業種別調査票**

問9 日中サービス支援型の共同生活援助事業を実施している事業所のみ回答してください。今回の改正により、基本報酬の支援区分4以上が増額され、支援区分3以下が減額されましたが、当該増減による影響予測について、該当する項目に○印をつけてください。

減収 100万円 以上	減収 50～100 万円未満	減収 30～50 万円未満	減収 30万円 未満	増減なし	増収 30万円 未満	増収 30～50 万円未満	増収 50～100 万円未満	増収 100万円 以上

問10 共同生活援助事業を実施している事業所のみ回答してください。今回の改正におり夜間支援体制加算が減額されましたが、当該減額による影響予測について、該当する項目に○印をつけてください。

減収 100万円 以上	減収 50～100 万円未満	減収 30～50 万円未満	減収 30万円 未満	増減なし	増収 30万円 未満	増収 30～50 万円未満	増収 50～100 万円未満	増収 100万円 以上

問11 新型コロナウイルスの感染症の影響により、利用者の働くモチベーション、生活の楽しみや意欲の維持のため、工夫して取り組んだことを記入してください。

問12 令和3年度報酬改定に対する貴事業所としての評価について、該当する項目を1つ選んで○印をつけてください。また、その理由を記入してください。

	評価できる	理由：
	どちらかといえば評価できる	
	どちらともいえない	
	どちらかといえば評価できない	
	評価できない	

問13 今回の報酬改定を受け、その算定要件や単位数等に関する課題がありましたら記入してください。

＜調査票 B＞令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する実態調査
事業種別調査票

問 14 選択いただいた事業に関する制度上の課題等がありましたら記入してください。

ご協力ありがとうございました。3 月 25 日までに郵送いただくか、担当宛てメールで提出願います。

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 障がい者福祉協議会

調査研究委員会名簿

【令和3年度調査研究委員会名簿】

(敬称略)

No.	選出枠	役職名	委員会役職	氏名	施設名	職名
1	県南	代表幹事	委員長	畠 浩一	遠野コロニー	所長
2	県南	幹事	副委員長	與羽 州子	松風園	園長
3	県北	副会長	委員	阿部 孝司	奥中山学園	園長
4	中央	幹事	委員	佐々木 北枝	しらたき工房	所長
5	中央	幹事	委員	高館 美保子	盛岡書房	施設長
6	両磐	幹事	委員	千葉 進也/ 塚本 圭	うららか	管理者
7	両磐	幹事	委員	千田 伸樹	障がい者ケアホーム ビリーブ	所長
8	沿岸	幹事	委員	吉田 幸弥	四季の郷	施設長
9	沿岸	幹事	委員	鈴木 貴雅/ 舛田 克己	望みの園 はまなす	施設長
10	県北	幹事	委員	下館 正則	ウイズ友	所長
11		会長	オブザーバー	松田 賢雄	石上の園	施設長

【令和4年度調査研究委員会名簿】

(敬称略)

No.	選出枠	役職名	委員会役職	氏名	施設名	職名
1	県南	幹事	委員長	與羽 州子	松風園	園長
2	県北	副会長	副委員長	阿部 孝司	奥中山学園	園長
3	中央	幹事	委員	佐々木 北枝	しらたき工房	所長
4	中央	幹事	委員	高館 美保子	盛岡書房	施設長
5	県央	代表幹事	委員	小崎 憲博	こぶし苑	施設長
6	両磐	幹事	委員	塚本 圭	うららか	管理者
7	両磐	幹事	委員	千田 伸樹	障がい者ケアホーム ビリーブ	所長
8	沿岸	幹事	委員	吉田 幸弥	四季の郷	施設長
9	沿岸	幹事	委員	舛田 克己	望みの園 はまなす	施設長
10	県北	幹事	委員	下館 正則	ウイズ友	所長
11		会長	オブザーバー	松田 賢雄	石上の園	施設長

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 障がい者福祉協議会
令和 3 年度、令和 4 年度調査研究事業

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定実態調査報告書

発行日 2023 年 2 月 20 日

発行者 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 障がい者福祉協議会

事務局 〒020-0831 盛岡市三本柳 8 地割 1 番 3 ふれあいランド岩手内

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部内

TEL019-637-4407 FAX019-637-4255